



Title	漁家における女性労働の存在形態に関する研究
Author(s)	三木, 奈都子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(水産学)
Dissertation Number	甲第4564号
Issue Date	1998-09-30
DOI	https://doi.org/10.11501/3145387
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51569
Type	doctoral thesis
File Information	000000330579.pdf



主論文

漁家における女性労働の
存在形態に関する研究

三木奈都子

平成10年

①

漁家における女性労働

の存在形態に関する研究

平成10年

三木奈都子

目次

緒言 研究の課題と分析視点	1
1, 本論文における課題と分析視点	1
2, 本論文の研究史との関連	1
3, 論文の構成	5
I, 漁家女性の漁業労働と就業状況	7
I - 1 漁家女性の漁業労働	7
I - 1 - 1 漁業における女性労働の量的把握	7
1, 女性漁業従事者の歴史的推移	7
2, 現在の漁業就業者における女性の割合	9
I - 1 - 2 漁業における女性労働の存在形態	11
1, 漁業種類と海上作業の労働力構成	11
2, 労働時間	15
3, 漁業経営への参画状況	17
I - 2 漁家女性の就業状況	20
I - 2 - 1 漁家女性の就業状況とライフサイクル	20
1, 就業分類	20
2, 就業状況の変化	21
I - 2 - 2 漁家女性の就業状況を規定する要因	25
1, 漁家女性の就業状況を規定する要因	25
2, 漁家女性の就業状況の地域差	29
I - 3 小括	56

II, 漁家女性の就業状況を規定する要因と労働内容の実態	59
II - 1 漁家女性の海上作業従事	59
II - 1 - 1 沿岸漁業乗組員	59
1, 大分県米水津村の漁業の歴史と概況	60
2, 女性の就業状況	60
3, まき網漁業への女性の乗船状況と労働過程	62
4, まき網漁業における女性の乗組員就業を 規定する要因	63
II - 1 - 2 夫婦操業	70
1, 静岡県湖西市入出地区の湖内漁業における 夫婦操業	70
2, 茨城県波崎町の河川漁業における夫婦操業	76
3, 千葉県富浦町南無谷地区の刺網漁業におけ る夫婦操業	78
4, 広島県豊浜町の長期自営釣り漁業における 夫婦操業	79
5, 福島県いわき市豊間地区の海面船曳網漁業 における夫婦操業	80
II - 1 - 3 単身操業	91
1, 長崎県壱岐島八幡浦における漁業	91
2, 漁家の経営類型とアマ漁業の位置づけ	93
3, アマ漁業の労働過程	97
4, 女性の漁業従事を規定する要因	100
II - 1 - 4 小括	116

II - 2	漁家女性の陸上作業従事	119
II - 2 - 1	漁具準備・処理作業	119
	1, 岩手県普代村におけるサケ延縄漁業	119
	2, 北海道寿都町における刺網漁業	124
II - 2 - 2	水揚・選別作業	128
	1, 静岡県舞阪町における漁業と漁家の経営 類型	128
	2, 女性の就業状況とそれを規定する要因	131
	3, シラス2艘曳網漁業の労働過程	132
	4, 共同的水揚作業労働の特質	135
	5, シラス2艘曳網漁業の水揚作業の地域的 差異	138
II - 2 - 3	自家加工作業	145
	1, 北海道様似町冬島地区の漁業と漁業 就業者	145
	2, 漁家の経営類型とライフサイクル	146
	3, コンプ漁業の漁業労働過程と漁家女性の 家事・育児・高齢者介護	150
	4, 漁家女性の就業を規定する要因	159
II - 2 - 4	小括	167
II - 3	女性の漁業外従事	169
II - 3 - 1	漁業外自営業 - 水産物行商 -	169
	1, 石川県輪島市輪島崎町の漁業と女性就業	169
	2, 水産物行商人の漁業従事と就業を規定する 要因	172

3, 水産物行商人の地元水産物流通に占める位置	175
4, 振り売り行商の存続の要因	177
5, 振り売り行商人の販売行動	179
II - 3 - 2 恒常的雇用就業	190
1, 長崎県壱岐島勝本浦地区の漁業と女性の漁業従事	190
2, 漁家女性の雇用就業化とその要因	193
3, 勝本浦地区の女性の労働観の変化	198
II - 3 - 3 小括	207
III, 結論	209
参考文献	213

緒言 研究の課題と分析視点

1, 本論文における課題と分析視点

現在、女性の漁業への従事は未婚女性が自ら選択して行うことはまれで、既婚女性が漁家の家族労働力として期待された役割として担っているのが現状である。漁家において既婚女性は漁業と家事・育児・高齢者介護とを担い、漁家としての経営・労働組織と生活組織の維持存続に必須の要素となっている。

しかしながら、直接的な生産労働である海上作業には男性労働力が不可欠であることから、漁業は男性産業であるという視点が支配的である。漁業労働研究においても、漁業労働を海上作業から陸上作業まで連続したものとして認識し、さらに漁業労働に家事・育児・高齢者介護や漁業外就業を含めた漁家の労働全体の中での漁家女性労働を捉えたものは一部の労働科学研究等以外にはほとんど行われてこなかった。また、近年の漁家世帯における男性の後継者不足と高齢化という状況は、女性に求められている漁業労働や就業を大きく変貌させている。

本論文では、漁家女性の就業を規定する諸要因の変化と漁業労働の内容を分析することによって、こうした漁業就業者を取り巻く労働力不足の状況における漁家女性の労働の存在形態を明らかにすることを課題としている。このような課題に応えるために、本研究では漁業センサスなどの諸調査統計の分析の深化を図りつつ、漁家の女性労働の実態と内容を捉えるという分析視点をとっている。

2, 本論文の研究史との関連

漁家の既婚女性の労働を海上作業に陸上作業、家事・育児労働を加えたものとして捉えた研究はこれまでほとんどなく、断片的な記述をつなぎ合わせてようやくその系譜をたどることができる。

戦前から戦後にかけて、民俗学の分野で漁村女性を研究対象としてきたのは瀬川清子氏である。漁家女性の労働は漁業だけではなく

商業・加工・農業・賃働き等、漁業関連業及び漁業外就業を組み合わせ、その概観を示し、商業・加工業・運送業が独立した産業として成立することによって、現金収入を得る手段を失いつつある漁家女性の姿を示した⁽¹⁾。瀬川氏の主な調査対象であった海女と行商人は、女性の海上作業従事や雇用就業が一般的でなかった戦前の漁家女性の就業形態の代表的なもののひとつであり⁽²⁾、かつ、女性が漁業において現金収入を得ることができ経済的地位が高かったことを示す例といえる。

瀬川氏の研究の後、1960年代の後半から1970年半ばにかけて、漁家女性の労働に関して研究を行ったのは岩崎繁野氏であった。岩崎氏の漁業における女性研究は、労働科学的な視点から行われた海女の生理学的研究に始まり、その後、女性が夫婦操業、カキ打ち作業、ハマチ養殖、水産加工、水揚・選別作業等を行う9地方17地域を対象に行った調査で女性の漁業労働を中心とした生活実態について迫った⁽³⁾。岩崎氏は、女性の漁業従事を、海上作業に従事して漁業生産に「直接参加するもの」と、水産加工や船の押し出し引き上げや行商など「間接的に参加するもの」、他産業の内職など「全く関係ないもの」の3通りに分類した。そして、漁業作業以外に家事や兼業している農業など幾重にも女性の労働負担が重なっているところに、後継者不足により海上作業労働が期待されてきており、過重労働や子供の教育などの問題が生じていることを明らかにした。

1980年代に入って漁家女性の就業状況を漁業就業構造のなかで示したのは、加瀬和俊氏であった⁽⁴⁾。漁家の女性就業に影響を与える諸要因として年齢や世帯のタイプ、労働市場の展開度、自営兼業部門の存否、自営漁業の内容と乗組員構成をあげ、漁業種類と女性労働の関係について整理している。女性就業の諸類型として、周年的海上作業従事者、季節的海上作業従事者、自営業関連陸上作業主業者、兼業部門主業・漁業関連陸上作業従事者、恒常的賃労働従事者に分類し、女性は優先的に自家漁業に従事する限り、労働の繁閑に規定されて、不安定な賃労働機会を甘受せざるを得ない状況をとらえた。

その後、加瀬氏は漁業における男子の継承関係に関する研究⁽⁵⁾のなかで、海上作業において男性労働力が不可欠であるのに対して、女子労働は「補助的・部分的・縁辺的」であり、女性が海上作業に従事する最も一般的な夫婦操業は、一時的で最も不安定な形態であると位置つけた。また、陸上作業に関しても、女性や高齢者によって担われることが多く海上作業に比べて不熟練労働であると特徴づけた。漁業センサスを主な資料として示されたこれらの加瀬氏の研究による漁業就業構造における女性の就業状況の提示は、示されたこと自体非常に意味深いものであったが、男性の継承関係を明らかにするために海上作業を中心にすえて提示したことによって女性の漁業従事の少なさが強調されてしまう結果となったといえる。

1990年代に入ると、実態調査などにおいて女性労働に関する記述が断片的ではあるが、みられるようになった。女性の海上作業については、加瀬和俊氏が鳥取県淀江漁協地区と大分県臼杵市漁協地区における夫婦操業の事例を示し⁽⁶⁾、男性労働力の不足から夫婦操業化が進展した状況を報告している。大分県臼杵市漁協地区の事例では、夫婦操業化の地域的な差異と新規漁業導入に際する対応、家事の嫁姑間の分担、技術習得などについて触れている。

女性の陸上作業については、宮沢晴彦氏が島根県平田町佐香漁協地区の延縄漁業の漁具準備作業において女性の餌掛け作業が欠かせない状況⁽⁷⁾を示し、中村丈夫氏が茨城県北茨城市大津漁協地区のオキアミ漁において女性による水揚げ作業が過重なことが漁獲量を制限する要因となっていることを報告している⁽⁸⁾。いずれの場合も、女性労働が海上作業の中心的労働とはなっていないが、担当している陸上作業が海上作業を規定し得るという点で女性労働の重要性が示されているといえる。

陸上作業を含めて漁家女性の漁業労働を明らかにしようと取り組んだのは、荒井由美子・児玉いずみ・長野章氏の1993年の調査報告である⁽⁹⁾。三氏は漁港施設整備を行う立場から、漁港及び漁村は海上作業の出入港時に港を使用する男性以上に、港で長時間の水揚・

加工作業を行う女性にとって重要であることを調査の前提とし、漁業センサスではひとくくりにされてしまう陸上作業に関して、魚の選別、水産加工業、漁網修理・仕立て、仲買人、販売（水産業）、単純な手伝い、その他と細分化した項目を設定してアンケートを行い、女性の漁業作業を明らかにしようと努めた。続けて児玉氏は北海道苫前町を事例として、女性が陸上作業に従事しながらも漁業センサスにおいては「漁業就業者」として示されていないという統計上の女性の漁業労働把握の偏りを指摘した⁽¹⁰⁾。

一方、漁村民俗学や漁村地理学の分野でも、近年、漁村における女性労働に関する問題が取り上げられている。高桑守史氏は、技術と社会の変化に伴う女性の役割と地位の変化に関する研究が1980年代後半から世界的に多く輩出されている傾向があることを述べている⁽¹¹⁾。また、漁業地理学の田和正孝氏は、固定的にみえる漁村社会における男女の役割分担が技術革新や新規漁業の導入により、もとの性別分業を踏襲しながらも女性の家事労働の中に漁業活動を以前に増して含めるという変化をもたらした点について事例を提示し、漁場利用と女性の研究の重要性について述べている⁽¹²⁾。

また、漁業と同じ第一次産業である農業における女性の従事に関する研究としては、農家女性の就業構造の変化と女性労働の地位の変化との関連を事例を用いて分析し、女性労働の自立化による新しい農業生産力の形成の可能性について、検討している吉田義明氏の研究がある⁽¹³⁾。熊谷苑子氏は、生産労働のみを労働と見なす労働概念を用いての分析では、女性労働を家族農業経営の構成要素として認識することができず、家族農業経営における女性労働の位置を正當に評価し分析するためには、家族の内部構造と家族労働過程についての実証的な研究の積み重ねが必要であることを示している⁽¹⁴⁾。

以上のような研究史を踏まえ、本論文では、漁業センサスを用いて漁家女性の漁業従事と就業状況を示した後、実態調査を通じて家事・育児労働を含めて、労働過程における海上作業から陸上作業ま

での流れの中での女性労働を、社会変化と性別分業の視点から全体像として捉えようとしている。

3. 論文の構成

本論文は3章から成る。第I章では漁家女性の漁業従事と就業状況の特徴・特質をマクロ的に把握し、第II章では海上作業従事、陸上作業従事、漁業外従事という就業状況ごとに行った実態調査を通して、漁家女性の就業状況を規定する要因と労働内容について分析する。

第I章では、第1に、陸上作業にシフトした形で漁業に従事する場合の多い女性労働の、近年の男性労働力不足傾向に伴う変化について明らかにする。また、女性の漁業労働時間の特質や経営への参画状況についても探る。第2に、漁家女性の就業状況を就業内容に沿って分類した後、年齢階層的な女性の就業状況と漁家女性の就業を規定づける要因について明らかにする。

第II章では、第1に女性の海上作業として沿岸漁業乗組員、夫婦操業、単身操業といった女性の海上作業の労働内容と女性に従事されている要因について示す。第2に、漁具準備・処理作業、水揚げ・選別作業、自家加工作業に分けられる陸上作業における女性労働の内容とその就業を規定する要因について示す。その際、漁家雇用としての女性労働にも注目する。第3に、季節的な漁業従事に兼業として組み合わせるという位置付けが成されてきた漁業外従事の変化を、恒常的雇用就業化を中心として明らかにする。

最後に、以上の検討をまとめて本論分の結論を示す。

注：

(1) 瀬川清子「漁村婦人のはたらき」『十六島紀行・海女記断片』未来社、1976年

(2) 瀬川清子「『海女』1955年（新版 未来社、1970年）

瀬川清子『販女』1943年（新版 未来社、1971年）、

- (3) 岩崎重野『漁家の生活及び生活環境の現状(水産経済研究No11)』水産庁漁政部企画課, 1968年、岩崎重野『漁家の生活及び生活環境の現状(2)(水産経済研究 No14)』水産庁漁政部企画課, 1970年、岩崎重野『漁家の生活及び生活環境の現状(総括編)(水産経済研究 No17)』水産庁漁政部企画課, 1972年、服部昭「故岩崎重野女史と漁業労働」漁業経済研究第23巻第3・4合併号、1977年10月
- (4) 加瀬和俊「家族自営業における技術革新と女子労働」『技術革新と女子労働』国際連合大学、1985年12月
- (5) 加瀬和俊『沿岸漁業の担い手と後継者』成山堂書店、1988年
- (6) 加瀬和俊『沿岸漁業における就業構造に関する研究』水産経済研究No.49, 水産庁漁政部企画課, 1992
- (7) 宮澤晴彦「主業的漁業の経営実態と漁村構造の展望－佐香漁協・小伊津地区のアマダイ延縄漁業経営を中心として」『平成7年度沿岸優良漁業経営条件調査委託事業地域調査報告書(島根半島西部地域)』, 1996年
- (8) 中村丈夫「沿岸漁村の現状と取り組んで」『農村と都市をむすぶ』No.517, 1994年
- (9) 荒井由美子・長野章・児玉いずみ『女性の視点からみた漁港漁村整備(その1)』水産振興第307号, 1993年7月、荒井由美子・長野章・児玉いずみ『女性の視点からみた漁港漁村整備(その2)』水産振興第308号, 1993年8月
- (10) 児玉いずみ『平成8年度マリンビジョン21シンポジウムふれあい漁港21報告書』留萌開発建設部築港課, 1996年
- (11) 高桑守史『日本漁民社会論考』未来社、1994年2月
- (12) 田和正孝『漁場利用の生態』九州大学出版会、1997年1月
- (13) 吉田義明『日本型低賃金の基礎構造』日本経済評論社、1995年2月
- (14) 熊谷苑子「家族農業経営における女性労働の役割評価とその意義」『家族農業経営における女性の自立』農山漁村文化協会、1995年11月

I、漁家における女性の漁業労働と就業状況

女性の漁業従事と就業状況の全体像を把握しておくことは、実態調査の結果から漁家女性の漁業労働状況とその就業決定の要因を分析するうえでの前提の作業である。IではIIの分析の基軸として、女性の漁業従事と就業の状況を把握し、その特質について検討しておくことを課題としている⁽¹⁾。

I-1 漁家女性の漁業労働

I-1-1 漁業における女性労働の量的把握

漁業における女性労働の状況を把握するために、はじめに量的にどのくらい存在しているのかについてみていく。

1. 女性漁業従事者の歴史的推移

女性が海上作業に従事する割合が高まってきたのは、それほど昔のことではなく戦後になってからである。戦前の1930年代は、沿岸漁業における漁船の動力化がそれほど進んでおらず、女性が漁業の中心的労働の担い手になること自体がほとんど不可能に近いものであったため、主に行商や自家加工という夫の漁獲した水産物を商品化・現金化する陸上作業を担当していたとみられる。1930年の国勢調査では漁業就業者人数は男性が50万1,000人、女性が4万6,000人であり、女性の割合は漁業就業者全体の8.4%であった。

その後、戦後の復興途上期の1950年から1955年においては、男性が32万6,000人から28万2,000人へと減少する一方で、女性が5万6,000人から12万3,000人へと倍以上に増加し、その間に女性の割合は14%から30%へと急増したのである。これは、半農半漁の漁家が地域の協業的漁業から家族経営の漁業へと再編成される中で、船の動力化による労働強度の減少やプラスチック化による船体耐久性の向上、機関馬力数の向上による漁場の拡大などの技術革新という追い風を

受けて、夫のみが漁業従事するという形態から夫婦操業という形態へ移行する過程で、女性は農業から漁業に就業の中心を移していったと考えられる⁽²⁾。さらに、この時期に漁船漁業よりも陸上作業労働の割合が高い養殖業などの漁業種類が発達したことにより労働力としての女性の必要性が高まり、また、女性の乗船禁忌が戦後の女性解放の理念の広がりとともに薄れたことが、女性の漁業従事の拡大を後押ししたものと考えられる⁽³⁾。

このような技術革新は、労働強度の軽減や機器類の発達による海上作業者の熟練度の必要性が低下したことにより、女性を漁業に従事させる大きな転換要素となったが、海上作業が漁場や労働時間の点で女性の家事や育児と両立できるまでには至らなかった。技術革新による機関馬力の向上や船足の速さは、漁業労働時間を短縮させる方向には向かわず、むしろ、漁場競争の激化や労働時間の延長をもたらしたのである。その結果として、漁場の拡大や長期航海化により、漁業従事から女性を遠ざけた側面も大きい。また、近年では通信機器の発達により、陸上作業の待機時間の短縮が若干図られているが、時間が不規則な漁業労働という根本的な労働特性においては変化していないといえる。

戦後の漁業就業者の中心世代となったのは、戦争時期に兵役年齢に満たずに戦場に行くことが少なかった昭和一桁生まれの男性とその妻たちであった。戦後、食料の増産傾向と漁村での労働力不足により漁業にてっとり早く就業できる環境があり、しかも雇用の場としても好条件であったという背景のもと、この世代に漁業就業が集中したのである。しかも、この世代はその後の日本経済の成長とともに労働力市場が広がった時期においては、既に高齢となった親の扶養が発生してきたために漁村から離れられないものとなっていた。従って世代的に人数の増減が小さく最も安定的に漁業就業を行ってきたという特徴を持っている⁽⁴⁾。その後の世代以降が、特に高度経済成長期に学卒期を迎えた世代では漁家から他産業への流出が激しく、結果として現在に至るまで漁業就業者の数が減少の一途をたど

っているのとは大きく異なるのである。

昭和一桁生まれ漁業者の妻世代以前からも、漁家の女性は陸上作業を中心に従事し漁家における重要な働き手として存在してきたが、昭和一桁生まれ漁業者の妻世代はその層の厚さと、海上作業を行うようになったという労働の質的な変化とにおいて、それ以前や以降の世代とは違った特異な存在であると考えられる⁽⁵⁾。

2. 現在の漁業就業者における女性の割合

(1) 「海上作業従事者」と「陸上作業従事者」の人数

表 I -1-1 に 1993 年の男女別の漁業従事者の人数と割合を示した。女性において「漁業世帯の世帯員のうち、満 15 歳以上で調査期日前 1 年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間 30 日以上従事した者」である「漁業就業者」は 53,503 人、「陸上作業のみ従事者」は 44,854 人であり、「漁業就業者」の約 83% にあたる人数の「陸上作業のみ従事者」がいる。それに対して男性の場合、「漁業就業者」は 183,089 人であるのに対して「陸上作業のみ従事者」はわずか 4,656 人と、「漁業就業者」の約 3% にあたる人数しか存在していないのである。

このように、男性の漁業従事が海上作業を必ず行い、陸上作業を行う場合も海上作業から連続して従事していることを意味しているのに対して、女性の場合、陸上作業だけに従事する者が海上作業従事者の人数と同程度存在し、男性よりも漁業労働の内容は陸上作業にシフトしている状況が示されている。その結果、「漁業就業者」及び「陸上作業のみ従事者」における女性の割合は、「漁業就業者」においては 22.6% であるが「陸上作業のみ従事者」においては実に 90.6% もの高い割合を占め、「漁業就業者」と「陸上作業のみ従事者」を足した漁業従事者全体においては、女性は 34.4% を占めているのである。

また、「漁業就業者」を「養殖業就業者」と「漁船漁業就業者」とに分けてみると、作業時間が比較的規則的で岸近くでの作業の多

い養殖業就業者では女性の割合は34.8%と高いが、漁船漁業就業者では18.6%と低いという特徴が示され、女性の漁業従事は時間の規則性と漁場の近さが求められていると考えられる。

(2) 「基幹的漁業従事者」

「基幹的漁業従事者」とは、「個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者」のことをいう。女性が「基幹的漁業従事者」となっているのは、経営体の割合においてはわずか2.7%であり、独居世帯や第Ⅱ種兼業漁家において女性が単身で漁船非使用の採貝藻漁業などに従事する場合にほぼ限られている。

それ以外の大部分の経営体では、男性が単身、あるいは複数で海上作業に従事しているか、夫婦操業において男性が女性よりも海上作業に日数多く従事しているのである。つまり、女性の海上作業従事者は、ほとんどの場合、基幹的従事者である男性とともに従事していることが示されているのである。

(3) 「自営漁業就業者」と「雇われ漁業就業者」

1993年の漁業就業者全体における雇われ漁業就業者の割合は、表Ⅱ-1-2に示したように、男性においては31.6%であるのに対し、女性においては6.2%と男性と比較して少なく、女性のほとんどは海上作業に関しては自営漁業の範囲で漁業に従事していることが示されている。しかしながら、1978年から1993年までの15年間の雇われ漁業就業者の構成割合の変化は、男性においては遠洋・沖合漁業の雇われ漁業就業者が大幅減少したことにより一貫して減少傾向にあるのに対し、女性においては逆に微増傾向にあることを漁業センサスは捉えている。雇われ漁業就業者の主な漁業種類は、男性が漁船漁業であるのに対して、女性は養殖業（1993年78.6%）である。

また、漁業センサスの統計の範囲には陸上作業の雇用従事者は含まれていないが、盛漁期の陸上作業だけに従事する漁業雇用として

は、刺網の網はずし、ウニかき、コンブ干しといった一時的に大量の労働力を必要とする陸上作業に数多く存在し⁽⁶⁾、それなしでは漁業が成立しないという点で見過ごせない存在になっているといえる。

以上のように、女性の漁業労働を量的に把握した場合、漁業作業の起点となり陸上作業を規定することの多い海上作業においては、女性は男性に比べて人数割合は低く基幹的従事者としての位置は占めていない。これまでの漁業における女性の労働把握は多くの場合、この段階で終わってしまっている。そこで、漁業労働の中で女性がどのような労働を担っているのかという女性労働の存在形態を次に示す。

I - 1 - 2 漁業における女性労働の存在形態

女性労働の存在形態を表すために、女性が従事する漁業種類と海上作業の労働力構成、漁船規模、労働時間、経営への参画状況についてみていく。

1. 漁業種類と海上作業の労働力構成

(1) 漁業種類

女性の漁業就業者数が多い漁業種類は、表 I - 1 - 3 に示したように採貝採藻漁業や養殖業、漁船漁業では刺網漁業、小型底曳網漁業などである。女性は時間的な規則性を求められる家事や育児を行いながら、漁業への従事を求められるため、漁場が遠く時間が不規則な漁業種類よりも、漁場が岸から近く時間が短い漁業種類に従事しやすい。採貝採藻漁業は一般的に採捕場所が浜から近く、採捕方法や海域を個人の都合に合わせやすく、女性でも単身操業を行いやすい。養殖業においても漁場が岸から近く、餌やり作業や漁獲物の水揚げ・自家加工作業はおおよそ時間が定まっているために時間の都合を合わせやすい。漁船漁業では、漁場が海岸から近くて労働時間が不規則になりがちな魚群追跡行動をとらない漁業種類において女性の割合が高いとみられる。

また、女性漁業就業者の人数は少ないものの、その人数の動きが必ずしも減少方向に進んでいない漁業種類がいくつかある。自営漁業では、ばっち網漁業と船びき網漁業、雇われ漁業では小型底びき網漁業とその他まき網漁業、その他敷き網漁業である。これらは家族や親戚を中心として操業されていることが多く、血縁と地縁で結ばれた安定的な労働力として女性が加わっていることが考えられる。

1978年から1993年までの漁業種類別の女性漁業就業者数を労働特性から、採貝採藻漁業、養殖業、漁船漁業の3つに大別して構成割合の推移を示したのが表I-1-4である。1993年における漁業種類別の構成割合は、採貝採藻漁業が23.6%、養殖業が37.9%、漁船漁業が38.6%となっている。1978年から1993年までの15年間の漁業就業者の構成割合の変化は、採貝採藻漁業が0.9%、養殖業で4.5%減少し、その分、漁船漁業で5.6%増加している。この漁船漁業の割合の増加は、主にワカメ・ノリ養殖業の経営体の大幅な減少に起因しているとみられるが、単に相対的な割合の増加から生じているわけではないことを次に示した。女性漁業就業者数の変動を主な漁業種類別に、コーホートの増減率でみたのが表I-1-5である。1978年から1983年にかけて採貝漁業・採藻漁業・ノリ養殖・ワカメ養殖では増減率が低下しているのに対し、漁船漁業であるその他刺網漁業、その他釣漁業、小型底曳網漁業と小型定置網漁業では増減率の上昇がみられる。

その後、1983年から1988年にかけて女性漁業就業者数全体が13.5%の減少を示すなかで、漁船漁業であるその他刺網漁業・その他釣漁業・小型底曳網漁業・小型定置網漁業では女性漁業就業者数の増減率は一桁の低下を示すに留まった。1988年から1993年にかけては、上記漁船漁業も採貝・採藻漁業やノリ・ワカメ養殖業と同様に二桁台の低下を示すようになった。

これは、戦後の技術革新により層として厚い昭和一桁生まれ漁業者の妻が大量に参入した後、ノリ養殖とワカメ養殖においては価格の低下による経営体の大幅減少に伴った漁業就業者の減少が早いうちにみられた。それに対して、漁船漁業においても女性の参入は一

定程度行われたものの、養殖業よりも時間的制約が大きいため、子供が成長してからでないと海上作業に参入しにくく、結果として年齢的に参入の時期が遅れたり、男性労働力の不足状況に対応して漸次参入しているためである。以上のように、ここ15年間では1978年から1983年の間に漁船漁業において女性の漁業就業者の人数の増加がみられていたことがわかる。このような海上作業の女性化は、漁家の海上作業の労働力構成をどのように変化させたのであろうか。

表 I-1-6 は、漁船漁業と養殖業に分けて、漁家の家族労働力の構成を指標でみたものである。夫婦の年齢差を5歳、父子の年齢差を30歳と仮定し、父世代である男性漁業就業者の50-59歳階層と後継者世代である20-29歳階層、母世代である45-54歳階層を取り出して、算出したものである。この年代をとったのは、45-54歳が女性の海上作業従事のピークであることと、息子が後継者として育っているならば漁業就業している世代であり、後継者確保の状況との関連で女性の漁業従事の状況が検討できると考えたからである。そして、父親世代に対する息子世代の割合を後継者指標、父親世代に対する母親世代の割合を夫婦操業指標とした。その結果、全体としては後継者確保指標が低下するほどには夫婦操業指標は低下しておらず、漁家においては後継者を有しているよりも妻が海上作業に従事している割合の方が高くと考えられる。

これを養殖業と漁船漁業とに分けてみてみよう。養殖業においては、後継者確保指標の低下の幅は小さく、また、夫婦操業指標が若干高くなっており、女性化しながら家族経営が維持されている状況が示されている。一方、漁船漁業においては、夫婦操業の指標は高まりはしないものの、後継者確保の指標ほどの低下はみられないことから、で女性は後継者よりも漁船漁家を支えている状況が示されている。

(2) 海上作業の労働力構成のタイプ

漁家の海上作業の労働力構成としては、女性はどのように海上作

業を行っているのであろうか。自営漁業の海上作業従事者の性別人数別の組み合わせをみた表Ⅰ-1-7によれば、女性を含むタイプの割合は30.5%と、漁業就業者に占める女性割合の22.6%よりも高まる。

海上作業の労働力構成のタイプに特徴的な漁業種類は、「男子1人」では釣り漁業、「女子1人」では採貝・採藻漁業である。「男女3人以上」では養殖業の割合が高まる。

それらに対して「2人」は漁業全般に渡っており、特に女性加わる海上作業の労働力構成のタイプに典型的「男女2人」においては、釣り漁業以外は各漁業種類に分散していることが示されている。女性を含む労働力構成の割合の合計が特に高いのは、養殖業ではノリ養殖とホタテガイ養殖であり、漁船漁業では小型定置網漁業と刺網漁業である。ホタテガイ養殖では女性は採苗や選別、耳吊りといった海上で行う手間のかかる作業を担当し、ノリ養殖では主に自家加工に関わっている。漁船漁業の小型定置網漁業、刺網漁業は、海上での網入れ・網揚げ作業、選別作業に2人の人手を必要とするものであることがわかる。

また、1993年の男性基幹的従事者の年齢別に海上作業の労働力構成別の経営体の割合を示したのが表Ⅰ-1-8である。全体では、年齢が上昇するにつれて、39歳以下では2人男子操業と3人男女操業が、40-59歳では2人男女操業が、60歳以上では1人男子操業が操業者タイプのピークを見せている。これは、男性が中年化する際に父親が引退し、これに代わる後継者が得にくく男性2人操業が減少した分だけ夫婦操業が増加し、さらに妻が引退した年代では男子1人操業が大幅に増加しているというようにみられる。

しかしながら、これを養殖業と漁船漁業とに分けて示した場合、漁船漁業では、基幹的従事者が60歳以上になったときも、男女2人操業の割合はそれほど低下しておらず、夫婦操業が維持されているとみられる。

(3) 漁船規模別にみた女性の漁業従事

表 I -1-9 で示した漁船漁業の漁船規模別の夫婦操業の指標をみると、女性の海上作業従事は規模が大きい漁業ほど残るという後継者確保指標程大きな傾向はみられないが、また、10トン未満という限定はあるものの、規模が大きくなるにつれて女性の海上作業に従事する指標は高くなり、女性においても漁船規模が大きくなるほど海上作業に従事する傾向が示されている。

以上のように、養殖業における女性漁業就業者が戦後の技術革新により急激に入り込み、その後、経営体数の減少により人数を減らしているのに対して、漁船漁業においては、女性漁業就業者は男性労働力の不足を理由に大きくは減少せず、高年齢でも海上作業を続けたり、漁船規模の大きい船での乗船が行われていたりという形の女性の海上作業化が進展している状況が示された。このことから、漁家女性の就業状況の実態を示すⅡでは、女性の海上作業において動きがみられる部分として、漁船漁業への従事に絞って示すこととする。

2. 労働時間

女性の漁業従事は、家事と育児との両立の必要性から時間的な制約が強く働いている。漁業労働時間の男女差についてみておきたい。

(1) 漁業従事日数

表 I -1-10 は、1経営体あたりの労働人員を示したものであるが、漁船漁業においては、規模が5トン未満の場合、最盛期でも従事者は2人より多くなることはなく、延べ労働人員をおおよそ漁業従事日数と読みかえることができる。これを、漁船規模別にみた場合、どの階層においても海上作業、陸上作業の日数はともに女性のほうが少ない。しかしながら、多くの場合、海上作業と陸上作業の両方を同日に重複させており、年間の漁業従事日数はおおよそ海上作業と陸上作業の日数の多い方に一致すると考えられる。その場合、男性では海上作業従事日数が漁業従事日数となり、多くの場合、年間の出

漁日数と一致する。女性の場合には、反対に陸上作業従事日数が年間の漁業従事日数となるとみられる。男女の漁業従事日数は、陸上作業従事を含めることによりその差は縮まる。規模が3トン未満では女性の漁業従事日数は男性の漁業従事日数の半分程度従事し、3トン以上では男性の3分の1程度となっているというのが平均的な女性の漁業従事日数であることが示され、女性の漁業従事の季節性が明かである。しかしながら、表 I -1-11 に示したように、女性の従事日数は「忙しいとき」のみに従事するのと「殆ど毎日」従事するのとで傾向性が2分化されている結果が報告されており、女性間でも従事日数の差は大きい。

(2) 1日1人あたりの漁業労働時間

表 I -1-12 は 1 日 1 人あたりの漁業労働時間を海上作業と陸上作業、その合計で示したものである。1日1人当たりの海上作業時間はどの階層でも女性は男性よりも時間が短い、男性も女性も漁船規模の上昇にともない増加するという同一の傾向を示している。そのため、女性の海上作業が長時間化する漁船規模の大きい経営体では、女性の漁業従事が家事や育児などの労働に必要な時間により制限を受けやすく、そのやりくり工夫が必要になっている状況がみられる。養殖業では、カキ養殖において女性のほうが1時間程度長いほかは男女の海上作業時間に大きな差はない。これは、養殖業の場合には海上作業時間が比較的短く、必ずしも連続していなくてもよいためである。

一方、1日1人当たりの陸上作業時間は、漁船漁業では男女同じか、女性のほうが若干長くなり、養殖業ではブリ養殖以外は女性の方が長い。漁業就業者と陸上作業のみ従事者の男女別の人数からは海上作業が男性、陸上作業が女性という性別分業がイメージされたが、陸上作業は船が港に着いた時点からセリや出荷までという時間的に区切られた限定的な労働であるため、男女が一緒に陸上作業を行っていると思われる。

次に、盛漁期の1日1人当たりの漁業労働時間を1日1人当たりの海上作業時間と陸上作業時間を合計した時間としてみると、漁船漁業では規模が大きくなるにつれて労働時間が長くなり、3トン以上の階層で10時間以上にも及んでいる。労働時間自体では男性のほうが女性よりも1時間前後長い。しかし、漁業労働においては水産物の鮮度を保持するために水揚げ作業が他の仕事よりも優先され、夫の帰港予定時間が近づくと家事や自営兼業での労働作業を途中で放り出して港で待機する場合も多い。そのため、陸上での待機時間を含めれば男性と同程度の時間数になると考えられる⁽⁸⁾。養殖では、ブリ養殖以外は女性のほうが男性よりも1時間ほど長い。

さらに、このような漁業労働時間に、女性が担当している家事・育児の労働時間を加えると、1日1人あたりの総労働時間は圧倒的に女性のほうが長い。漁業労働に男女同程度の時間従事し、帰宅すると女性のみ家事・育児労働で忙しく立ち働くという盛漁期における明かな女性の過重労働の実態が見えてくるのである。このような状況は、サラリーマン共働き家庭でも女性は仕事と家事を両立させるために睡眠時間や自由時間を削り、週末にまとめて家事や睡眠を行っていることから伺うことができる⁽⁹⁾。この点で漁家女性とサラリーマン女性は共通しているといえるが、定まった休みがないことが多い漁家では、盛漁期中は風が続けば休みなしで連日漁業労働と家事労働の両方をこなしていかなければならない点で大きく異なるのである。

以上のような労働時間についての検討から、漁業における男女の労働時間の差は、主に漁業従事日数として、すなわち男性の周年的な従事に対する女性の季節的な従事であることが示された。

3. 漁業経営への参画状況

漁家女性の漁業労働は、女性の漁業経営への参画状況からはどのように示されるのであろうか。漁家女性の経営への参画状況を、同じく自営の第一次産業に従事している農家女性と比較する。漁業就

業者に占める女性の割合は、既に示したように2割強であり、基幹的従事者に至ってはわずか3%を占めるにしか過ぎないという状況であった。それに対して、農業では、夫が雇用就業を主として農業に従業する場合も多いことから、農業就業者に占める女性の割合は約6割と高く、基幹的従事者となっている割合も約5割と高い。また、作業の特質として、漁業作業は海上と陸上という2つの作業空間においてなされるため、異なる作業を分業として行うことも多いとみられる。

女性の経営への参画状況を表I-1-13で漁業と農業とで比較すると、「経営の全体を取り仕切っている」は漁業が5.2%、農業が21.0%と圧倒的に農業の方が高いものの、「夫や親などと一緒に経営に参画している」では漁業が43.9%、農業が51.8%とその差は縮まる。

「特定の作業を任されている」は漁業が11.9%、農業が3.2%と漁業の方が高い。「指示された漁業のみに従事している」あるいは「農作業に従事するだけ」は漁業が39.9%、農業が23.3%と漁業において多くなっている。

全体的には、漁業よりも農業において女性の経営参画は進展している。しかしながら、就業者に占める女性の割合と対応させて考えると、漁業に従事する女性の経営への参画程度は決して低いものではないと考えられる。

年齢階層別にみた場合、農業においては「経営の全体を取り仕切っている」と「夫や親などと一緒に経営に参画している」を合わせた割合が年齢に関わらず約70%程度とほぼ一定に保たれている。一方、漁業においては、海上作業従事の割合が高まる40歳代で「経営の全体を取り仕切っている」「夫や親などと一緒に経営に参画している」の割合が最も高く、回答の年齢階層差が示されている。これは、農業においては女性も若年から比較的容易に従事できると考えられるのに対して、漁業の場合、海上作業では活動の場が生活空間と分離され、しかも技術を要すること、そして、体力も必要であるため、子どもがある程度大きくなって行動の自由性が高まり、しか

も、体力が大きくは衰えていない年代である40歳代が最も海上作業に従事でき、結果として経営参画の度合いも高まると考えられる。

また、海上作業30日未満の者よりも陸上作業のみ従事者の方が「経営全体に参画」していたり、「特定の作業を任されている」割合が高い。陸上作業のみの従事の場合でも、夫の海上作業に連続する陸上作業を、夫と同じ日数程度従事していれば、「夫や親と一緒に経営に参画している」という状況が形成されることが考えられるのである。

I - 2 漁家女性の就業状況

I - 1では、海上作業においては男性が不可欠であることに大きな変化はないが、漁業における女性労働が漁船漁業の割合を拡大する方向に変化してきたことを示した。このような変は女性に期待される就業役割が変化してきたためと考えられる。ここでは、漁家女性の就業状況の変化について分析することを課題としている。

I - 2 - 1 漁家女性の就業状況とライフサイクル

1. 就業分類

はじめに漁家女性の就業状況を漁業の関わりから分類する。図 I - 2-1に示したように1993年の漁家女性267,855人のうち、就業者は全体の67.0%を占める179,562人である。家業である漁業を中心に従事しているのは、全体の34.5%で92,605人である。この内訳としては、海上作業を行う47,751人と陸上作業のみに従事する44,854人に分かれる。

漁業以外の仕事に従事しているのは、漁家女性全体の32.5%を占める86,957人である。このうち、漁業には殆ど従事していないとみられる恒常的な従事を行う漁家女性は、39,127人（漁家女性全体の14.6%）存在している。漁業外自営業や臨時・日雇いというように、その漁業外就業が日数的には就業の中心となっているが漁業と兼業している就業形態をとっているとみられるのは、自営業者に従事する28,751人と臨時・日雇い他に従事する19,079人を足した47,830人（漁家女性の17.9%）である。

つまり、漁家女性を漁業への従事の度合いから、漁業を中心として従事している者、漁業と他の就業を兼業していると考えられる者、漁業には関わらず恒常的雇用就業に就いている者の大きく3つに分けられ、それぞれ92,605人、47,830人、39,127人の人数が存在している。

2. 就業状況の変化

(1) 漁家女性のライフサイクル

今日、学卒女性が結婚前に自営漁業に従事することは、養殖業の陸上作業などを除けば例外的であり、会社勤めなどを経て結婚したのちに初めて嫁ぎ先の自営漁業に従事することが通例である。一般的に、女性の結婚年齢が上昇しているのと同様に、漁家の女性の場合でも、1988年までは海上作業に従事する人数が増加する年代が25-29歳であったものが、1993年の場合、30-34歳に上昇している（表I-2-1）。

出産・育児期の漁家女性の漁業従事は時間の融通のきく仕事である陸上作業である。女性が本格的に海上作業を開始するのは、多くが父親や雇用者が引退という労働力不足の状態がきっかけとなっている。それは、家族周期上、女性が30歳代から40歳代にかけての育児が一段落した時期に一致する。そして、50歳代後半から海上作業を引退しはじめ、加齢に従い漁業の陸上作業の手伝いや兼業する農業労働に関与しつつ、孫の世話や家事を労働の中心としていくという変化をみせるのである。

1993年の女性の漁業就業者のうち、年齢階層的に最も人数が多いのは55歳以上60歳未満の階層である。この年代が昭和ヒトケタ生まれの漁業者の妻としてこれまで常に厚い層を成してきた。一方で、人数が少ないのは若年層である。新規参入する若年者の人数は漁業センサスの回数を重ねる度に約半減しており、新規参入者は明らかに少なくなっている。これは、女性の漁業就業者のほとんどが漁業者の妻であることを考えれば、漁業後継者である若年男性の人数自体が減少していることや、漁家からの流出が停止する30-39歳階層の男性世帯員数に対する女性世帯員数の割合が1983年93.2%、1993年88.1%と低下を示していることにみられるように「嫁不足」の状況が顕著であることが、就業決定以前の母数となる若年漁家女性の少なさをもたらしている。

ここで、あらためて漁家の存続を左右する男性の漁業後継者の状

況についてみておく。漁業を世帯の経済基盤とする限り男性労働力が欠かせない漁家では、若年男性が漁業に従事するか否かが漁家の存続を決定する。第9次漁業センサスによれば、漁家からの世帯員の流出がある程度停止した30-39歳階層の男性世帯員数33,430人は、その父親世代にあたると思われる55-64歳の男性世帯員数64,179人の52.1%にあたる。これを息子の同居割合の指標とみると、漁家の約5割は中高年の親世代だけの中高年家族ということになる。この同居割合の指標を専兼別にみるとⅡ兼が66.7%、Ⅰ兼が53.5%、専業が45.6%と漁業依存度が低いほど反対に同居割合は高いものとなっている。次に、30歳代の漁家の男性世帯員の主たる就業をみると、46.6%が漁業に従事し、残りの53.4%が他産業に従事している。この漁業従事割合を専兼別にみると専業96.1%、Ⅰ兼53.0%、Ⅱ兼4.4%となっている。そして、これら漁家の息子の同居割合の指標と息子の漁業従事割合をかけあわせた、すなわち息子が同居し、かつ、漁業従事している割合は専業43.8%、Ⅰ兼28.4%、Ⅱ兼2.9%となっており、今後の直系家族による漁業の継承が極めて困難な状況であることが示されている。漁家女性の就業選択はこのような漁家としての存続が危うい状況のもとで行われており、女性のライフサイクルと就業の関係は多様化していると考えられるのである。

(2) 漁家女性の就業率 — M字型就業率曲線によせて —

漁家女性の漁業以外の就業も含めた就業の年齢変化をみてみよう。図I-2-2に示したのは1973年と1993年の漁家女性の年齢別就業率曲線である。1973年と1993年の漁家女性の年齢別就業率曲線を比較すると、1993年は結婚・育児期に就業率の低下を示すM字を描かず1973年と同様の山形を維持しながら、1973年よりも若干就業率を高めている。そして、どちらの年においても就業率は労働者世帯の女性の労働力率よりも高い⁽¹⁰⁾。

1973年にわずかに認められた就業率の谷的部分は1993年にはほとんどなくなっており、結婚・育児期の女性は明らかに就業率を上昇

させている。同じ第1次産業の農家女性の就業率が、近年M字の谷が深まっているのとは対象的である⁽¹¹⁾。

漁家女性の就業率が一般女性の労働力率より高い理由は、第1に、漁業は自営業であるために毎日従事しなくとも手が空いたときに出来る仕事が存在することである。そのため、結婚・育児期や高齢期でも多少の陸上作業は可能となる。第2に、若年女性がいる漁家の多くが直系家族であり姑が存在するために、家事と仕事において役割分担ができ、嫁が就業しやすい状態であることである。また、嫁と姑が家に一日中一緒にいるのが気詰まりな場合、その状態を避けるため、どちらかが漁業外の仕事に就くパターンも女性漁家世帯員の就業率を高めているといえる。

この1973年から1993年の間の漁家女性の就業率の上昇は、主に1973年から1978年の間に層の厚い昭和ヒトケタ生まれ漁業者の妻が子供の手離れ後に海上作業に従事することによって生じ、それが、海上作業従事者の山の頂点となって推移している。1978年以降は就業率はほとんど変化しておらず、それよりも、就業率を構成する就業状況において変化がみられる。女性の漁業従事は季節性が特徴であり、漁業に従事していない時期は兼業として自営業や臨時・日雇いなどの漁業外就業を行うのが典型であるが、近年、漁業外就業の割合が低下し、ほぼその分、恒常的雇用就業率を高めている（図I-2-3）。

近年の女性の就業率（労働力率）の上昇は、寿命の伸長や子供数の減少、家事労働の軽減などにより一般的な傾向となっているが、労働者世帯におけるM字型曲線を崩しながらの労働力率の上昇と、漁家女性でのM字を描かないままの就業率の上昇とは意味が異なっている。核家族世帯が多い労働者世帯の女性のM字の谷の部分における就業率の上昇は、主に女性個人の労働意欲とそれを支える社会的バックアップシステムとしての保育制度の整備等によるものであると考えられる。それに対して、一般的に保育制度の整備が遅れている漁村での直系家族である漁家世帯の女性のM字を描かないまま

の就業率の上昇は、嫁が生産労働、姑が育児という役割が維持されている状況が示されていると考えられる。

(3) 漁家女性の雇用就業化

漁家女性の就業状況における漁家女性の雇用就業と自営業就業の割合は、1973年が23.5%対76.5%であったものが1993年は32.4%対67.6%と雇用就業の割合が増加しており、雇用就業化の傾向がみられている。1993年の漁業就業者における雇用兼業率が10.5%であり、漁業就業者の約90%が自営業内で留まっている状況であることから、この漁家女性の雇用就業化は漁業就業の兼業としての増加ではなく、漁業から独立した恒常的雇用としての増加であることがわかる。例えば、漁家女性が自営漁業の水揚げ作業後に、地元漁獲物を原料とする水産加工場で働くという形で漁業従事と同日中に兼業できる雇用就業であった水産加工の仕事も、水産加工場が加工品の原材料を輸入品や冷凍品に切り替え、労働時間帯が一般パートと同様になっているために、漁業に従事する女性が水産加工を兼業とすることは困難になっていることも影響している。

また、漁業外自営業においても、農業を兼業する場合が多いノリ養殖やワカメ養殖経営体が減少し、農業が収入の低さや高齢化により作業に手が回らないことなどにより放棄されたことによって、農業の兼業割合が1988年に35.5%であったものが1993年には21.4%と大幅減少した。

このように、雇用就業、漁業外自営業の両方において、兼業者が減少しているために、漁業専業従事を行う漁業就業者の割合が54.0%から67.7%へと高まっており、漁業を就業の中心に据えて手余り時期は他の仕事を兼業として行うという漁家女性の就業が、恒常的雇用就業と専業的漁業従事という方向に変化しているとみられる。

漁家女性の雇用就業率の増加は、当然ながら兼業漁家において高まっているはずである。兼業漁家への雇用就業の入り方について、漁業を経済的基盤とするⅠ兼漁家の年齢別の就業状況を表Ⅰ-2-2に

みてみよう。

この表では50歳代の世帯員の男性の95%以上が漁業に従事し、女性では50%前後が漁業に従事するうえに雇用就業者が20%以上存在している。しかし、雇用就業者の約半分は盛漁期の漁業従事の組み合わせとしての臨時日雇いである。それに対して、30歳代の女性では雇用就業者の割合が約40%と漁業従事者と同程度にまで及んでいる。しかも、25歳から34歳の男性においては雇用就業が50%以上と女性よりも高い。女性の雇用就業化は、男性の雇用就業化による漁業従事の必要性の減少が大きな要因として考えられる。

I 兼漁家において、中高年の親世代があくまで漁業主体の就業を男女で行っているのに対して、子供夫婦の世代では男女ともに雇用就業が増加しており、I 兼漁家での漁業従事と雇用就業は男女間での性別分業として行われているというよりも世代間分業として行われているのである。このように、女性においては嫁世代の雇用就業率が高くなることにより、これまでともに自営業を中心としてきた嫁と姑のあいだで育児や老人介護に対して比較的柔軟な分担が可能な状況であったものが、姑が漁業と育児、介護の両方を担わざるを得ない状況になりつつあることなど、漁家内部での役割分担が変化していると考えられる。

I - 2 - 2 漁家女性の就業状況を規定する要因

1, 漁家女性の就業状況を規定する要因

漁家女性の就業は、基本的には家業である漁業が優先されると考えられるが、女性の海上作業従事は既に確認したように限定されたものとなっている。第II章で漁家女性の労働実態の分析に入る前に、女性の漁業従事を規定する要因について、整理しておくことが必要である。

(1) 時間的要因

海上作業は操業者側の事情によってその時刻や労働継続時間、作業場所などを選択できない他律的な性格があり、一般的に待機時間も含めて労働時間が長く規則性がないという時間的な制約がある。技術革新をもってしても依然として海上作業は時間が不規則である。これが、女性が海上労働になじめない最大の原因となっている。つまり、漁業労働と違い社会生活上の規則性のある時間に規定されることが多い家事・育児・高齢者介護と漁業とを女性が両立させるためには、自宅からの近さや就業時間の短さ、就業時間の移動の融通性があることを就業条件に望まざるを得ない。

漁家において、女性がほとんどの負担を負っている家事・育児・高齢者介護をもう少し詳しくみれば、これらの負担の違いが従事できる漁業労働を決定づけていることがわかる。食事の支度・片付け、買い物、掃除、洗濯といった家事はどの漁家においても必要であるが、食事の準備以外は行う時刻や回数の融通性を若干有している。そのため、育児・高齢者介護の必要がない漁家の女性の場合は、漁船漁業の海上作業をある程度は行うことが可能となっている。

一方、育児や高齢者介護は時間的に規則的な作業をこなすほかに、突発的な出来事の予防と対応を迫られるため、仕事場と生活の場が隔絶されがちな漁業において、これらを行うことができるのは自宅近くで行う養殖業や陸上作業である。これらは漁船漁業に比べると時間的な融通性を有しているため、途中で自宅に行って子供や高齢者の様子を伺うことや作業場に連れてきて様子をみながら作業を行うこともある程度可能である。

(2) 身体的要因

労働軽減を図る機械が導入される以前の漁業においては、女性の筋力の弱さにより漁業従事が不可能であった部分も大きかったと考えられる。しかしながら、機械が導入され、男女の筋力差が漁業従事の可否を決定付ける場面は少なくなっている。夫婦による海上作業においては、男性が主に機器類の操作を担当するために、女

性が縄繰り作業などの肉体労働を担当している場合も多い。

(3) 技能的要因

漁業技能の習得に関しては、結婚後に漁業に従事し始める女性の場合、一般的に学卒時あるいは幼児期からの見様見真似的な技術習得を開始する男性に比べ、開始時期が遅れるだけではなく、上記のような時間的な要因から家事や育児と両立しながら技能習得を行うために、習得するまでに時間がかかる。漁業機械や漁具などの発達も、この差を埋めるところまでには至っていない。また、女性が身につけることを期待される技能は一人立ちを目標とする男性と同様ではなく、はじめから夫婦操業を行ううえでの特定の作業に限定されがちである。

(4) 漁業労働力的要因

漁家の海上作業に複数人の従事者が必要な場合、男性労働力に後継者を加えるか、妻を加えるか、男性雇用者を加えるかという選択がなされる。表 I-1-10において、漁家の男性、その妻、男性雇用者の間で検討される海上作業の労働力構成と漁船規模の関係をみてみよう。

1 経営体あたりの延べ漁業労働時間に占める女性の労働時間の割合は、漁船漁業においては陸上作業、海上作業ともに漁船のトン数規模が大きくなるにつれて減少する傾向がみられる。これは、漁船漁業においては漁船のトン数規模が大きくなるにつれて海上作業時間も陸上作業時間もおよそ伸びる関係がみられる。その伸びに対して3トン未満階層ではもっぱら家族労働力で対応しているが、3トン以上の階層では期待できる漁獲金額が増加することもあり、雇用者を投入して対応している。

3-5トンの階層で雇用者を投入する際、海上作業においては3トン未満の階層における女性の労働が雇用者にとってかわられる傾向があるのに対し、陸上作業においては女性の労働に雇用者の労働を追

加する形で雇用者を投入しているという違いがみられる。これは、陸上作業は家事と両立が図れるが、長時間の海上作業との両立は図れないことを示しているといえる。

このような労働力の投入の仕方がみられているが、現在、漁家における男性労働力の不足から、女性の海上作業への要請が強く働いている状況にある。

(5) 社会的要因

例えば女性が海上作業に従事できる条件があっても、漁村において長年継続してきた女性禁忌などの慣習のために、女性の漁業従事が制限されたり固定化されたりしている場合がある。こうした慣習は女性の漁業従事への必要性の高まりにつれ消滅しつつあるが、依然として強く残っている場合もある。

また、一般的に女性が漁業権行使の主体となる正組合員になることを制限されていることが、女性の海上作業を抑えている側面もあるとみられる⁽¹²⁾。

表I-2-3は、男女別県別の漁業就業者数と正組合員数における女性の割合を比較したものである。全国の漁業就業者における女性の割合は22.6%であるが、正組合員においては5.9%と低く、県による値のばらつきは漁業就業者と正組合員とで対応していない。女性漁業就業者の人数が多い県は養殖や採貝藻漁業が盛んな県であり、漁業就業者と正組合員の両方において女性の割合が高くなっている。

一方、漁業就業者数に対する正組合員数の割合は、男性の場合、ほとんど100%以上であり、正組合員資格の海上作業日数の条件が緩やかであることを示しているのに対して、女性の場合はいくつかの県を除けば100%未満であり、男性と同様の判断から正組合員になっているわけではなく、正組合員資格の有無が男女の海上作業従事日数を規定づける側面を有している。

以上のような漁業のあり方と地域労働市場において期待できる女性の雇用賃金から行われる世帯の経済的優位性を求めた計算に基づ

き、女性の就業が決定されていると考えられている。

(6) 労働市場との関係

これまで漁家女性の就業は、地域の雇用就業機会の少なさから盛漁期の漁業従事とその他の自営業や臨時日雇いの雇われ就業とを組み合わせ、あくまで漁業を中心とした漁業労働補助的な就業を中心に行ってきた。しかし、漁村地域に雇用就業機会が増え、いったん恒常的な雇用就業につくことができれば、漁家女性が盛漁期だけの漁業従事のために恒常的な雇用就業の機会を放棄することは、高い漁獲金額をあげる漁業に従事する漁家以外は、世帯としての経済計算上、有利ではない。

特に、若年女性ほど、自営漁業において期待できる労働時間や収入が少ないのに対して、恒常的な雇用就業の機会が多く、賃金も高い傾向にある。そのため、姑が子供の面倒を見ることが可能ならば雇用就業につくことによって、収入の増加率は高く、若年労働力を盛漁期に対応できる労働力として世帯内にとどめておくよりも有効である、という世帯としての判断が生じやすい。また、若年女性においても、家業の漁業に従事するよりも労働の客観的評価を賃金として得られる雇用就業に出ることを望んでいる場合が多いのである(3)。

2. 漁家女性の就業状況の地域差

漁業のあり方や労働市場の展開度合いなどが漁家女性の就業状況を規定する要因として示されたが、これらの地域的な差によって地域的に異なる漁家女性の就業状況が示される。図 I-2-4 は北海道区、日本海北区、太平洋中区、太平洋南区の漁家女性の就業率曲線を 8 海区の就業率曲線を代表させて示した。北海道区は全体的に就業率が高く、結婚・育児期の就業率の低下をみせず、むしろその時期も就業率の上昇をみせている。日本海北区・日本海西区・太平洋北区では、結婚・育児期も未婚期の就業率をほぼ維持させてどの年齢階

層でも全国平均の就業率を上回っている。太平洋中区・瀬戸内海区は、結婚・育児期に就業率を大きく下げている。太平洋南区・東シナ海区は、中高年になってからの就業率の低下が早い。

これら就業率を構成する海上作業従事、陸上作業のみ従事、漁業外従事、漁業外臨時日雇い従事の4つの就業状況別就業者数の割合の年齢的な変化をみたものが図I-2-5である。

北海道区では、未婚時の恒常的雇用就業者の割合が他の海区に比較して低く、漁業従事者が断然多い。しかも結婚・育児年齢にさしかかると急激に漁業外常雇従事者の割合は減少している。高い就業率は漁業就業、特に陸上作業従事に支えられているのである。漁業生産力が高く、かつ漁村地区の労働市場展開が希薄な北海道区では、若年未婚時から漁業が就業の選択肢のひとつとして選ばれていることが示されている。

日本海北区では、地域として漁業生産力が低く、また、海況が不安定であるために、夫が漁業に就いても妻は恒常的な雇用就業をしている。そのため、女性の就業は未婚期から40歳前後まで恒常的雇用就業者の割合が漁業従事者の割合よりも大きく、女性の漁業就業は、中高年になってからの陸上作業に限られている。

太平洋中区では、広範な労働市場の展開により若年世代では息子のサラリーマン化によるその妻の主婦化の現象がみられ、相対的に中高年層が漁業従事の割合が高く、若年層と中高年層とで就業状況の2分化傾向が顕著である。

太平洋南区では、陸上作業従事者が若年時から多く、30歳以降安定的に保たれている。海上作業は、40歳代が中心で45歳以上では減少している。その結果、全体として45歳以降の就業率が低下している。これは、この海区では男性労働力が主となる漁業種類が中心に行われていることと、後継者がある程度確保されていることがその理由であると考えられる。

以上のように海区別に漁家女性の就業率と就業状況をみると、海区ごとに異なる漁業のあり方と労働市場の展開度合いが影響して漁

業従事と雇用就業の関係が異なっていることが明かである。

注：

(1) 漁家女性の漁業従事の状況と就業状況を把握するにあたっては主に漁業センサスを利用することから、はじめに漁業センサスと女性の統計の関係について触れておく必要がある。漁業センサスは、漁業の基本的生産構造、就業構造及び漁業生産の背景を明らかにし、水産行政に必要な漁業に関する基礎資料を整備することを目的として実施され、漁業調査の基本統計になっている。女性の漁業従事者を数的に把握することができるのは、ほぼこの漁業センサスだけに限られていることから、Iの分析のほとんどは漁業センサスを用いている。しかしながら、漁業作業において女性が主に従事している陸上作業に関するデータが少なく、女性の漁業従事の全体を浮かび上がらせることが困難になっているという難点があることを前提とせざるを得ないのである。

センサス統計による「漁業就業者」の定義は、「漁業世帯員のうち、満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業または漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事したもの」である。女性の陸上作業は、男性の海上作業に対する分業として行われ海上作業従事者に匹敵するほどの人数が従事し、また、海上作業従事者も海上作業に連続した作業として陸上作業に従事するのが普通である。しかしながら、このような陸上作業は、漁業センサスにおいては合計人数しか示されていないために、労働内容に立ち入った分析は困難となっている。

このことから、女性においては現行の「漁業就業者」の定義が漁業従事している者の実際に合わないといえる。海上作業と陸上作業は多くの場合、世帯内での性別分業として行われており、海上作業が行われれば必ず発生する、一連の労働過程として存在している作業が多い。確かに、漁業作業は海上作業が不可欠であるし、時間的にも海上作業が陸上作業を規定している面が強い。しかしながら、漁業作業は海上作業と陸上作業の組み合わせで構成されており、陸

上作業のみに従事する者を評価していないのは、片手落ちであるといえる。

著者が行った静岡県浜名郡舞阪町のシラス2艘曳漁業の水揚げ作業の調査事例では、50人余りの船主の妻がグループを作ってグループ構成員の船の水揚げを共同で行っている。シラス2艘曳網漁業は年間150日程度出漁し、女性も1日あたり4～8時間程度の漁業労働を男性と同じ日数行うにも関わらず、女性のシラス2艘曳網漁業の水揚げ作業労働に関しては漁業センスでは出てこないのである。

(2) 加瀬和俊『沿岸漁業の担い手と後継者』成山堂書店、1988年、PP54-62

(3) 女性の乗船禁忌は、船の守り神としてまつられている船霊様を信仰する船霊信仰によるものである。船霊様は女性であることから、船に女性を乗せると船霊様が妬んで不漁になるといわれる。昭和12-14年に行われた日本の海村30ヶ村の調査報告（瀬川清子「海辺の住民の忌と女性禁忌」『女の民俗史』東京書籍、1980年、（柳田国男編『海村生活の研究』日本民俗学会、1949年からの転載）によると、女性の乗船禁忌を行い女性を乗船させない地域が代表的である一方で、愛媛県越智郡宮窪村や静岡県の南崎村（現・南伊豆町）、愛知県の日賀間島、篠島などでは主に夫婦船で女性も漁船に乗って櫓を漕いでいる記述がみられる。

(4) 加瀬和俊『前掲書』、pp67-70

(5) 川口祐二氏の『女たちの海』ドメス出版、1990年、『島に吹く風』ドメス出版、1993年、『波の音、人の声』ドメス出版、1995年はこの年代にほぼ一致する昭和期を生きた漁村女性の聞き書きである。

(6) 北海道様似町のコンブ漁業を事例にすると、コンブの乾燥作業に従事する雇用者は1漁家あたり4-5人程度で地域全体で400人程度にもなっている。雇われの「陸上作業のみ従事者」は、一度期に多くの労働力を必要とする陸上作業に広く存在している。

(7) 漁家女性が従事している漁業陸上作業の内容については、荒井・長野・児玉の「女性の視点からみた漁港漁村整備（その2）」

(水産振興第308号)に示されているくらいしか資料がない。1,392名から回答を得た漁業従事者に実施したアンケートによれば、全体の48.2%を占める陸上作業に主に従事する者のうちわけは、「魚の選別」が15.7%、「単純な手伝い」が11.9%、「養殖作業全般」が10.2%、「水産加工業」が5.7%、「販売」が3.2%、「漁網修理・仕立て」が1.1%、「仲買人」が0.4%となっている。

(8) 静岡県浜名郡舞阪町のシラス2艘曳網漁業の水揚げ作業において、グループ構成員の水揚げが集中しない場合には女性の港での待機時間は長い。男性が定時に漁が終わり次第船を掃除して帰宅するのに対し、女性はセリ終了後、加工業者が魚を運搬するのに使用した容器を片付けるまで帰宅できず、漁業作業にかかる拘束時間は男性と同等か妻の方が長い傾向にある。

(9) 夫婦と子供世帯の働く一般女性の平均的生活時間は、労働時間8時間47分、通勤時間1時間8分、家事・育児・介護・看護時間3時間10分、自由時間2時間08分、生理時間1時間58分 睡眠時間6時間49分である。通勤時間も含めた労働時間は夫が妻よりも55分長いが、家事労働は夫は34分で女性の5分の1程度である。連合女性局編『女性の労働・生活時間』労働科学研究所出版部、1995年

(10) 労働力率と就業率はどちらも母数となる数値は15歳以上人口であるが、分子の労働力と就業者は異なる。労働力は「15歳以上で働く意志のある者」、従ってその意志があって働く場所を持たない者、すなわち失業者を含むのに対して、漁業センサスの就業者の定義では失業者を含まない。しかし、労働者世帯と漁家の女性の就業状況を比較するうえで両者を比較することは有効であり用いた。

(11) 農家女性においては、近年、女性就業率はM字を描くようになってきている。これまでの嫁が主に農業に従事し、姑が主に育児や家事を行うという直系家族的な結合原理の変化を示しているという。吉田義明『日本型低賃金の基礎構造』日本経済評論社、1995年

(12) 正組合員の資格は水産業協同組合法に規定されており、漁業者に対しては「当該組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営

み又はこれに従事する日数が1年を通じて90日から120日までの間で定款で定める日数を越える漁民」となっている。「漁業を営み又はこれに従事する」とは、漁労行為のみをいうのではなく、資材の調達などの準備行為から生産物の販売に至るまでの一連の行為をいうのであり、これらの行為を行う日数がすべて漁業を営む日数に計算されているという。そのため、海上作業に従事する日数は少なくとも陸上作業日数を加えれば女性でも正組合員になることは可能なはずである。

しかしながら、このような正組合員資格の制限は、地区の資源を維持するために新規参入者の加入の制限を行い、地区において平等な配分を行うために基本的に個人単位よりも家計を一にしている世帯を単位として漁業権行使を考えるのが適当であると考えられており、1家に1人の正組合員に限られていたり、1漁家複数組合員制の場合でも、後継者は正組合員になれても女性は正組合員になっていない例は多い。また、女性側からも出資金の必要性などから必ずしも女性の正組合員化を望んではないが、女性が正組合員でないことから漁村において女性の意見の発言の場が持てず、海上作業の従事は正組合員である男性が優先的に行うことになり、女性の海上作業が男性よりも行われていない要因の一つとなっているとみられる。

(13) 漁業従事する女性のうち、若い女性ほど労働に対して定期的な報酬と休日を求める傾向が明らかである。農林水産省統計情報部『漁業に従事している漁村女性に関する意向調査結果概要』, 1996年

表 I-1-1 個人漁業経営体の漁業従事者の人数と割合

区 分	女子 (人)	男子 (人)	合計 (人)	女子 割合 (%)
漁業就業者 a	53,503	183,089	236,592	22.6
養殖	20,580	39,440	60,020	34.3
その他漁船漁業	32,923	143,649	176,572	18.6
陸上作業のみ従事者 b	44,854	4,656	49,510	90.6
a+b	98,357	187,745	286,102	34.4

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

表 I-1-2 自営雇われ別の漁業就業者数と割合の変化

区分		漁業就業者数 (人)				構成割合 (%)			
		1978年	1983	1988	1993	1978年	1983	1988	1993
男子	合計	402,536	368,320	324,337	267,863	100.0	100.0	100.0	100.0
	自営	239,170	226,802	205,556	183,089	59.4	61.6	63.4	68.4
	雇われ	163,366	141,518	118,781	84,774	40.6	38.4	36.6	31.6
女子	合計	80,096	78,216	68,055	57,023	100.0	100.0	100.0	100.0
	自営	75,612	74,118	64,139	53,503	94.4	94.8	94.2	93.8
	雇われ	4,484	4,098	3,916	3,520	5.6	5.2	5.8	6.2
女子 割合 (%)	合計	16.6	17.5	17.3	17.6				
	自営	24.0	24.6	23.8	22.6				
	雇われ	2.7	2.8	3.2	4.0				

資料：農水省「第6-9次漁業センサス」

表 I-1-3 漁業種類別の漁業就業人数

漁業種類	自営漁業就業者(人)								女子割合(%)			
	女子				男子							
	1978年	1983	1988	1993	1978	1983	1988	1993	1978	1983	1988	1993
合計	75,612	74,118	64,139	53,503	239,170	226,802	205,556	183,089	24.0	24.6	23.8	22.6
小型底びき	3,929	4,171	4,029	3,228	16,405	15,928	15,585	13,743	19.3	20.8	20.5	19.0
その他の底びき	268	233	25	5	1,258	795	131	51	17.6	22.7	16.0	8.9
その他のまき網	149	204	107	94	906	1,247	726	505	14.1	14.1	12.8	15.7
その他の敷網	253	284	262	176	2,023	1,808	1,450	1,060	11.1	13.6	15.3	14.2
さけ・ます流網	17	3	1	3	417	454	198	101	3.9	0.7	0.5	2.9
その他の刺網	8,437	9,508	9,179	7,971	30,940	32,312	31,932	29,068	21.4	22.7	22.3	21.5
沿岸かつお一本釣	44	41	50	33	1,746	1,659	1,270	707	2.5	2.4	3.8	4.5
さば釣	25	14	13	18	488	338	236	353	4.9	4.0	5.2	4.9
いか釣	500	445	564	381	16,069	14,495	12,809	9,917	3.0	3.0	4.2	3.7
その他の釣	2,753	2,995	2,735	2,300	39,336	36,325	33,086	32,412	6.5	7.6	7.6	6.6
その他の延縄	1,575	1,387	1,124	848	8,336	8,176	7,855	6,682	15.9	14.5	12.5	11.3
地びき網	242	242	103	56	621	584	366	248	28.0	29.3	22.0	18.4
ぱっち網	72	58	48	56	657	612	754	614	9.9	8.7	6.0	8.4
船曳き網	686	586	467	533	3,367	3,020	2,601	2,643	16.9	16.3	15.2	16.8
大型定置網	46	51	37	37	683	293	228	194	6.3	14.8	14.0	16.0
小型定置網	2,112	2,329	2,295	1,926	7,039	6,955	6,380	5,584	23.1	25.1	26.5	25.6
採貝	10,661	10,649	8,930	7,407	17,325	17,198	16,397	14,495	38.1	38.2	35.3	33.8
採藻	7,993	7,141	6,453	5,193	14,658	13,536	10,794	9,371	35.3	34.5	37.4	35.7
その他の漁業	3,747	3,625	3,040	2,969	15,987	15,904	14,905	14,717	19.0	18.6	16.9	16.8
のり養殖	19,065	15,320	10,879	8,019	29,690	23,558	17,108	12,414	39.1	39.4	38.9	39.2
かき養殖	1,987	2,103	1,778	1,725	4,936	4,895	4,132	4,084	28.7	30.1	30.1	29.7
真珠養殖	1,454	1,661	1,966	1,753	1,962	2,306	2,600	2,465	42.6	41.9	43.1	41.6
真珠母貝養殖	651	898	774	668	1,572	1,853	1,683	1,571	29.3	32.6	31.5	29.8
わかめ養殖	3,648	3,333	2,808	2,040	8,051	6,972	5,929	4,570	31.2	32.3	32.1	30.9
ぶり養殖	1,975	1,827	1,232	918	4,384	3,836	2,746	1,892	31.1	32.3	31.0	32.7
はたてがい養殖	2,072	2,758	3,014	3,056	4,772	5,115	6,236	6,220	30.3	35.0	32.6	32.9
たい類養殖	-	801	880	690	-	1,499	1,759	1,624	-	34.8	33.3	29.8
その他の養殖	1,115	1,371	1,325	1,390	3,113	3,730	4,396	4,600	26.4	26.9	23.2	23.2
内水面漁業・養殖業	55	63	13	5	213	148	30	23	20.5	29.9	30.2	17.9

資料：農林水産省「第6-9次漁業センサス」

表 I-1-4 漁業種類別女性漁業就業者数

漁業種類	人数 (人)				構成割合 (%)			
	1978年	1983	1988	1993	1978	1983	1988	1993
女性漁業就業者 合計	75,612	74,118	64,139	53,503	100.0	100.0	100.0	100.0
採貝採藻 計	18,654	17,790	15,383	12,600	24.7	24.0	24.0	23.6
養殖 計	32,022	30,072	24,656	20,259	42.4	40.6	38.4	37.9
川	19,065	15,320	10,879	8,019	25.2	20.7	17.0	15.0
カメ	3,648	3,333	2,808	2,040	4.8	4.5	4.4	3.8
ホタテガイ	2,072	2,758	3,014	3,056	2.7	3.7	4.7	5.7
漁船漁業 計	24,936	26,256	24,087	20,644	33.0	35.4	37.6	38.6
その他刺網	8,437	9,508	9,179	7,971	11.2	12.8	14.3	14.9
その他釣	2,753	2,995	2,735	2,300	3.6	4.0	4.3	4.3
その他の延縄	1,575	1,387	1,124	848	2.1	1.9	1.8	1.6
小型底引き網	3,929	4,171	4,029	3,228	5.2	5.6	6.3	6.0
小型定置網	2,112	2,329	2,295	1,926	2.8	3.1	3.6	3.6

資料：農水省「第6-9次漁業センサス」

表 I-1-5 漁業種類別の女性漁業就業者の増減率													
小型定置網													
小型底曳き網													
その他釣													
年齢1978-83年	83-88	88-93	1978-83	83-88	88-93	1978-83	83-88	88-93	1978-83	83-88	88-93	1978-83	88-93
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
12.7	-3.5	-13.2	8.8	-8.7	-15.9	6.2	-3.4	-19.9	10.3	-1.5	-16.1	10.3	-1.5
(歳)													
15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-
20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-
25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-
30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-
35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-
40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-
45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-
50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-
55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-
60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-
65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-
30.0	5.6	8.1	20.4	2.8	14.9	-18.8	-15.9	-22.9	10.4	0.5	-2.8	10.4	0.5
ワカメ養殖													
年齢1978-83年	83-88	88-93	1978-83	83-88	88-93	1978-83	83-88	88-93	1978-83	83-88	88-93	1978-83	88-93
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
-0.1	-16.1	-17.1	-10.7	-9.6	-19.5	-19.6	-29.0	-26.3	-8.6	-15.8	-27.4	-8.6	-15.8
15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-
20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-
25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-
30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-
35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-
40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-
45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-
50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-
55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-
60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-
65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-
44.7	23.0	32.3	10.0	32.0	35.4	-32.2	-45.1	-39.6	-21.7	-27.8	-22.6	-21.7	-27.8
採藻													
年齢1978-83年	83-88	88-93	1978-83	83-88	88-93	1978-83	83-88	88-93	1978-83	83-88	88-93	1978-83	88-93
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
-0.1	-16.1	-17.1	-10.7	-9.6	-19.5	-19.6	-29.0	-26.3	-8.6	-15.8	-27.4	-8.6	-15.8
15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-	15-
20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-	20-
25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-	25-
30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-	30-
35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-	35-
40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-	40-
45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-	45-
50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-	50-
55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-	55-
60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-	60-
65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-	65-
44.7	23.0	32.3	10.0	32.0	35.4	-32.2	-45.1	-39.6	-21.7	-27.8	-22.6	-21.7	-27.8

資料：農水省「第6-9次漁業センサス」
注：増減率は、年齢階層別の5年間の増減人数を増減する前の人数で割り、100を掛けて求めた。

表 I-1-6 家族労働力の構成指標の変化

区分	(年)	男子自営 漁業就業者数 (人)			後継者 確保 指標 a/b *100	女子自営 漁業就業者数 (人) 45-54歳 c	夫婦 操業 指標 c/b *100
		20-29歳 a	50-59歳 b	男子 労働力 a+b			
合計	1978	26,641	55,006	81,647	48.4	25,069	45.6
	1983	20,723	67,697	88,420	30.6	26,936	39.8
	1988	15,688	63,115	78,803	24.9	21,731	34.4
	1993	10,625	45,274	55,899	23.5	14,890	32.9
漁船 漁業	1978	18,862	37,021	55,883	50.9	14,464	39.1
	1983	14,412	51,662	66,074	27.9	15,756	30.5
	1988	10,453	49,154	59,607	21.3	13,005	26.5
	1993	7,152	35,316	42,468	20.3	8,609	24.4
養殖	1978	7,779	17,985	25,764	43.3	10,605	59.0
	1983	6,311	16,035	22,346	39.4	11,180	69.7
	1988	5,235	13,961	19,196	37.5	8,726	62.5
	1993	3,473	9,958	13,431	34.9	6,281	63.1

資料：農林水産省「第6-9次漁業センサス」

表 I-1-7 漁業種類別の海上作業従事者のタイプ別の経営体数の割合

漁業種類	経営体数	割合 (%)							漁業就業者の女子割合
		合計	男子のみ		女子を含む				
			1人	2人	1人	男女2人	男女3人	計	
漁業経営体数 計	163,923		91,838	16,985	3,027	36,391	10,561	49,979	
割合計		100.0	56.0	10.4	1.8	22.2	6.4	30.5	22.6
採貝	17,228	100.0	52.8	5.9	10.1	24.9	4.4	39.4	33.8
採藻	9,818	100.0	43.2	11.5	6.4	25.4	9.4	41.2	35.7
海面養殖									
のり養殖	9,685	100.0	10.6	8.2	0.9	53.4	21.2	75.5	39.2
かき養殖	3,303	100.0	31.7	11.1	0.8	39.3	12.5	52.6	29.7
わかめ養殖	4,129	100.0	39.1	13.4	0.2	29.6	13.9	43.7	30.9
ぶり養殖	1,316	100.0	22.9	13.4	0.4	27.2	20.3	47.9	32.7
ほたてがいの養殖	4,394	100.0	21.5	14.7	0.5	36.2	20.1	56.8	32.9
漁船漁業									
その他の刺網	25,034	100.0	59.0	9.1	0.3	25.4	4.3	30.0	21.5
その他の釣	29,243	100.0	83.5	5.7	0.1	8.7	1.3	10.1	6.6
その他の延縄	5,815	100.0	65.8	15.2	0.1	13.9	2.6	16.6	11.3
小型底びき	12,697	100.0	54.6	15.2	0.1	24.1	3.6	27.8	19.0
小型定置網	4,528	100.0	44.1	14.3	0.4	28.3	8.8	37.5	25.6

資料：農林水産省「第9次海産物統計」

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

表 I-1-8 海上作業従事者のタイプ別の経営体の割合

区分	男性基幹的 従事者年齢	経営体数 合計	2人 男子 (%)	3人 男女	2人 男女	1人 男子
全体	合計	159,012	10.7	6.5	22.3	57.8
	39歳以下	12,951	16.5	10.0	15.0	53.4
	40-59歳	74,219	10.2	7.4	25.3	54.1
	60歳以上	71,842	10.1	4.9	20.5	62.4
養殖	合計	30,229	12.1	17.4	39.3	24.8
	39歳以下	3,225	18.5	23.1	23.6	23.9
	40-59歳	16,569	9.5	17.1	44.9	22.7
	60歳以上	10,435	14.2	16.1	35.2	28.5
漁船 漁業	合計	128,783	10.4	3.9	18.3	65.5
	39歳以下	9,726	15.8	5.6	12.1	63.1
	40-59歳	57,650	10.5	4.6	19.7	63.0
	60歳以上	61,407	9.4	3.0	18.0	68.2

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

表 I-1-9 漁船規模別の経営体の家族労働力構成の指標

漁船 規模 (トン)	男子自営 漁業就業者数 (人)		後継者 確保指標 $a/b \times 100$	女子自営 漁業就業者数(人) 45-54歳 c	夫婦 操業指標 $c/b \times 100$
	20-29歳 a	50-59歳 b			
計	10,625	45,274	23.5	14,890	32.9
-1	1,380	9,221	15.0	1,926	20.9
1-3	724	8,078	9.0	1,570	19.4
3-5	2,271	11,780	19.3	2,731	23.2
5-10	1,605	3,953	40.6	949	24.0
10-20	929	1,507	61.6	254	16.9

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

注：50-59歳階層の男子漁業就業者に対して、その息子世代にあたる20-29歳階層の男子漁業就業者のを後継者確保指標、その妻世代にあたる45-55歳階層の女子の漁業就業者の割合を夫婦操業の割合として、経営体の家族労働力構成を指標として示した。

表 I-1-10 漁船規模別の1経営あたりの労働人員

区 分	漁船漁業				リ	養殖				
	-1 (ト-)	1-3	3-5	5-10		カキ	ブリ	ワカメ		
労働人員 (人日)	出漁日数 (日)	116	145	141	153	179	235	297	135	
	最盛期の漁業従事者 (人)	1.7	1.6	2.0	2.7	3.8	7.4	9.7	4.3	
	延 計	373	454	554	681	760	1,637	1,259	681	
	海上作業	計	156	198	219	310	365	447	807	250
		男子	127	166	172	200	236	311	484	177
		女子	25	29	15	21	102	38	142	28
		雇用者	4	3	32	89	27	98	181	45
	陸上作業	計	200	242	313	348	384	1,180	380	426
		男子	107	140	150	157	180	288	218	209
		女子	68	77	100	101	157	235	90	162
雇用者		25	25	63	90	47	657	72	55	

資料：農林水産省「平成6年度漁業経済調査報告（漁家の部）」

表 I-1-11 女性の漁業従事日数

漁業従事日数	割合 (%)
殆ど毎日	32.3
週6日位	1.7
週5日位	4.5
週4日位	5.4
週3日位	6.3
週2日位	1.6
週1日位	0.8
忙しいときのみ	32.3
その他	8.5
無回答	6.8

資料：荒井・長野・児玉

「女性の視点からみた漁港
漁村整備（その2）」

東京水産振興会

注：この日数には海上作業
日数と陸上作業日数の両方
が含まれている。

表 I-1-12 漁業経営体における1日ひとりあたりの漁業労働時間

区分		漁船漁業(時間)				養殖(時間)			
		-1	1-3	3-5	5-10	リ	カキ	ブリ	ワカメ
海上作業	男子	3.8	5.8	7.9	8.8	4.9	3.7	4.6	3.6
	女子	3.1	4.1	6.5	7.3	4.9	4.6	4.5	3.8
陸上作業	男子	3.7	3.0	3.3	3.1	6.0	6.0	2.8	5.7
	女子	3.8	3.6	3.8	3.0	6.3	6.9	2.2	6.3
海上+陸上作業	男子	7.5	8.8	11.2	11.9	10.9	9.7	7.4	9.3
	女子	6.9	7.8	10.3	10.3	11.2	11.5	6.7	10.1

資料：農林水産省「平成6年度漁業経済調査報告（漁家の部）」

注：1日ひとりあたりの漁業労働時間は、年間の労働時間を年間の労働人員で割ったものである。

表 I-1-13 女性の経営への参画状況

漁業	年齢 (歳)	その他 合計 (%)	漁業経営の 全体を取り 仕切ってい る	夫や親等と 一緒に漁業 経営の全体 に参画して いる	特定の作業 を任されて いる	指示された 漁業作業の みに従事し ている
	計	100.0	5.2	43.9	11.9	38.9
農業	-29	100.0	0.0	30.8	3.8	65.4
	30-39	100.0	4.1	46.4	11.3	38.1
	40-49	100.0	7.5	53.0	9.0	30.5
	50-59	100.0	4.9	40.6	15.6	39.0
	60-	100.0	4.7	40.3	10.5	44.5
農業	年齢 (歳)	その他 合計 (%)	農業経営の 全般を取り 仕切ってい る	夫や親等と 一緒に農業 経営に参画 している	特定の部門 を任されて いる	農作業に従 事するだけ である
	計	100.0	21.0	51.8	3.2	23.3
農業	-39	100.0	11.6	61.4	2.4	24.6
	40-49	100.0	20.4	53.3	4.5	21.1
	50-59	100.0	22.9	49.9	3.0	23.7
	60-	100.0	23.8	47.7	2.3	24.6

資料：農林水産省 「漁業に従事している漁村女性に関する意向
調査結果概要（平成7年12月調査）
農林水産省 「平成4年度農業婦人に関する意向調査結果
の概要（平成4年9月調査）」

表 I-2-1 女性漁業従事者数の推移

年齢	人数				増減 (人)				増減率 (%)			
	1978年	1983	1988	1993	78-83	83-88	88-93	合計	78-83	83-88	88-93	合計
合計	75,612	74,118	64,139	53,503	-1,494	-9,979	-10,636	合計	-2.0	-13.5	-16.6	合計
(歳)												
15-			134	335	15-	134	201	15-			150.0	15-
20-		271	661	924	271	390	263	20-		143.9	39.8	20-
25-	313	993	1,579	1,973	680	586	394	25-	217.3	59.0	25.0	25-
30-	1,327	2,415	3,163	3,490	1,088	748	327	30-	82.0	31.0	10.3	30-
35-	3,751	5,502	5,999	5,640	1,751	497	-359	35-	46.7	9.0	-6.0	35-
40-	6,056	7,332	7,042	6,301	1,276	-290	-741	40-	21.1	-4.0	-10.5	40-
45-	10,497	11,021	9,815	8,589	524	-1,206	-1,226	45-	5.0	-10.9	-12.5	45-
50-	14,041	13,811	11,916	9,923	-230	-1,895	-1,993	50-	-1.6	-13.7	-16.7	50-
55-	13,963	13,125	10,912	8,514	-838	-2,213	-2,398	55-	-6.0	-16.9	-22.0	55-
60-	11,106	9,820	7,454	7,742	-1,286	-2,366	288	60-	-11.6	-24.1	3.9	60-
65-	7,103	5,487	5,464		-1,616	-23		65-	-22.8	-0.4		65-
合計	71,001	60,843	50,454	44,854	-10,158	-10,389	-5,600	合計	-14.3	-17.1	-11.1	合計
陸上作業のみ従事者												
15-			689	461	15-	689	461	15-				15-
20-		1,648	1,425	1,967	1,648	-223	542	20-		-13.5	18.6	20-
25-	1,683	2,095	2,746	2,553	412	651	-193	25-	24.5	31.1	38.0	25-
30-	3,132	3,694	3,339	2,703	562	-355	-636	30-	17.9	-9.6	-7.0	30-
35-	5,635	4,788	3,891	3,386	-847	-897	-505	35-	-15.0	-18.7	-19.0	35-
40-	5,129	4,204	3,652	3,442	-925	-552	-210	40-	-18.0	-13.1	-13.0	40-
45-	6,135	5,309	4,881	4,750	-826	-428	-131	45-	-13.5	-8.1	-5.8	45-
50-	7,490	6,941	6,409	6,240	-549	-532	-169	50-	-7.3	-7.7	-2.6	50-
55-	7,866	7,424	6,650	6,533	-442	-774	-117	55-	-5.6	-10.4	-1.8	55-
60-	8,225	7,502	6,730	12,002	-723	-772	5,272	60-	-8.8	-10.3	78.3	60-
65-	7,323	6,309	10,042		-1,014	3,733		65-	-13.8	59.2		65-
合計	6,629	10,929			4,300			合計	64.9			合計

資料：農水省「第6—9次漁業センサス」

表 I-2-2 I 兼漁家の就業状況別の世帯員人数の割合

区分		人数 (人)	割合 (%)										非就業
			計	就 業							業		
				計	自営業					雇われ			
					計	自営漁業		農業	計	漁業外 常雇	漁業外 臨時 日雇い		
計	海上 作業	陸上作 業のみ											
女 子	(歳)	(人)											
	合計	108,831	100.0	73.6	46.4	38.0	19.9	18.1	4.0	27.2	17.3	6.4	26.4
	15-	7,475	100.0	21.0	3.9	3.5	0.4	3.1	0.0	17.1	14.6	1.7	79.0
	20-	8,535	100.0	83.7	8.2	6.2	1.6	4.6	0.2	75.5	67.1	5.7	16.3
	25-	7,748	100.0	81.8	21.3	17.8	5.3	12.5	0.9	60.5	51.8	6.3	18.2
	30-	6,262	100.0	79.7	36.8	29.9	12.4	17.4	2.1	42.9	30.5	9.1	20.3
	35-	5,856	100.0	88.5	50.1	41.3	23.7	17.5	2.5	38.4	22.9	10.9	11.5
	40-	7,455	100.0	92.5	60.7	51.1	32.2	18.9	2.8	31.8	16.7	10.1	7.5
	45-	8,457	100.0	92.5	67.8	59.1	37.5	21.6	2.8	24.7	11.0	8.7	7.5
	50-	11,548	100.0	90.4	68.1	59.2	37.7	21.5	3.5	22.3	9.1	7.9	9.6
	55-	12,583	100.0	88.6	68.0	56.6	33.8	22.8	5.5	20.6	7.3	8.0	11.4
	60-	10,228	100.0	84.4	68.3	53.9	28.2	25.6	8.1	16.1	4.1	7.3	15.6
65-	22,684	100.0	44.1	39.8	29.3	8.2	21.0	7.0	4.3	0.8	2.1	55.9	
男 子	(歳)	(人)											
	合計	107,279	100.0	89.7	70.3	68.4	66.3	2.1	0.9	19.4	13.9	1.7	10.3
	15-	7,688	100.0	27.6	10.5	10.1	7.8	2.3	0.1	17.1	12.6	1.9	72.4
	20-	8,522	100.0	90.1	26.0	24.9	24.3	0.6	0.1	64.1	51.2	4.4	9.9
	25-	8,339	100.0	97.8	36.6	35.2	34.8	0.4	0.2	61.2	47.6	3.9	2.2
	30-	7,451	100.0	98.6	48.4	45.8	45.1	0.6	0.4	50.2	38.2	3.2	1.4
	35-	6,717	100.0	98.6	63.8	61.1	60.7	0.5	0.4	34.8	24.4	3.1	1.4
	40-	7,428	100.0	98.9	81.9	79.8	79.4	0.5	0.4	17.0	10.1	2.3	1.1
	45-	7,093	100.0	99.5	93.0	91.8	91.5	0.3	0.2	6.5	3.2	1.0	0.5
	50-	9,203	100.0	99.6	96.9	96.3	95.9	0.3	0.2	2.7	0.6	0.6	0.4
	55-	13,363	100.0	99.4	97.3	96.5	96.1	0.4	0.3	2.1	0.3	0.5	0.6
	60-	13,119	100.0	99.0	97.0	95.7	94.4	1.3	0.7	2.0	0.3	0.5	1.0
65-	18,356	100.0	78.9	77.0	72.6	63.8	8.7	3.4	1.9	0.3	0.5	21.1	

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

注：性別年齢別の個人漁業経営体出身の15歳以上世帯員の主とする就業状況別世帯員数を専兼別に組みかえたものから算出した。

表 I-2-3 男女別の正組合員数における女子割合

都道府県	漁業就業者			正組合員			正組合員数／ 漁業就業者数	
	女子 (人)	男子 (人)	女子 割合(%)	女子 (人)	男子 (人)	女子 割合(%)	女子	男子
計	53,503	183,089	22.6	19,288	305,196	5.9	36.1	166.7
北海道	5,396	21,804	19.8	648	25,798	2.5	12.0	118.3
青森	2,583	7,674	25.2	100	12,497	0.8	3.9	162.8
岩手	2,713	7,574	26.4	866	14,111	5.8	31.9	186.3
宮城	2,553	6,906	27.0	154	10,552	1.4	6.0	152.8
秋田	75	1,225	5.8	56	2,019	2.7	74.7	164.8
山形	52	673	7.2	0	1,059	0.0	0.0	157.4
福島	106	1,374	7.2	124	2,170	5.4	117.0	157.9
茨城	48	932	4.9	100	2,341	4.1	208.3	251.2
千葉	1,518	5,313	22.2	1,610	12,638	11.3	106.1	237.9
東京	123	1,203	9.3	17	2,701	0.6	13.8	224.5
神奈川	204	1,896	9.7	161	3,784	4.1	78.9	199.6
新潟	212	3,381	5.9	270	5,302	4.8	127.4	156.8
富山	67	681	9.0	489	3,540	12.1	729.9	519.8
石川	747	3,335	18.3	145	6,531	2.2	19.4	195.8
福井	378	1,720	18.0	178	3,559	4.8	47.1	206.9
静岡	682	3,931	14.8	794	9,162	8.0	116.4	233.1
愛知	1,757	3,962	30.7	325	6,545	4.7	18.5	165.2
三重	5,235	8,698	37.6	1,607	20,776	7.2	30.7	238.9
京都	190	1,309	12.7	98	2,370	4.0	51.6	181.1
大阪	118	854	12.1	6	1,307	0.5	5.1	153.0
兵庫	350	4,606	7.1	280	7,523	3.6	80.0	163.3
和歌山	395	3,988	9.0	220	6,799	3.1	55.7	170.5
鳥取	114	1,045	9.8	13	2,042	0.6	11.4	195.4
島根	402	3,258	11.0	95	6,388	1.5	23.6	196.1
岡山	711	2,175	24.6	34	2,809	1.2	4.8	129.1
広島	2,083	4,353	32.4	463	5,860	7.3	22.2	134.6
山口	2,189	7,666	22.2	967	11,566	7.7	44.2	150.9
徳島	657	3,156	17.2	467	3,985	10.5	71.1	126.3
香川	1,046	3,080	25.4	703	4,905	12.5	67.2	159.3
愛媛	3,291	9,601	25.5	869	13,052	6.2	26.4	135.9
高知	464	4,275	9.8	905	10,925	7.7	195.0	255.6
福岡	2,283	5,391	29.7	1,082	8,731	11.0	47.4	162.0
佐賀	2,231	4,863	31.4	267	6,201	4.1	12.0	127.5
長崎	4,267	15,730	21.3	1,115	23,523	4.5	26.1	149.5
熊本	4,304	7,663	36.0	2,555	14,671	14.8	59.4	191.5
大分	1,894	5,055	27.3	893	7,455	10.7	47.1	147.5
宮崎	364	2,170	14.4	72	4,413	1.6	19.8	203.4
鹿児島	1,454	6,633	18.0	387	7,884	4.7	26.6	118.9
沖縄	247	3,936	5.9	33	4,160	0.8	13.4	105.7

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」，水産庁協同組合課資料

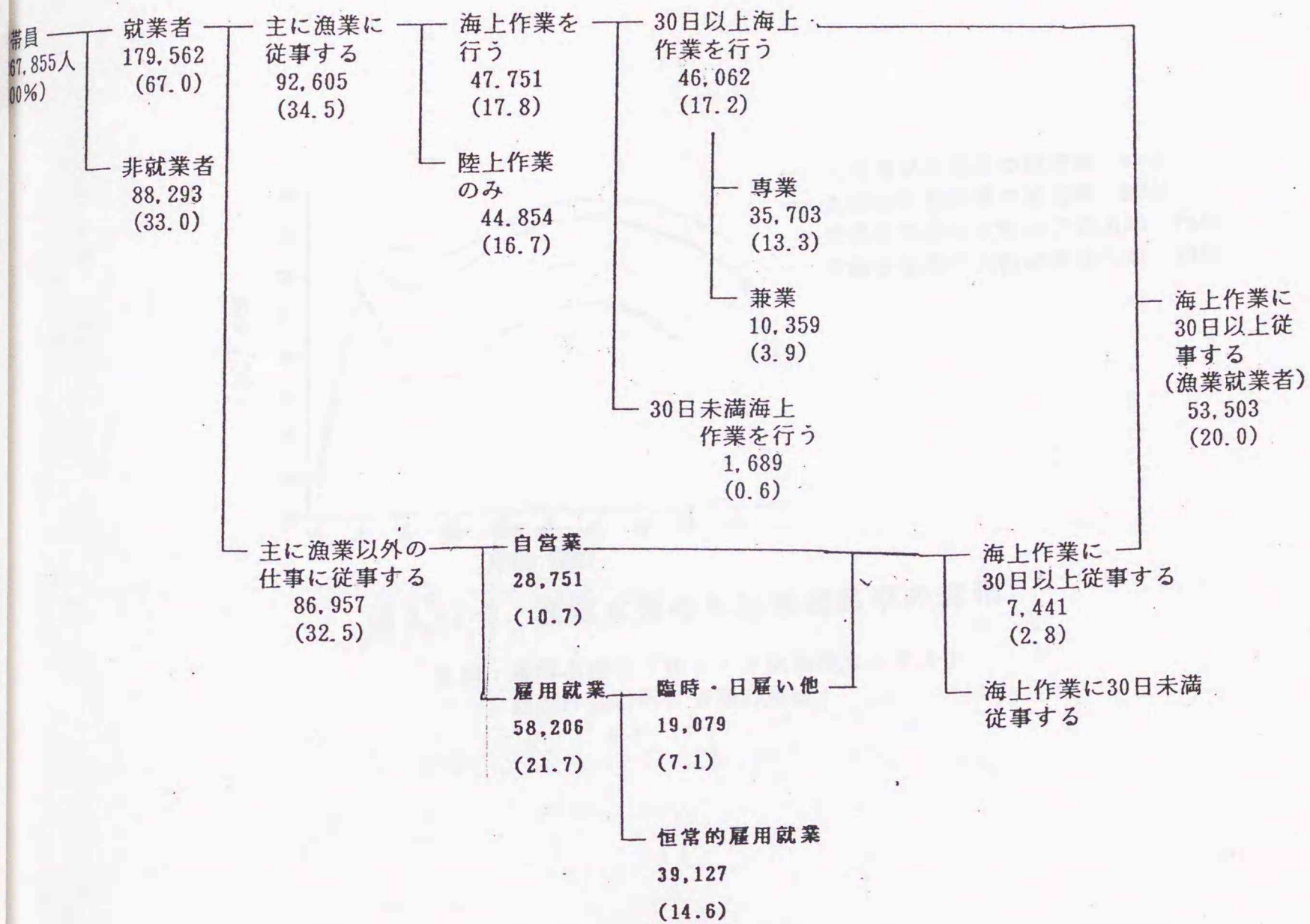


図 I -2-1 女性自営漁家世帯員の就業状況の分類 (1993年)

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

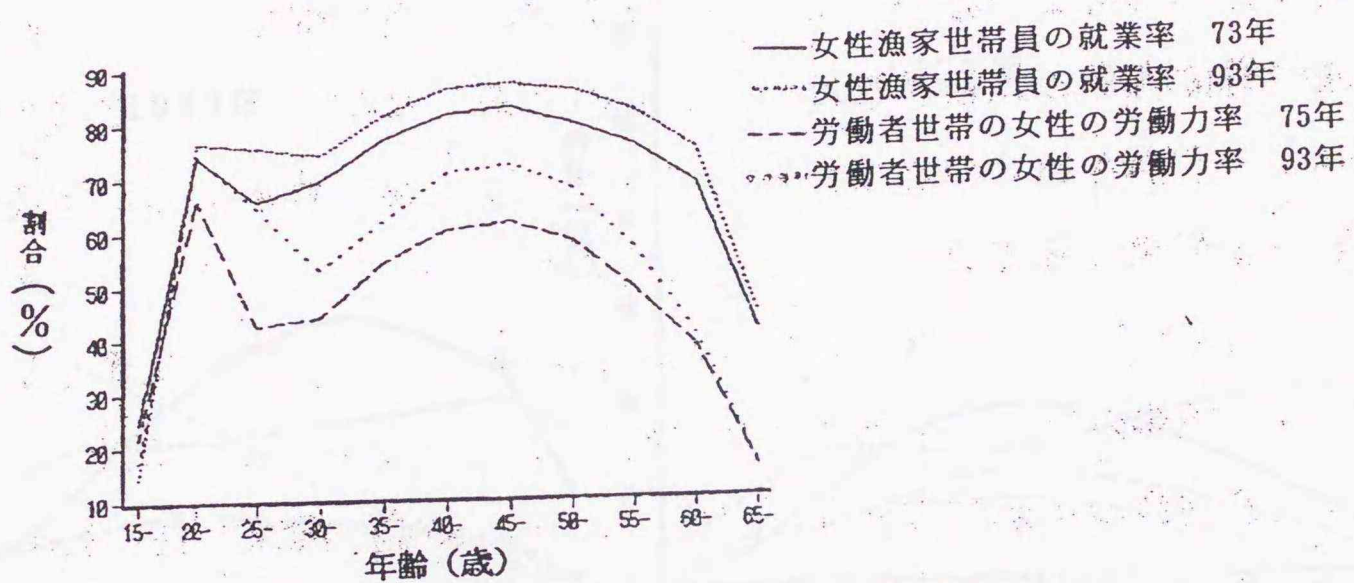
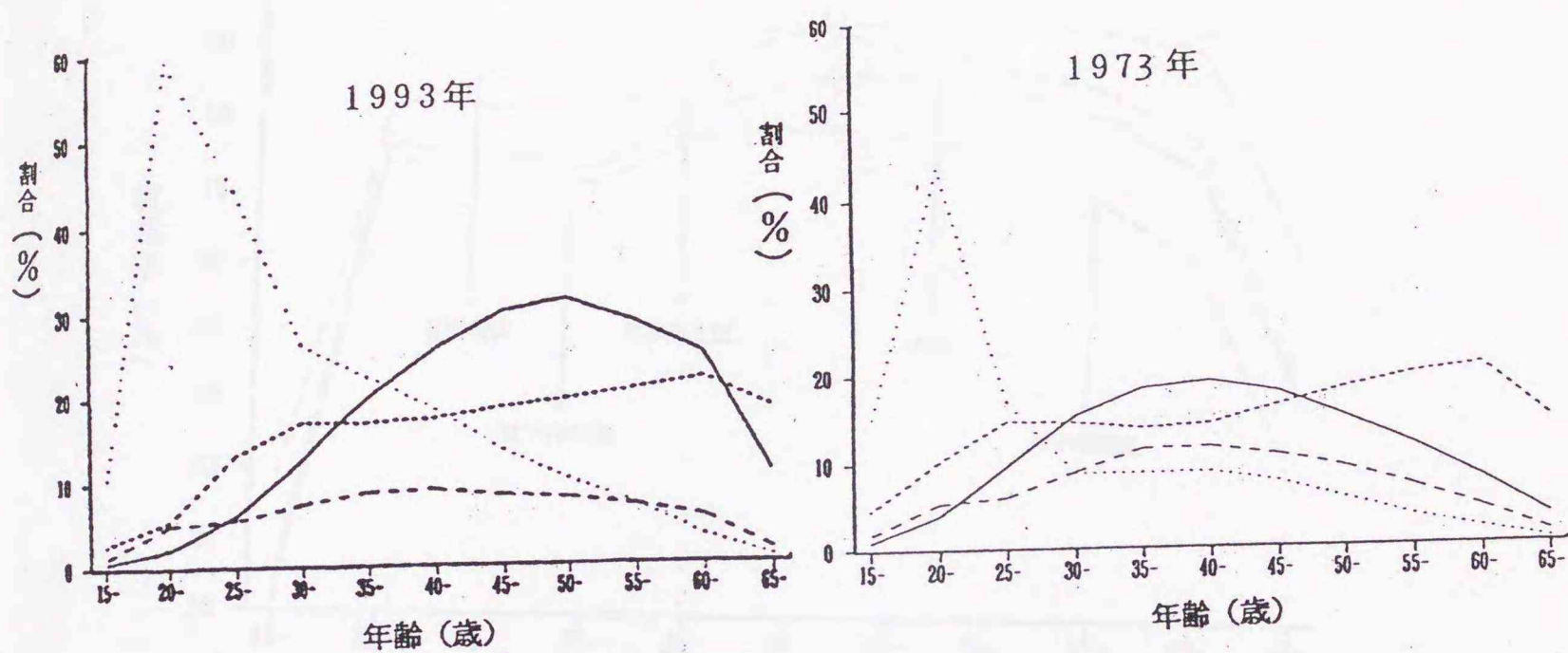


図 I-2-2 漁家女性の年齢別就業率の変化

資料：農林水産省「第5・9次漁業センサス」
総務庁統計局「労働力調査」



—— 海上作業 ---- 陸上作業のみ 漁業外常雇 -.- 漁業外臨時雇い

図 I -2-3 漁家女性の年齢別就業状況の変化

資料：農林水産省「第5・9次漁業センサス」

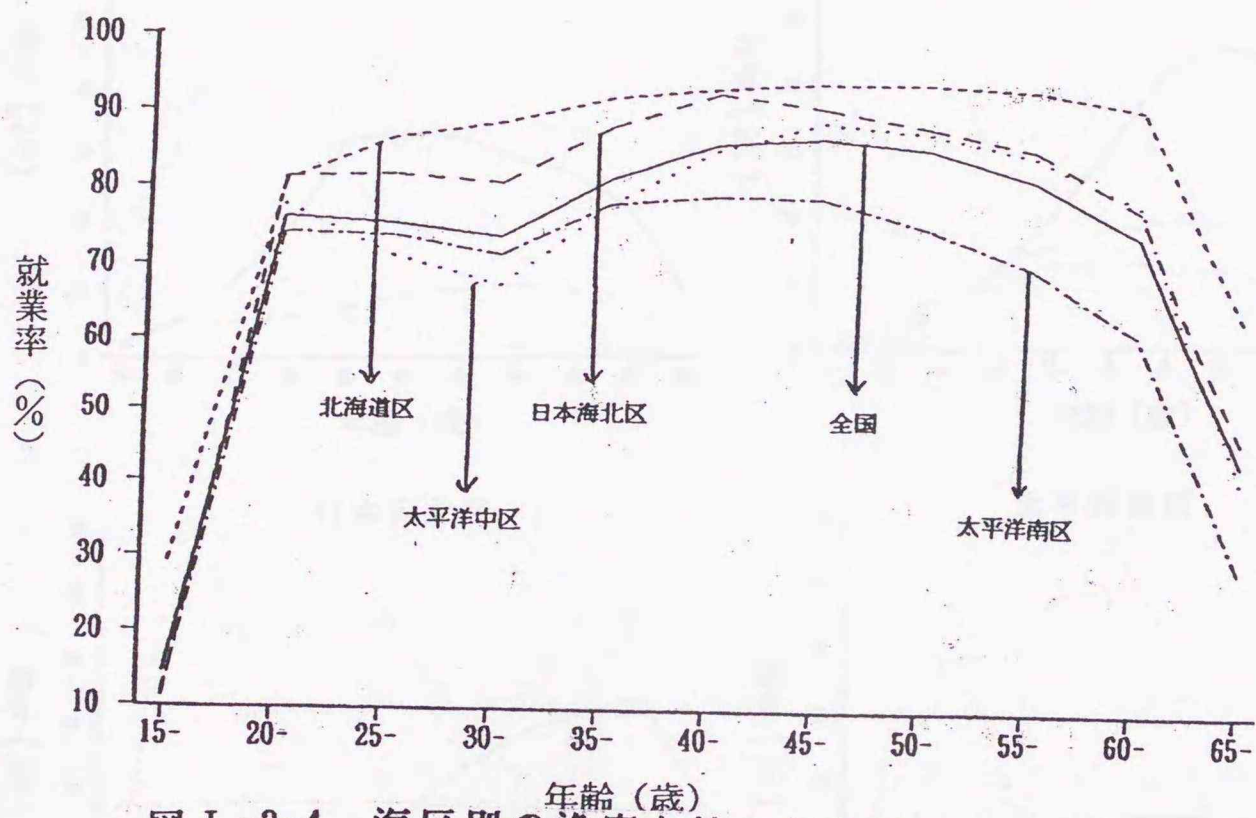


図 I -2-4 海区別の漁家女性の年齢別就業率曲線
資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

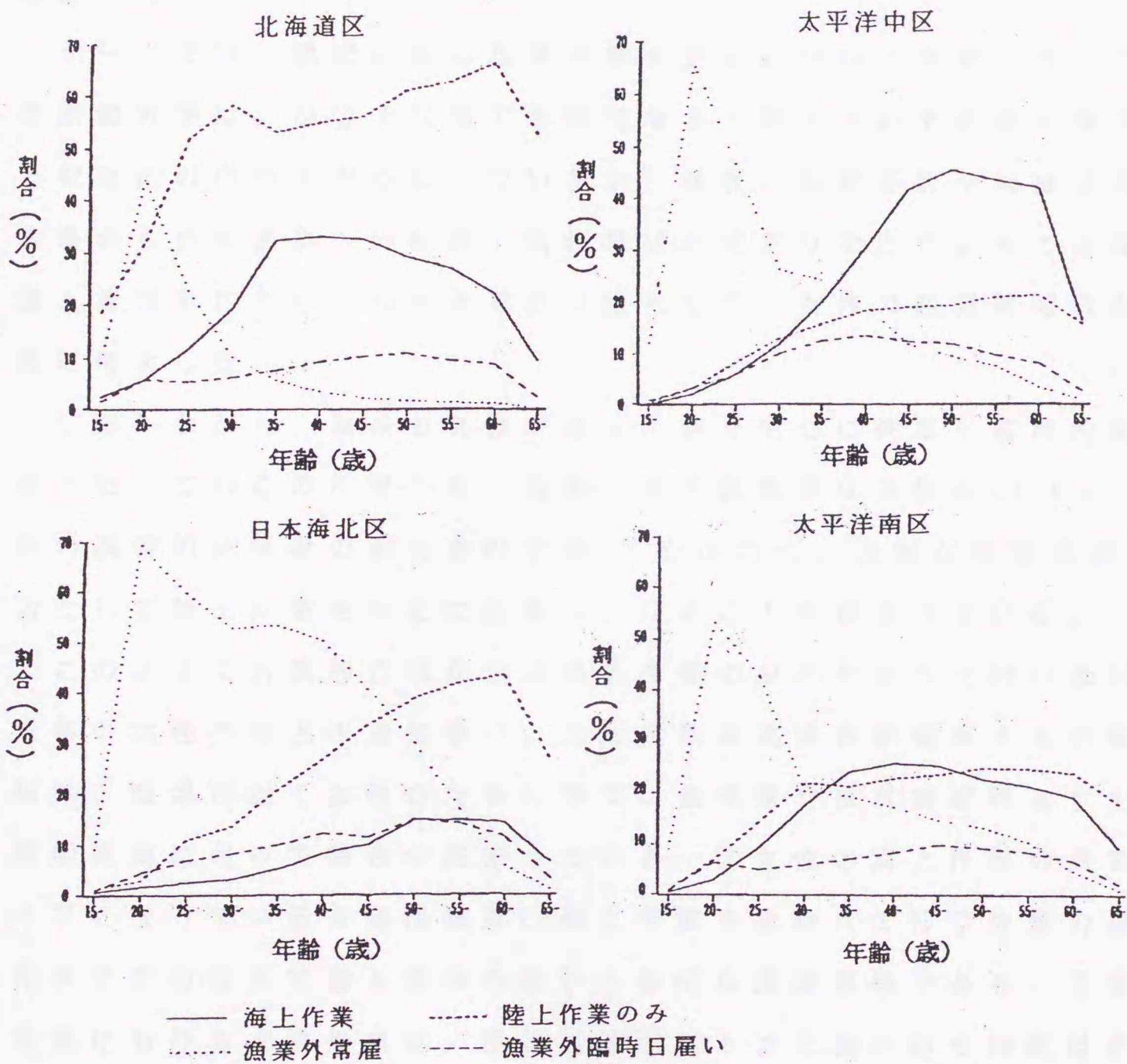


図 I-2-5 海区別の漁家女性の年齢別就業状況
 資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

I - 3 小括

I の「漁家女性の漁業労働と就業状況」では、漁家女性の漁業労働と就業状況の特徴・特質について諸調査統計を用いてマクロ的に把握した。

I - 1 では、漁家女性の漁業労働の変化について検討した。女性の漁業労働は、かつては加工や販売などの陸上での水産物の商品化と現金化の作業を中心としていたが、戦後、技術革新や地域協業的漁業から自営漁業への転換、女性禁忌の弱まりなどによって沿岸漁業と養殖業において海上作業が可能となり、女性の漁業就業者が急激に増大した。

しかしながら、現在も男性が海上作業を中心に従事し基幹的従事者となっているのに対して、女性の漁業就業者は全体の22.6%、女性の基幹的従事者の割合もわずか3%と少なく、漁家女性は家族労働力として陸上作業を中心に従事していることが示されている。

このように人数的には女性は海上作業の中心となっていないが、近年の女性の海上作業従事は、①女性漁業就業者が従事する漁業種類は、漁場が近く女性が従事しやすい養殖業や採貝藻漁業よりも、漁船漁業において割合が高まっている。②女性の海上作業の典型タイプとなっている夫婦操業は、海上作業を複数人で行う労働力構成のタイプのうちで最も割合の高い一般的な操業形態である。③漁船漁業における夫婦操業は、漁船規模が10トン未満という制限はありながらも、漁船規模が大きくなるほど指標を高めている。④漁船漁業における夫婦操業の割合は、基幹的従事者が60歳以上の漁家においても維持されている。

つまり、戦後の女性の海上作業従事者が技術革新により沿岸漁業や養殖業において一挙に参入したのに比べ、近年は男性労働力の不足から徐々にではあるが、漁船漁業において代替労働力的に女性が参入しているのである。

また、女性の漁業労働時間については、①女性の海上作業と陸上

作業を含めた漁業従事日数は男性並に周年的な従事を行う者と季節的な従事を行う者に二分化されている。②1日ひとりあたりの漁業労働時間は海上作業・陸上作業ともに男女ほぼ同様であるため、家事や育児時間を加えた女性の労働時間は男性よりも長く、長時間労働になっていると考えられる。つまり、女性と男性の労働時間の違いは従事日数の違いであり、漁業に従事する日は長時間労働である一方で、女性の漁業従事が季節性を有しているために盛漁期以外は遊休労働力化しやすいことを示している。

漁家女性の経営への参画状況については、育児期は陸上作業を中心とし、30歳代半ばから海上作業に従事するようになるという漁業従事の年齢的な違いを反映するように、年齢的な差が大きく、海上作業に慣れ体力もある40歳代において「夫や親と一緒に経営に参画している」という経営への参画状況の度合いが高い。つまり、海上作業に従事することが漁家女性の経営への参画状況を高めており、養殖業では既に高まっていた女性の経営への参画状況が漁船漁業においても進展しつつあると考えられる。また、海上作業30日未満の者よりは陸上作業だけに従事している者のほうが経営への参画状況の度合いは高く、陸上作業が女性の担当として任されていることがその要因となっていると考えられる。

I-2では、漁家女性の就業状況を就業内容に沿って分類した後、漁家女性の就業状況を規定している要因について検証した。

漁家女性の就業は漁業と漁業外従事とに大きく分けられる。そのうち、漁業は海上作業従事と陸上作業のみの従事とに分けられ、漁業外就業は季節的な漁業の兼業として組み合わせられることの多い自営業従事・臨時日雇いと、漁業従事から離れて独立的に従事されやすい恒常的雇用就業とに区分することができる。

漁家女性の就業は、家事・育児の負担が軽減され海上作業に従事する時間的な条件を有し、かつ労働市場では不利な雇用条件となりがちな中高年女性が漁業従事を中心とした就業を行うのに対して、育児との両立を図るために漁業においては陸上作業従事に留まるも

のの、労働市場においては条件が有利である若年女性が恒常的な雇用就業化を押し進めている。結果として年齢階層的に二極分化した就業傾向が顕著である。

そのため、季節的な漁業従事に農業を主とする漁業外自営業や臨時・日雇いを組み合わせて周年的な労働力の燃焼を図ろうとしていた漁家女性の兼業的就業の姿が、若年女性の恒常的雇用就業化による漁業からの離脱と高齢女性の消極的な専門的漁業従事により、漁業及び漁業外就業のそれぞれにおいて専門的な就業へと変化しつつある。

このような漁家女性の就業状況を規定する要因は、第1には自営漁業のあり方である。女性労働力を必要とする漁業であるか、女性が家事育児と漁業を両立できるような時間的・技能的な条件を有しているかという点が問題となる。それ以外にも女性禁忌など社会的に形成されてきた要因からも女性の漁業従事の状況が大きく影響されている。このような漁業のあり方による女性の自営漁業への従事の可否と地域の労働市場の展開度合いから漁家の経済計算が行われ、女性の就業が決定されるのである。

Ⅱ、漁家女性の就業状況を規定する要因と労働内容の実態

漁家女性の就業状況は、Ⅰ-2における就業分類に従い漁業の海上作業と陸上作業、漁業外従事では自営業と雇用就業とに分けることができる。第Ⅰ章で明らかになった漁業就業者における漁船漁業の割合の増加や漁業就業と恒常的な雇用就業化という状況を踏まえて、女性の漁業従事の多様性を示しながらそれぞれの就業状況において漁家女性の就業を規定する要因と労働内容を明らかにするが第Ⅱ章の課題である。

Ⅱ-1 漁家女性の海上作業従事

海上作業は女性の海上作業従事が自営か雇われか、ひとりか複数かという区分によって①沿岸漁業乗組員、②自営漁業の夫婦操業、③自営漁業の単身操業に分けることができる。

Ⅱ-1-1 沿岸漁業乗組員

雇われ漁業就業者において、女性は男性に比べて人数が少なく、また、従事する漁業種類は養殖が78.6%を占め、漁船漁業における女性の雇われ漁業就業者は少ない。漁船漁業における女性の雇われ漁業就業者は、表Ⅱ-1-1-1に示したように、長期間を船上で生活する遠洋漁業や釣り漁業においては僅かであるが⁽¹⁾、漁場が沿岸から沖合海域で比較的近く、操業時間が日帰りや夜間だけの短時間であるまき網漁業や地曳き網漁業、ぱっち網漁業、定置網漁業、船曳網漁業などにおいては比較的存在している。

大分県の南部はまき網地帯であり、表Ⅱ-1-1-2のように各地に女性の乗組員が存在しているのは、漁場が海況の安定している豊後水道であることが共通した要因であると考えられる。しかしながら、女性を乗船させている船は半数程度あり、女性の乗組員人数は1ヶ統あたり1-2人と女性の乗船は決して一般的とはいえない状況である。

Ⅱ-1-1では、大分県南部に位置する米水津村のまき網漁業を事例

として、女性の乗組員就業の限界となっている漁船漁業における女性の乗組員就業の状況と漁業従事を規定する要因を明らかにすることを課題としている。

1, 大分県米水津村の漁業の歴史と概況

米水津村は、大分県南部の海岸づたいに細長く伸びた地形の村で、隣接する佐伯市とは山で隔てられている。世帯数は917で、人口は男性が1,266人、女性が1,517人、合計人数が2,783人の村である。

就業人口は男性が719人、女性が625人であり、表Ⅱ-1-1-3で示したように、男性においては漁業と建設業が主な従事産業であるのに対して、女性においては製造業が飛び抜けて多く、サービス業がそれに次いでいる。

米水津村の漁業は、かつては地曳網漁業と一本釣漁業、シラス船曳網漁業が主な漁業であったが、明治期に導入されイワシ・アジ・サバを対象としたまき網漁業と1960年に大分県内では先駆け的に導入されたハマチ養殖業が現在の米水津村の漁業の2本柱を形成している。まき網漁業は中型まき網漁業が5ヶ統あり、養殖は生産組合2、個人が4の合計6業者あり、ハマチ養殖に近年はフグ養殖とヒラメ養殖を加えている。その他に、4ヶ統の船曳網漁業が共同経営で行われ、自営漁業としては小型定置網漁業に12経営体、小型底曳き網漁業に19経営体、刺網漁業に12経営体、一本釣漁業に11経営体が従事している。アクアラングを使用して行う潜水漁業は主にUターン男性が参入の容易さから従事しており、経営体数は37-38である。

かつて、漁家は柑橘栽培の農業を組み合わせた半農半漁が主体となっていたが、近年、農業を放棄して専業化、あるいは、女性が地元の水産加工場に勤務する雇用兼業が増加している。

2, 女性の就業状況

既に確認したように、米水津村の女性の漁業従事はそれほど行われておらず、むしろ水産加工場への雇用就業が一般的である。

女性の海上作業として最も行われているのは、まき網漁業と船曳網漁業における乗組員としての従事である。

数世帯の共同出資により行われ、共同出資者が夫婦で乗船している船曳網漁業においては、1ヶ統の乗組員7-8人中に30歳代から50歳代の女性が1-3人乗船し、4ヶ統合計で8人が乗船している。作業時間が日の出から日没という日中であることが、漁業と家事や育児を両立させる必要のある30-50歳という年齢の女性の乗船を可能にしていると考えられる。

自営漁業では、潜水漁業において妻が小型船舶4級免許を取得し潜水作業を行う夫を乗せて操船する夫婦操業が4-5経営体存在し、刺網漁業では1-2経営体で夫婦操業が行われている。これらの海上作業よりも水揚げ・選別作業の陸上作業のほうが漁業作業としては一般的である。一本釣漁業や魚類養殖においては女性の従事は全くみられない。

漁家女性は、漁業よりもむしろ19社ある村内の水産加工会社への勤務を主としている。水産加工会社の従業員の95%は女性で、1社平均30人程度となっている。年齢は30歳前半から65歳までである。

水産加工会社は周年操業で、加工品はまき網漁業の漁獲物であるウルメイワシ・カタクチイワシ・ヒラゴ・マアジの丸干しと開きを生産している。主に都市の核家族向けに少量のパックにした丸干しの製品が評価され、加工生産量は1976年から1980年の間に約2.5倍まで増加した。水産加工業の規模が大きくなるにつれて、村内の女性労働力だけでは生産に対応しきれず、送迎バスを運行して村外の佐伯市・上浦町・蒲江町・弥生町などから約500人の女性労働力を集めている。

かつては、水産加工会社は地元原料があるときにだけ操業する季節操業であったが、現在は不足分を国内外から集めて完全に周年操業となった。既婚女性にとって水産加工場での勤務は最低賃金レベルであっても、休みをとるのが比較的自由に周年的に従事することのできる近場の雇用就業先として選択されている。

3, まき網漁業への女性の乗船状況と労働過程

米水津村において、女性のまき網漁船への乗組員としての乗船の開始はおよそ1960年代後半であり⁽²⁾、人数が増加したのは15年ほど前からである。現在、まき網漁船は5ヶ統中、女性が乗船しているのは4ヶ統で、1ヶ統14-17人の乗組員のうち1-2名の女性が乗船し、女性乗組員は米水津村全体では7人になっている。女性乗組員の年齢は70, 68, 66, 64, 63歳が2名と58歳であり60歳代を中心としている。

図Ⅱ-1-1-1に示したように、まき網漁業の1ヶ統は漁場探索作業を行い集魚灯で魚を集める灯船2隻と網を積んでいる本船1隻、漁獲物を運ぶ運搬船1隻の合計4隻から構成されており、女性は網船に乗船している。

あるまき網漁船の乗組員は17人であり、その構成は船長1名、漁労長1名、灯船2隻で2名、運搬船2名、本船は女性2名を含んだ11名となっている。本船乗組員の役割分担は、沈子を担当する「ゆわ繰り」2人、浮子を担当する「あば繰り」1人、網部を担当する「網繰り」7人、丸環を担当する「環とき」1人と分かれ固定的な労働配置が行われているが、「ゆわ繰り」、「あば繰り」、「網繰り」、「環とき」の技術的な難易度に差はなく、男女関係なくどこにでも女性は配置されている。

まき網漁業の主な漁場は、米水津村から船で5-6時間の宮崎県沖であり、夜間操業ではあるものの日帰り操業が可能となっている。

午後7時頃に出漁判断をし、8時頃に出港する。船足の早い灯船が漁場探査のために始めに漁場に向かい、その後に運搬船と本船が追う形で航行する。漁場が決定されると灯船が灯りをつけて魚を寄せ、午前1時くらいに漁場に到着した本船が1時間から1時間半程かけて大きな円を描くように網を張る。午前2時から30分程度で網を揚げ、漁獲物を運搬船に積み込む。資源状況が良ければ複数回網を巻く場合もある。おおよそ朝6時から7時の間に帰港し、水揚げ作業が終了した10時から11時頃に帰宅している。

本船の乗組員は漁場との往復の航行の間は睡眠をとることが可能であり、海上での実質労働時間は網入れ作業から網揚げ作業の間の平均3時間程度である。この生活ペースに慣れれば肉体的には大してきつなく、帰宅した日中に睡眠時間を取らなくてもよいという。

まき網漁業の漁期は2月から約10ヶ月間であるが、月ごとの休みである大潮時の5日間と市場の休みである第2・第4日曜日、そして時化の日を差し引くと出漁日数は年間実質120日前後である。出漁日数の月ごとのばらつきはあるものの、連日漁に追い立てられるという状況ではない。

4. まき網漁業における女性の乗組員就業を規定する要因

米水津村のまき網漁業への女性の乗船を可能としているのは、漁場の近さや海況の安定性、海上作業従事に対する女性禁忌の弱さという前提があるが、最も大きな要因は男性労働力の不足である。

まき網乗組員は地元出身者を中心としているが、隣接地域とすら隔絶した漁村である米水津村では若年男性の流出傾向が顕著であり⁽³⁾⁽⁴⁾、まき網漁業の乗組員の確保が困難になっている。乗組員になった女性は全員が乗組員の妻であり、夫を介して船主から要請されて乗船を開始している。米水津村の女性乗組員の年齢は他の地区よりも高く、それだけ乗組員不足が深刻であることが示されている。女性乗組員のうち、1名は夫が死亡し、3名は夫が引退しており、結果として夫よりも妻の方が高齢まで乗組員として残っている。

乗船歴が32年と最も長い68歳の女性は、子育て中は季節的な操業を行う水産加工場や土木作業の賃労働に従事していたが、末子が小学校に入学した時期に夫が乗船していたまき網漁業の船主から乗船を請われ乗船するようになった。

米水津村のまき網漁業における技術革新は、1955年の漁網のナイロン化、エンジンのディーゼル化、1957年の魚群探知機の導入、1973年のFRP船化などがあるが、女性の乗組員化に最も影響を与えた技術革新は揚網機の導入であった。力仕事の軽減により女性の労働が

男性の労働と大して変わらないものになり、女性の海上作業を容易にただけではなく、完全歩合制である賃金の歩合も本船の男性甲板員と同じとなった。10年ほど前までは、賃金の歩合は男10に対して女9あるいは8という男女差がみられたが、男女同様な労働配置が可能となったために、現在は賃金の歩合の差は消滅した船が多い。

1996年のある女性乗組員の年間の乗組員所得は二百数十万円であった。乗組員所得の変動は当然あるが、高齢女性の所得としては高く、水産加工場に勤務する女性と比較しても格段に高いものである。乗組員の中心世代は60歳代で、まき網漁業からの所得に休漁期中の日雇い労働や水産加工場への勤務による所得と年金所得を組み合わせ生計を成り立たせている。

このように年齢に関係なく男性と同様の所得を期待できるが、漁業労働時間帯が夜間であるという時間的な条件などから女性からの乗船希望は出ていない。家事や育児との両立の必要がある若年女性はもちろん、中高年女性においてもまき網漁船の乗組員を就業選択のひとつとしてみなしていない。例外的に、乗組員収入が急上昇したイワシの豊漁期に水産加工場に勤務する女性のなかからまき網船への乗船希望者が出現したが、女性労働力を大量に必要とする水産加工会社でも人手不足のために労働力の流出をくい止めようと努力し、結果的には新規女性乗組員は登場しなかったのである。

また、船主側からも、急な時化や海難事故など非常事態時の対応への不安から、女性の乗船は男性労働力不足時の補充としての位置付けしか行われておらず、経験や知識はないが体力的には優れている学卒若年者と、体力は衰えているが経験や知識がある中高年者という年齢的に位置付けされている男性乗組員社会の中で、女性は乗船経験は長いものの乗船開始が子育て後で遅く現在高齢化していることから例外的な位置付けがなされ、「女性」という言葉が男性壮年乗組員と比較した場合は「高齢者」であり、男性高齢乗組員と比較した場合は「経験の浅い者」になってしまっていると考えられる。

(1997年4月調査)

注

(1) 第9次センサスによれば、遠洋・近海マグロ延縄漁業における女性の雇われ漁業就業者の人数として15人が数えられているが、関係団体やマグロ延縄漁業の根拠地である気仙沼での聞き取りによれば、実際に漁船員として女性が乗船している例はない。医者や看護婦などとして乗船している女性や女性事務員が勘定されているとみられる。

(2) 鶴見のまき網漁船では1972年に既に、本船乗組員10人の中に4人の女性が乗船している。「海に生きる 桑原家の人びと」桑原水産、PP215-216

(3) 米水津村は平地に恵まれないリアス式の海岸地域で他地域とは隔絶されているために、高度経済成長期以前から基本的に流出や出稼ぎをせざるを得ない地域であった。村からの出稼ぎ者は、主に反物行商や紡績工、炭鉱、土木などの仕事をしていた。米水津村誌編さん委員会編『米水津村誌』1990年、pp502-512

(4) 鶴見町においては女性を乗組員化させているだけではなく、完全歩合給であった賃金に最低保障を設けたり、船主が乗組員募集の求人を出して乗組員の確保策を打ち出している。

表Ⅱ-1-1-1 年齢別の女子雇われ漁業就業者数

年 齢	合計	北転船	沖合底 びき網 1そう びき	小型底 びき網	大中型 まき網	その他 まき網	さん 棒受け 網	その他 敷網	刺網	遠洋・ 近海 かつお 一本釣	イカ釣り	釣り	その他 釣り	遠洋・ 近海 マクロ 延縄	沿岸・ マクロ 延縄	その他 延縄	地引き 網	ぱち 網	ち 網	船びき 網	大型 定置網	小型 定置網	採貝	採藻	その他 漁業
計	752	1	5	28	24	80	1	20	63	3	7	7	7	15	2	7	113	67	61	60	85	44	16	43	
15-	3	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20-	18	-	1	1	-	3	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	2	2	1	1	-	3	
25-	12	-	-	1	1	1	-	1	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	2	-	-	-	
30-	41	-	-	1	1	2	-	1	9	1	-	-	-	1	-	2	1	3	6	1	7	1	1	3	
35-	47	-	1	2	-	1	-	2	7	-	1	-	1	4	-	1	4	4	2	1	10	1	1	4	
40-	73	1	-	4	2	6	-	4	6	-	-	-	1	-	-	2	5	8	11	4	7	5	3	4	
45-	72	-	-	3	6	5	1	1	8	-	4	-	-	1	-	1	2	6	9	5	14	3	1	2	
50-	97	-	-	5	4	17	-	2	6	-	-	2	3	3	1	1	8	6	12	7	9	7	2	5	
55-	147	-	2	3	5	20	-	4	6	1	1	3	2	-	-	-	20	14	3	21	18	9	3	12	
60-	131	-	1	4	3	17	-	1	8	-	-	-	-	-	-	-	31	16	9	10	9	12	2	8	
65-	111	-	-	4	2	8	-	4	9	-	-	-	-	2	-	-	42	9	6	7	8	5	3	2	

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

表Ⅱ-1-1-2 大分県南部地域の女性まき網漁業乗組員

地 区	中型 まき網 統数 (カ統)	大中型 まき網 統数 (カ統)	女性 乗船 統数 (カ統)	女性 乗組員 人数 (人)	女性乗組員の年齢(歳)				
					30-39	40-49	50-59	60-69	70-
臼杵	2		1	2			1	1	
津久見	8		3	11	4	5	2		
鶴見	6		1	1		1			
		5	2	3		1	1	1	
米水津	5		3	7			1	5	1
蒲江	2		1	1			1		

資料：大分県臼津関地方振興局水産課資料

表Ⅱ-1-1-3 米水津村の就業者構成

	産業	合計	女子	男子
就業者数 (人)	計	1,344	625	719
	農業	114	65	49
	漁業	251	43	208
	鉱業	4	1	3
	建設業	198	40	158
	製造業	346	258	88
	卸小売業	120	80	40
	金融不動産業	12	10	2
	運輸通信業	43	6	37
	サービス業	198	107	91
	公務	58	15	43
就業者割合 (%)	計	100.0	100.0	100.0
	農業	8.5	10.4	6.8
	漁業	18.7	6.9	28.9
	鉱業	0.3	0.2	0.4
	建設業	14.7	6.4	22.0
	製造業	25.7	41.3	12.2
	卸小売業	8.9	12.8	5.6
	金融不動産業	0.9	1.6	0.3
	運輸通信業	3.2	1.0	5.1
	サービス業	14.7	17.1	12.7
	公務	4.3	2.4	6.0

資料：米水津村勢要覧

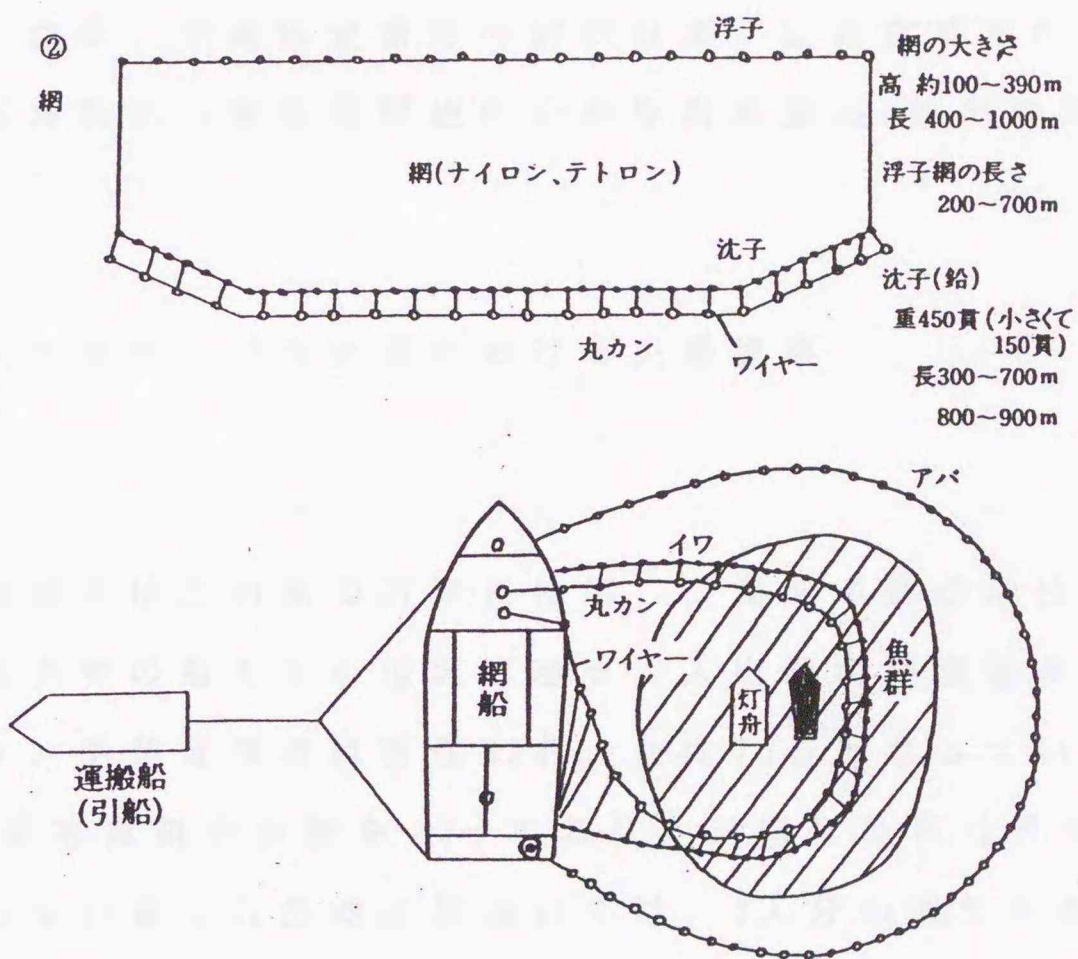


図 II-1-1-1 まき網漁業

Ⅱ - 1 - 2 夫婦操業

漁家の海上作業の労働力構成のタイプのなかで、夫婦操業は女性の海上作業従事者にとっては、典型パターンとなっている。そのため、漁業条件の異なる地域においては、夫婦操業の形態は様々であることが考えられ、静岡県浜名湖畔の湖西市入出地区の湖内漁業、茨城県波崎町の河川漁業、千葉県豊浦町の刺網漁業、広島県豊浜町の長期釣り漁業、福島県いわき市豊間地区の船曳網漁業の5事例を取り上げた。

1. 静岡県湖西市入出地区の湖内漁業における夫婦操業

(1) 漁業の概況

静岡県湖西市入出地区は浜名湖の西岸に位置し、湖畔の漁業地区のなかでは、漁業従事者の最も多い地区である。入出地区の漁家世帯数は77程度であり、漁業従事者は男性83名、女性70名となっている。正組合員は1漁家複数組合員制をとっており、正組合員数は男性漁業者の数に一致している。入出地区においては、2人分の男性労働力を必要とする漁業はないために、父子が揃って漁業に従事する世帯は7-8世帯と少なく、その場合は父子が別々の船で漁業に従事している。それに対して、女性はほとんどが夫とともに夫婦操業で海上作業に従事している。漁業者の年齢は、女性の場合は平均年齢が約60歳で海上作業に従事している最高年齢は70歳であり、男性では平均年齢が約63歳で最高年齢が80歳であり、6割以上が60歳以上と高齢化が顕著である。漁家のうち、2-3割が専業漁家である他は、米とコデマリの花を栽培する農業を兼業する漁家である。同居する子どもがいる場合は、雇用就業に就いている傾向にある。

入出地区のある湖西市は電気や自動車関係の部品工場が多く、また、自動車で1時間程度の距離にある浜松市や隣接した愛知県の豊橋市においては就業先が多種豊富である。そのため、浜名湖周辺にお

いては、全国的に早い時期から農漁家の賃労働兼業が増加した地域であり、入出地区もその傾向を有している。

入出地区の漁業は、表Ⅱ-1-2-1に示したように、袋網あるいは角立網と呼ばれる小型定置網漁業の一種と刺網漁業、エビ流網漁業、アサリ採貝漁業、シラスウナギを対象としたメッコ網漁業などが代表的なものである。漁獲物は、アサリ、クルマエビ、ガザミ、ボラ、スズキ、コノシロ、アユ、ウナギ等が多い。

袋網漁業は、80mの道網の両端の魚溜に18mの魚捕り袋網が3本ずつついている漁具を使用するもので、湖内ではエビ、カニ類、魚類を捕る主な漁法となっている。操業期間は3月25日から翌年の1月15日である。男性ひとりでも操業は可能であるが、入出地区の場合、ほとんどの漁家で女性が男性とともに網揚げ作業に従事している。この漁業は、許可漁業であり統数の制限が厳しいことから、現在、新規着業は困難となっている。

エビ流網漁業は、夜間に行う浮刺網漁業の一種で主にクルマエビを対象としている。海上作業には必ず2人の人手が必要で、すべて夫婦操業となっている。漁期は4月5日から11月15日までである。

アサリ漁業は、入出地区及び浜名湖の漁業全体において最も漁獲金額をあげている漁業である。周年操業で時間は日の出から午後1時頃までとなっている。掘る作業を行うことができるのは、許可を有している正組合員だけであるが、船に同乗した非組合員が選別作業を行うことは許されている。アサリ漁業には、「おか掘り」と「海掘り」の2種類の掘り方がある。「おか掘り」は高さ1.5mの下駄を履きマンガと呼ばれる道具を用いて、比較的浅いところを掘るものである。選別作業は採捕終了後に陸上で行う。それに対して、「海掘り」は深い漁場を船を使用して広く探査しながらとる方法で、漁獲量が多い傾向にある。入出地区の場合、アサリ漁業に従事する漁家の約8割が夫婦操業による「海掘り」を行っている。夫が5分間程掘って船にひきあげたアサリを妻が船上でサイズ別に選別するという作業工程をとっている。以上のように入出地区のほとんどの漁

家では、夫婦操業によって海上作業が行われているのである。

(2) 漁業の歴史的变化と経営類型

現在の入出地区の主な漁業となっている袋網漁業、アサリ漁業、エビ流網漁業は、当地に導入されてからの期間が比較的浅い漁業種類である。

入出地区においては、1830年頃から囲目網漁業と呼ばれる人手を多投する網漁業が始められ、明治後半から大正期に盛んに行われ戦後まで継続されていた⁽¹⁾。しかしながら、1955年前後に男性労働力が急速に流出したための労働力不足と漁船や漁具の技術革新などにより、囲目網漁業という地域協業的な漁業から女性労働力も海上作業に投入する自営漁業へと転換していったのである。当時、入出地区で自営漁業の中心となった漁業種類は、1916年（大正5年）頃に浜名湖に導入されていた袋網漁業とそれ以前からあった刺網漁業であった。

1970年代には、アサリ漁業が急速に発展し、刺網漁業を主としていた漁家はアサリ漁業に経営の中心を移し、それまで以上に女性の海上作業労働力を必要とするようになった。1970年から72年の間に行われた浅海漁業開発による作滞により海水交流が拡大したためにアサリが大量に発生するようになり、また、この頃からアサリの需要が次第に増え価格が上昇し販路も拡大したためである。この時期、アサリ漁業はサラリーマン化した漁業者の子供世帯をUターンさせ夫婦単位で漁業に従事させる程の力を持ち得たのであった。

また、エビ流網漁業は、1970年代後半に入出地区の漁業者によって導入され、湖奥部の気賀地区で若干行われている以外はほぼ入出地区で行われている漁業である。入出地区は湖内の漁業地区のなかでは、湖中央の漁場から比較的遠い位置にあるため、多種の漁法を備えることで漁獲金額の安定を図ってきたのである。エビ流網漁業が漁獲対象物の点で袋網漁業と競合しながらも、袋網漁業が許可制で新規参入が困難であるのに対して、エビ流網漁業は自由漁業のた

め、入出地区においては次第にエビ流網漁業を行う漁家の数が増加していった。浜名湖において1978年から稚エビの放流技術開発事業が行われ、その効果が上がっていることもエビ流網漁業の追い風となったと考えられる。以上のように、入出地区の漁業は1955年前後から新しい漁業の導入とその発展により変化がみられ、夫婦操業の方向で強化されてきたと考えられる。

現在の入出地区の正組合員漁家の経営類型別経営体数は、袋網漁業にアサリ漁業を組み合わせるものが13、エビ流網漁業にアサリ漁業を組み合わせるものが約20、アサリ漁業に専門的に従事し、一部の漁家で季節的にメッコ漁業に従事しているものが約40となっており、3つの経営類型に分けることができる。

このような経営類型は、新規の許可が厳しく親が許可を持っていない限り従事できない袋網漁業従事者と、労働はきつい安定した漁獲金額をあげられ、面倒な網の手入れの必要がないことを選択した、あるいは網の手入れの技術を持っていないアサリ専業者、袋網漁業の許可はないが網漁業の技術を持っていることから新規にエビ流し網漁業を選択した漁業者という形で分かれてできあがってきたと考えられる。

(3) 漁業の労働過程

年間の漁業歴を、エビ流網漁業とアサリ漁業、自家消費用の米2反と出荷用のコデマリ2反の栽培を組み合わせている漁家を例にみてみよう。表Ⅱ-1-2-2に示したように、4月5日から11月15日のエビ流網漁業を主体として、エビ流網漁業の漁獲が減少する9月から12月はアサリ漁業に切り替える。漁業作業の合間に稲の植え付けと業者に委託して行う米の収穫、コデマリの育成を行う。冬から春はほとんど海上作業は行わず、コデマリの出荷作業に集中し、その間にエビ流網漁業の網を作って春から秋のエビ流網漁業に備える。網作り作業は寸法を切って縫う作業に夫婦2人で10日間くらいかかり、その他に古い網の補修を行っている。

次に、エビ流網漁業の時期の1日のスケジュールを図Ⅱ-1-2-1に従って追ってみよう。エビ刺網漁業は、日暮れ時の午後6時頃に出港する。魚群探知機を積んでいるが、夫が潮流や潮汐の状況に合わせ経験的に漁場を決定し、山だてでその位置を確定している。その他の漁に関する判断や決定も夫が行っている。

エビ流網漁業は湖内漁業であるため、漁場へはどこでも20分程度で到着する。漁場では、妻が潮の動きを見てエビを集める灯をつけ、夫が操船して船をバックさせている間に、妻が網を投げていく（図Ⅱ-1-2-2）。15分ぐらい網を流して50mほど移動したら網揚げ作業に移る。地区の数人の女性は船舶免許を有しているが、操船はたいてい夫が行い、妻が網を5m程たくしあげてはエビを生け簀に置いていく作業を担当するというように、網入れ・網揚げ作業という労働強度の強い労働を女性が担当している。1回の網揚げ作業には約30分かかる。漁場を移動しては網入れ作業と網揚げ作業を9-12回、休憩をとらずに繰り返す。

漁を終えて午前3時頃に帰港し、1時間半から2時間かけて夫婦でエビをサイズ別に選別する。選別作業終了後、午前5時頃帰宅し、夫はそのまま睡眠にはいるが、妻は午前7時30分からのセリに出るため仮眠する程度に留める。妻はセリから戻る午前9時頃から洗濯と食事をしたあと、午後3時まで睡眠をとる。午後3時から入浴し、食事をもって、夕方からの漁の準備をする。妻は夫と比べてセリへの参加と家事を余分に行うために、妻の方が労働時間は長くなっている。

これを3日間繰り返して1日休むペースで漁を行っている。出漁日数は、アサリ漁業も含めて年間120日程度である。

（4）女性の海上作業従事を規定する要因

入出地区の漁業は湖内漁業であるため、外海に比べて海況が比較的穏やかで漁場が近く日帰り操業であることが、女性の海上作業を容易にしている。もともと半農半漁の漁業地区で、夫婦でコアミ商売と呼ばれた刺網漁業や袋網漁業を行っていたという夫婦操業の基

盤があったところに、アサリ漁業やエビ流網漁業という新しい漁業が導入された⁽³⁾。そのため、海上作業を行う女性労働力がそれまで以上に必要となり、なかには、いったんは恒常的な雇用就業に出ていた漁家の女性も、雇用就業をやめて漁業に従事するようになった例もみられる。

アサリ漁業の場合、操業時間は日中であり、妻が家事や育児との両立がしやすいことや、漁業自体、比較的参入しやすいことにより、30-40歳代の後継者夫婦はアサリ漁業に従事している傾向がある。夜間漁であるエビ流網漁業に従事する場合、直系家族では主な家事はエビ流網漁業に従事しない嫁が担当するというように、嫁姑間で家事や育児のやりくりをしながら、女性が海上作業に従事しているが、労働時間的には家事や漁業の後始末作業が女性に任せられている傾向があり、女性は男性よりも時間的な労働の負担が大きいものとなっている。

雇用就業の機会是比较的豊富な環境にあるが、農業を兼業しているために周年的に漁業と農業に従事することが可能であり、年齢が高くなるほど家族労働力の有効な配分として夫婦操業が選択されているのである。

海上での役割分担はエビ流網漁業、アサリ漁業、袋網漁業いずれも操船と漁場決定は漁業経験の長い男性が行い、女性は網の扱いや選別作業を行う。漁獲を大きく左右し得る陸上での網作りは妻が夫と同様に行っている場合が多い。

夫が死亡したり体調をこわした場合は、妻が正組合員資格を引き継ぐことも可能であるが、女性がひとりで漁業を行うことは肉体的にきつくて困難なため、女性の単身操業者はいない。しかしながら、それは男性にとっても同じことである。妻の海上作業が不可能になった高齢男性の場合、しばらくの間はアサリ漁業や袋網漁業でひとり操業を行おうとするが肉体的にきついために数年後にはほとんどの場合、漁業から離れているという⁽²⁾。特に、エビ流網漁業の場合は、妻が完全に網の担当となっており補助的労働以上の役割を果た

すために、女性を欠いた場合、漁業継続は困難である。

(1 9 9 5 年 8 月 調 査)

2, 茨城県波崎町の河川漁業における夫婦操業

茨城県波崎町の波崎共栄漁協では、海面漁業と河川漁業の両方を行っている。海面漁業では、ハマグリを対象とし資源管理の面から年間8-10回程度の出漁を行う貝桁網漁業と、2月11日から12月31日までのシラス船曳網漁業を中心としている。それに、6-8月の固定式刺網と11-2月頃のタコつぼ漁業と12-4月の板びき網漁業、年によって時期が異なる曳き釣り漁業を組み合わせている。一方、河川漁業では、12月1日から4月30日までのシラスウナギ漁業と周年操業のシジミ漁業がある。海面漁業は海況が荒く危険であるため、女性は海上作業に従事していないが、海況が安定している内水面漁業では女性も漁業に従事している。

シジミ漁業においては16漁家あるうちのすべての漁家で、シラスウナギ漁においては45漁家のうちの6割で女性が海上作業に従事している。シジミ漁業に従事する漁家は、シジミ漁業に専門的に従事しており、シジミ漁家に共通の土日の休みと夏場の交代での休み以外は周年的に出漁し、年間250日程度操業している。シジミ漁業は、部会の申し合わせで漁家単位で日毎の漁獲量の設定をしている。操業は早朝に行い、平均的には2-3時間、量がとれない場合は6-8時間の漁を行う。

その作業は、夫がマンガという漁具を手を持ちながら、操船してゆっくり前進させていく。夫がマンガごとシジミを船に引き上げると、妻は石やゴミを取り除き、貝を自動選別機械にかけてサイズ別に10キロ単位に袋詰めしていく。シジミ漁家はこのような採捕作業の他に、交代で行う密漁監視を8日に1回、昼夜どちらかに担当する。

一方、シラスウナギ漁業に従事する漁家は、漁業ではシラスウナギ漁業のみに従事する約20漁家と海面漁業と組み合わせる約25漁家とに分かれ、シラスウナギ漁業のみに従事している漁家のほとんど

が夫婦操業となっている。シラスウナギ漁業を海面漁業と組み合わせている場合は、父子または男性雇用者との男性2人操業を行い、シラスウナギ漁業に従事する場合もその操業者の組み合わせを継続させるために、女性は海上作業には従事していない。

シラスウナギ漁業だけに従事する専業漁家は、漁期の前後1ヶ月は漁具の手入れを行い、残りの夏場約5ヶ月間は漁業外の雇用就業をして過ごしている。男性は海面漁業の乗組員や鹿島地区での季節雇い、小型船舶の免許を活かしてのサルベージ船の操船や海水浴場の監視仕事を行い、妻はスーパーなどのパートやシラス漁業の入港時の水揚げ作業や計量などの雇用就業を行っている。

シラスウナギ漁業は、かけ袋網という漁法が用いられ、満潮が夜間にかかるように、午後の上げ潮開始の頃に網を掛けにいき、下げ潮前に網を揚げにいく夜間の漁である。網揚げ作業は自然の潮汐周期だけではなく、常陸川の河口に作られた水門の放流時間との関係から時間が決まってくる。網を掛ける位置はくじによって決められ、ローテーションが組まれることによって漁家間の平等性が図られている。

網掛け作業では、男性が操船し女性が網掛け位置に設置されている網を手かぎで取り寄せる作業を行い、網掛け作業は夫婦で行う。作業自体は1時間程度であるが、潮待ちをする場合には2時間程度かかる。網揚げ作業は、夫が操船し妻が目印の浮きを手かぎで手繰りよせる。網揚げ自体は揚網機で行い、夫婦で網を手繰っていく。帰港後、シラスウナギが弱らないうちに夫婦で手早く30分程度で選別を終える。

これらのシジミ漁業とシラスウナギ漁業の海上作業に従事する女性は30-40歳代が中心となっており、子どもが小学生程度になって手を離れたら姑に子どもの世話を任せて漁業に従事するパターンが典型である。シラスウナギ漁は夜間の漁で常に危険が伴うものであるが、シラスウナギの単価が高いため、家族労働力である女性が海上作業に従事すれば、経費の掛かる雇用者を投入しなくて高い漁獲金

額を得ることが可能となる。そのため、シラスウナギ漁の休漁期中は夫婦ともに不安定就業となっても、夫婦が周年的に漁業以外の就業を行うよりも有利であることから行われているとみられる。

(1997年7月調査)

3, 千葉県富浦町南無谷地区の刺網漁業における夫婦操業

千葉県富浦町南無谷地区は半農半漁地帯で、農業ではビワと花きの栽培、漁業では共同出資の定置網漁業と自営漁業では刺網漁業、それに遊漁を組み合わせているのが漁家の典型パターンである。

刺網漁業に従事する漁家は1-4月はヒラメ、秋から冬にかけてはイセエビ・サザエなどを対象とし、5-8月はタコつば漁業を組み合わせ、年間250日程度出漁している。刺網漁業に従事している漁家は、表Ⅱ-1-2-3に示したように漁業センサスでは42経営体が存在し、多くの場合2人操業が行われ、その約半数で夫婦操業が行われている。

刺網漁家の1日は次のようなものである。刺網漁業の網揚げ作業は、夫が早朝の小型定置網漁業の網揚げ作業を終えた後に行われる。夫の小型定置網の網揚げ作業の間に妻は朝食の支度や片付け・掃除を済ませておく。午前9時頃に夫婦で港を出発し、2時間くらいかけて刺網漁業の網揚げ作業を行う。網揚げ作業では、夫が操船しながら揚網機を操作すると、妻が網をたぐりあげながら漁獲物をはずす。港に戻ってからは、船上で終えきれなかった網はずしと選別作業を、12時過ぎの入札時間に間に合うように行う。昼食をとった後に網の片付けを行うと網入れ時間になる。刺網漁業の網入れ作業のために午後3-4時頃に出漁し、夫が操船し妻が網を入れていく作業を約1時間かけて行う。夕方は妻が夕食の支度をする間に夫が網作りや網修理を行っている。

女性の刺網漁業の海上作業への従事は、父子操業していた漁家において舅が引退した場合や、兄弟操業を行っていたが一方の子供が後継者として従事するようになったために別々の船に分かれ、後継者を得ていない漁家が妻を乗船させるようにした場合など、主に男

性労働力の不足という要因から生じている。そして、女性が海上作業に従事するためには、子供の世話に手がかからなくなっていることや、子供を任せられる姑がいることが条件となっており、年齢的には30代半ばからとなっている。就業機会がそれほど豊富ではないこの地域では、漁業に農業を組み合わせることによって女性労働力を遊休化させないでいる。

夫婦操業による刺網漁業では、妻が身体を悪くしたり死亡すると労働力的に夫ひとりでは刺網漁業は継続できない。そのため、ひとりでできる釣り漁業を行おうとするが、それまでの経験が少ない場合、技術がないために容易に操業できずに漁業を廃業せざるを得ず、釣りボート屋に雇われたり、兼業の農業に専門化する傾向がみられる。

(1996年5月調査)

4, 広島県豊田郡豊浜町の長期出漁自営釣り漁業における夫婦操業
瀬戸内海の豊島にある人口約2,500人の豊浜町では、表Ⅱ-1-2-4に示したように1997年現在約340隻の漁船が漁業に従事し、その約7割の250隻余りが一本釣り漁業と延縄漁業を中心として、夫婦で船で2-3ヶ月の県外出漁をして過ごす船世帯生活を送っている⁽³⁾。漁場は長崎県から大分県、愛媛県周辺海域で、漁獲対象生物は一本釣り漁業ではタイ・スズキ・アジ・サバ・ハマチ・タチウオ、延縄漁業ではタイ・ハモ・アナゴ・フグ等である。漁業従事者数は表Ⅱ-1-2-5に示したように男性371人、女性235人となっており、30歳代以上では基本的に漁家世帯員は漁業者である。

豊浜町においてこのような形態の漁業を行っているのは、歴史的に漁家は土地を所有しておらず、また、集団漁を行ったことがなく、現在も基本的に個人漁であるという社会的な要因が最も強く効いていると考えられる。また、島には雇用就業先がなく、沿岸漁業もないため、これまで技術を蓄積してきた長期出漁を継続していると考えられるが、全国的にこのような船世帯生活が減少している状況の

なかでは珍しく維持されている⁽⁴⁾。

夫婦が長期漁に出かける間の子供の世話は祖父母がみている。祖父母がいない子供は、1955年に児童福祉法により設立された町立豊浜学寮に預けられる。ここに入寮している漁業者の子供は1997年現在、約10人で最も幼い子供は3歳である。漁業者の妻の多くは地元出身者であるが、地元外出身者も数人いる。

操船と漁場選定はもっぱら夫が担当するが、夫に代わって妻がはじめに小型船舶の免許を取得して漁業の操業を可能とし、その後にあらためて夫が船舶免許を取得した例がみられる。また、一本釣り漁業では竿数が多い方が有利であるため夫婦それぞれが釣り、時間がかかる延縄漁業の漁具の餌付け・縄繰り作業も夫婦で行う。

女性の乗船は、このような漁業労働の面からと船上での生活面から長期漁になるほど必要とされている。女性が何らかの理由で乗船できなくなると、男性漁業者は近海漁に切り替え、手間のかからないタチウオ以外の一本釣り漁業を中心とするか、あるいは漁業を廃業する傾向にある。女性においても、それまで夫婦で長期漁に出て経験や技術を積んでいるものの、夫の漁業従事が困難になったときは女性が単身で海上作業を行うことはない。夫婦が揃ってはじめて成立する漁業形態であることが示されている。

(1997年11月調査)

5. 福島県いわき市豊間地区の海面船曳網漁業における夫婦操業

(5)

福島県いわき市豊間地区においては、表Ⅱ-1-2-6で示したように、2トン未満船を使用した男性の単身操業の沿岸1本釣り漁業とアワビ・ウニを対象にした採貝藻漁業が主体となっている。シラス・コウナゴ・オキアミを対象とした周年の船曳網漁業を漁業の中心とし、11月から1月のタコかご漁業、6月から9月までのタラを対象とした一本釣り漁業を組み合わせた専門的な漁業経営を行うのは5-6トン船を使用した6経営体である。その場合、海上作業従事者を2人必要とし、

6漁家中5漁家では父子あるいは雇用者を投入した男性2人の労働力構成で海上作業が行われ、夫婦操業を行っているのは1経営体のみである。

船曳網漁業の海上作業時間は午前5時ごろから午後1時頃までである。夫婦操業の場合、夫が操船と漁場探査、揚網機の操作を行い、妻が網入れ・網揚げ作業の際の網捌きを行う。

一本釣漁業は水深150-300mの深海マダラを対象とし、漁場は沖合約50kmである。午前4-5時に出港し1時間半かけて漁場に向かい、魚の釣れ具合からポイントを数カ所移って漁を行う。釣り作業の1回にかかる時間は20-30分程度であるが、日の出から昼頃までの作業時間のかなりの部分が仕掛の上げ下げに要する時間となる。

この一本釣漁業の場合、漁場までは自動操舵で行き、漁場ポイントは過去の経験をGPSに記憶させておいたデータからその日の海況に合わせて選択しており、この漁場ポイントの選択が漁獲の多寡を左右する。操船とこれらの判断は夫が行うが、釣るという作業部分においては妻は夫と同様の労働を行っている。

妻が漁業従事を開始したのは、舅が死亡したための労働力不足が主な要因となっている。1988年に舅と夫で新造船を作り乗船していたが、1992年に舅が死亡した。船曳網漁業は1人操業では効率が悪く危険なため、雇用者をいれていたが周年可能な人はいなかった。労働力が不足しているという要因以外にも、固定給が1ヶ月20万円に漁獲金額の20%を歩合給としてプラスする方式の雇用労賃の負担が大きく、妻が魚市場での荷捌き作業の雇用就業をやめて海上作業に従事したほうが、漁獲金額が低下しても漁業所得は増加することが見込めたという経済的な側面や、また他人を乗せるために気苦労も多かったという側面が妻を漁業従事させる方向に働いている。

また、船曳網漁業、タコかご漁業、一本釣漁業いずれも比較的沿岸で日中の漁であるという時間的に海上作業が可能であり、姑が6歳・5歳・3歳の3人の育児を担当し、育児や家事の負担を軽減したことや、船曳網漁業においては揚網機が導入されており、一本釣漁業に

においては漁場は遠いものの釣り作業は電動リールを使用し、完全な力仕事ではないという漁業労働が女性の従事を可能としたのである。

(1997年9月調査)

(1) 『浜名湖における漁労習俗Ⅰ - 細江町・三ヶ日町・湖西市・新居町 -』静岡県文化財保存協会, 1984年, pp13-23

(2) 同じようにアサリ漁業に従事する浜名湖の今切口に位置する舞阪地区では、アサリ漁業はほとんどの場合、男性ひとりの操業となっている。これは、この地区では、兼業として農業を行っていないことや、女性が海上作業に従事してきた経験がほとんどなかったこと、また、アサリ漁業が導入された時期においては、シラス2艘びき網漁業の船主の妻や養殖漁家の妻以外は、漁業従事するよりも雇用就業に従事する傾向にあったためと考えられる。

(3) 加瀬和俊「沿岸漁村における就業構造に関する研究」水産経済研究No.49, 水産庁漁政部企画課, 1992年, pp75-91では、大分県臼杵市におけるタチウオ釣り漁業の導入に際して、夫婦操業形態が既に一般的であった地区ではこの新しい漁業が普及し、そうでない地区においては普及し難かったという地区による夫婦操業形態の差異が報告されている。

(4) 金柄徹「船世帯民再考」民族学研究61-1, 日本民族学会, 1996, pp28-47

(5) 橋本初代「主人と船に乗って1年」『第2回全国青年・女性漁業者交流大会資料』全国漁業協同組合連合会, 1997年, pp79-81をもとに漁協において聞き取りを行った。

表Ⅱ-1-2-1 入出地区の漁獲金額 (単位：千円)

漁業 種類	採貝	メッコ網	袋網	3枚刺網	エビ流網	その他 合計
許可数	55	27	13	64	(25)	
計	183,199	11,218	19,612	65,139	61,598	345,732
割合	53.0	3.2	5.7	18.8	17.8	100.0
1月	9,296	3,663	4	2,907	0	15,870
2	10,668	2,471	0	1,504	0	14,643
3	26,341	3,181	356	4,172	0	34,051
4	20,734	1,627	465	5,116	552	33,461
5	18,373	0	600	5,877	10,863	35,712
6	13,954	0	8,259	10,075	13,949	46,238
7	16,673	0	3,328	5,177	8,972	34,150
8	17,287	0	1,983	7,283	7,308	33,861
9	17,652	0	1,646	7,103	6,371	32,772
10	16,914	0	1,523	5,444	7,662	31,543
11	9,739	0	1,073	5,125	5,748	21,686
12	5,568	275	376	5,355	173	11,746

資料：浜名漁協資料

注：漁獲金額は1993年、許可数は1992年のデータである。

エビ流網漁業は自由漁業であるため、許可数の欄は従事漁家数を示した

表Ⅱ-1-2-2 エビ流網漁家の漁業・農業暦

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	月
漁業	網作り			エビ流網漁業					アサリ漁業				
農業	コメ出荷			田植え		消毒・草取			収穫				
聞き取りから作成													

表Ⅱ-1-2-3 富浦町の漁業種類別経営体数

漁業種類	主とする 漁業種類	営んだ 漁業種類
計	120	120
さんま棒受網	1	1
その他の刺網	42	43
遠洋近海かつお一本釣		1
沿岸かつお一本釣	7	10
さば釣り	1	17
いか釣	16	33
その他の釣	45	75
小型定置網	1	1
採貝	2	3
その他の漁業	3	8
その他の養殖	1	1
たい類養殖		1

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

表Ⅱ-1-2-4 豊浜の漁業種類別経営体数

漁業種類	主とする 漁業種類	営んだ 漁業種類
計	357	357
小型底びき	0	4
その他刺網	4	4
さば釣り	3	7
いか釣り	0	4
その他釣り	206	250
その他延縄	141	164
採藻	0	2
その他の漁業	3	4

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

表Ⅱ-1-2-5 豊浜の漁業就業者と漁家世帯員

年齢	漁業就業者		漁家世帯員		世帯員に占める 就業者の割合	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
合計	-	-	470	443	-	-
-14	-	-	38	32	-	-
小計	371	235	432	411	85.9	57.2
15-	0	0	28	22	0.0	0.0
20-	0	1	1	4	0.0	25.0
25-	3	2	8	8	37.5	25.0
30-	8	4	10	6	80.0	66.7
35-	16	15	21	21	76.2	71.4
40-	28	23	29	25	96.6	92.0
45-	28	23	29	32	96.6	71.9
50-	39	38	40	49	97.5	77.6
55-	70	56	71	68	98.6	82.4
60-	75	41	75	62	100.0	66.1
65-	104	32	120	114	86.7	28.1

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

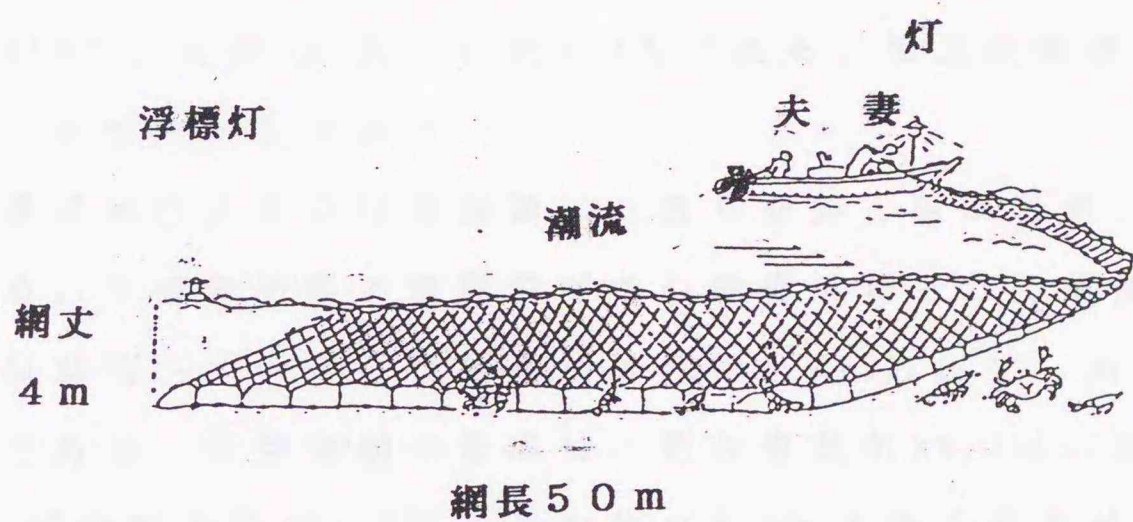
表Ⅱ-1-2-6 豊間地区の漁業種類別経営体数

漁業種類	主とする 漁業種類	営んだ 漁業種類
計	65	65
小型底びき網	1	1
その他の刺網	1	2
沿岸かつお一本釣	-	2
その他釣り	16	21
その他延縄	2	3
船びき網	5	6
大型定置網	1	1
採貝	38	39
採藻	-	1
その他の漁業	-	39
さんま棒受網	1	1

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」

2	4	6	8	10	11	12	14	16	18	20	22	24時
海上 作業	選別 作業	仮眠	セリ	食事	睡眠			入浴 食事	漁 準備	海上作業		

図Ⅱ-1-2-1 エビ流し漁業に従事する女性の1日



図Ⅱ-1-2-2 入出地区のエビ流し網漁業

Ⅱ - 1 - 3 単身操業

漁業においては、男性の海上作業の単身操業は全体の約半分の経営体によって行われ、さらに、漁業者の高齢化に伴い年々増加している傾向にある。その一方で、女性の海上作業の単身操業は少なく、第Ⅱ種兼業漁家の女性や寡婦の採貝藻漁業が存在している程度である。

1. 長崎県壱岐島八幡浦地区における漁業

長崎県壱岐島八幡浦地区は、玄海灘に浮かぶ壱岐島東部の八幡半島南東部にある漁村集落で、過去40年間ほどは海女の人数が100人前後で安定して推移してきたアマ集落⁽¹⁾である。1995年現在の人口は男性439人、女性495人、合計934人である。漁業就業者数は男性が263名、女性が50名である。

八幡浦地区の主な漁業種類は、釣り漁業と刺網漁業、採貝藻漁業である。八幡浦地区の漁業者が中心的構成員として所属している壱岐東部漁協の1994年の漁獲金額は13億5,412万円で、漁獲量は1,404トンである。漁獲金額の構成は、釣り漁業が80.6%、刺網漁業が8.3%、採貝藻漁業が4.6%、その他が6.5%と釣り漁業が主体となっている。

釣り漁業は、スルメイカ、ヤリイカを対象とするイカ釣り漁業とブリ・サワラなどを漁獲対象としている一本釣り漁業がある。イカ釣り漁業は周年操業で、昼イカ漁と夜イカ漁の両方があるヤリイカ釣りと、10-20トンの船で夜イカ漁専門で壱岐近海中心に操業しているスルメイカ釣りとがある。操業時間のパターンは、昼イカ釣り漁の場合、午前3時頃に出港し午後2時頃に帰港する。夜イカ釣り漁は午後3時頃に出港し、翌朝6時頃に帰港している。一本釣り漁業は午前4時頃に出港し、午後6時頃に帰港している。漁場は、漁獲対象がブリの場合には対馬の南海域で、サワラの場合は壱岐島の東部海域にある名島とイズミという漁場である。

刺網漁業は、2月から4月はカレイとヒラメを対象にし、3月から10月は建て網漁業と三重刺網漁業を行っている。多くが釣漁業との組み合わせで、2日に1回の刺網漁業の網揚げ作業が行われている。作業時間のパターンは、網入れ作業が午後4時頃、網揚げ作業が翌日の午前4時頃である。刺網漁業の漁場は片道30分程度の近場のため、海上作業時間は往復も入れて2時間以内である。刺網漁業の海上作業はほとんどの場合男性がひとりで行い、女性は陸上作業の網はずし作業に加わる。漁獲が多量である場合は、近所の女性を雇って網はずし作業をこなしている。

採貝藻漁業は、4月にヒジキ・テングサ・モズク採捕、5月から10月まではアマ漁業（漁獲対象物は5月クロウニ、6月以降アカウニ・アワビ・サザエ）を行い、冬場にノリ採捕を行っている。アマ漁業の漁場は、地先以外に約10km離れた名島という島周辺の漁場を含んでいる。道具ではアクアリングとウェットスーツの使用が禁止されており、素潜り漁である。海女は漁の形態により、陸から漁を行い漁場が限定されるオカカラアマと、船から漁を行い状況に応じて漁場を広く使えるフネカラアマの2種類に分けられる。

フネカラアマは未婚期からアマ漁を開始し、漁期中はアマ漁に専業的であるのに対し、オカカラアマは家事や自営業や雇用就業の合間に行っていることが多く非専業的である。フネカラアマは3-10名のかなり固定的な7グループを作って操業している。オカカラアマは高齢で潜水技能を低下させたり、家庭の事情で海女の活動に専念できなくなってフネカラアマをやめた者や、肉体的、家庭的事情などからはじめから毎日漁を行えない者になっている傾向がある。

1990年8月にアマ漁による漁獲を確認できたのは、海女が96人、海士が30人（八幡浦13人、隣の半農半漁地区である諸吉地区の17人）いるうち、フネカラアマは海女が54人、海士が5人（八幡浦5人）、オカカラアマは海女が42人、海士が25人（八幡浦8人、諸吉17人）であった。

八幡浦のアマ漁を行う男性は、釣りよりも潜水が得意で、アマ船

の船頭を兼ねている場合が多い。そして、冬場は自営の釣り漁業を行ったり、有明海のノリ養殖の雇われや全国各地の運搬船の運転といった出稼ぎを行っている。

漁家において釣り漁業と刺網漁業、アマ漁業は兼業されており、漁家内での漁業労働は、男性が釣り漁業、女性が採貝藻漁業を担当し、刺網漁業は男性が海上作業を行い、網はずし作業には女性も加わるという分担になっている。男女それぞれが比較的独立した形で漁業従事している点が特徴である。そして、年齢が高くなるにつれて、男性は釣り漁業から刺網漁業に比重を移していき、女性もアマ漁業への労働強度を弱めながら刺網漁業に加わるパターンがみられる。

1経営体当たりの漁獲金額は漁業センサスによると、1978年の268万円から1993年の443万円へと増加しているが、1993年の漁獲金額は壱岐の中で最低であり、壱岐島内で最高の勝本の漁獲金額の946万円の約半分に留まっている。しかしながら、アマ漁業の漁獲物であるサザエとアワビ、ウニは、漁獲金額を把握しにくい個人出荷の割合が高いため、実際にはもう少し高くなっていると考えられる。

2. 漁家の経営類型とアマ漁業の位置づけ

(1) 漁家の経営類型と海女の存在

漁家の経営類型は、男性の行う釣り漁業の有無と規模によって大きく3つに分けられる。①10-20トンの船で専門的にスルメイカ釣り漁業を行うタイプ、②3トン以上10トン未満の船でヤリイカ釣りと一本釣り漁業を行うタイプ、③釣り漁業を行わず、3トン未満の小さな船で刺網漁業か採貝藻漁業を行うタイプの3タイプに分けられる。漁業内容を把握できた210漁家のうち、タイプ別の世帯数は順に5漁家、121漁家、84漁家である。漁業従事者の年齢も含めて考えると、②の10トン未満の船でヤリイカ釣りと一本釣り漁業を行うタイプが主流をなし、加齢によって釣り漁業が不可能になる、あるいは後継者を得られなかった場合に③釣り漁業を行わず刺網漁業か採貝藻漁業を

行うタイプに移行していると考えられる。

それでは、女性が従事する採貝藻漁業は、漁家においてどのような形で存在しているのであろうか。図Ⅱ-1-3-1と図Ⅱ-1-3-2に示したように、海女は漁家の経営類型や漁獲金額に関係なく存在し、男性の漁業から漁業従事を規定されてはいないと考えられる。

また、漁業センサスの年齢別漁業就業者数において、親子年代となる男性の20-29歳階層の人数の、50-59歳階層の人数に対する割合を求めて後継者割合の指標としてみると、1983年の44.5%から1988年29.0%、1993年17.3%と次第に減少している。同様に、男性50-59歳階層の妻階層と考えられる女性の45-55歳階層の人数の、男性50-59歳階層の人数に対する割合を夫婦操業割合の指標として求めると、1983年26.9%、1988年33.3%、1993年33.3%となっている。漁家世帯に漁業後継者は顕著に減少している現在でも、女性は海女として一定の割合存在し続けているのである。

(2) 男性漁の変化

次に、近年の男性漁の変化をみると、図Ⅱ-1-3-3に示したように1987年に一本釣漁業の中心層となる3-5トン階層が減少し、5-10トン階層へ漁船規模を拡大する一方で、1トン未満階層へと漁船規模を小さくする、あるいは消滅するという拡大と縮小の両方向への動きがみられた。その動きをなぞるように、漁業就業者においても表Ⅱ-1-3-1でみられるように1983年から1988年の間に、全体数が403人から287人へと29%もの大幅減少をみせている。これらの動きは、バブル期で島内外の労働力需要が高まるなかで男性が収入増をねらって、雇用就業するか、漁業に留まり漁船の大型化を図るかを決定した時期であると考えられる。

しかしながら、1990年代に入ってから高齡化が顕著で60歳以上の漁業就業者の割合が高くなり、かつスルメイカ漁の不振により経費率の高い10トン以上の船で操業するのが不利になり、それまで父子が揃っていれば10トン以上の船でスルメイカ漁をおこなっていた

ものが、父子が揃っていても別々の船でそれぞれ漁を行う形に変化し、全体として漁船規模を縮小して漁船隻数を増加させた。それに伴い漁業専業化や単身操業化が進展し、単身操業の割合は、1988年の50.4%から1993年の75.6%へと急速に増加しているのである。

(3) 女性の漁業従事

一方、女性の漁業従事における変化はどうであろうか。八幡浦の年齢階層別の女性漁業就業者数の5年ごとの推移を表Ⅱ-1-3-1にみてみよう。まず、1978、1983年は年代的に分散して海女の人数を維持していたが、1988年から1993年の間に、海女の人数が半減している。これは、漁協に登録している海女の人数に大きな変化はないことから、高齢化による労働投入量の減少が海上作業日数の減少として現れ、海上作業30日以上を就業者とする漁業センサスでは漁業就業者として数えられなくなった者が急激に増加したとみられる。

また、1978年時点の25歳未満、すなわち1993年時点の40歳未満の年代では海女は数人を数えるしかない希な存在となっていることが示されている。海女の漁業への参入決定は、夫婦操業のように結婚後ではなく未婚期に行われるため、若い時点での参入者の少なさがそのまま維持されているのである。

40歳を境に漁業従事者が少ないのは、歴史的経緯から生じている。かつては、農地が乏しく地理的に不便な八幡浦において、アマという生業は丈夫な身体ひとつあれば地元で現金収入を得ることが可能なために、八幡浦女性の中心的な仕事となっていた。同時にアマ漁業が肉体的に、社会的に、また意欲的に不可能な女性は、婚出や島外での就職というかたちで八幡浦外へ排出される傾向があった。八幡浦女性の就業傾向の屈折点である現在40-45歳の海女が就業先を決定した中卒時の1960-1965年頃は高度経済成長期であり、島外流出が一般的であった。しかしながら、その頃、八幡浦をはじめ壱岐島東部の網漁業地区は網漁業の衰退により困窮していたために、当時の学卒女性はアマ漁業に従事することによって家計を支えることを要

請されたのである。アマ漁業によって得られる収入が、中卒女性としては高額を狙えることが海女になる決定を促したのである。やせ型体型で耐寒性が乏しいことを理由に中卒時は海女を選択しなかった女性が、家の漁業収入の減少にさらに追い討ちをかけるような親の死亡という状況によって家計状況が悪化したために、1年後に海女を再選択しているという事例もみられる。

その後、1970年前後に八幡浦の漁業が島内の他地区に遅れながらもイカ釣り漁業を主体として再編されてから漁家の家計状態が良くなり、また島外就職の機会の増加や高校進学率の高まりにより、女性の海女か否かの二者択一的な就業先の決定は次第になされなくなり、海女を選ぶ人数が減少していったのである。

その結果、図Ⅱ-1-3-4で示したように、女性漁家世帯員においては海女の割合が高い50歳代が人数的に最も多く、八幡浦での女性の中心的年代となっている。40歳未満の女性の人数が少ないのは、海女として地元に残った人が少ないことに加えて、男性も後継者として残る人数が減少し嫁不足の傾向があることから生じている。40歳未満の女性の就業は雇用就業をしているか家事や育児を中心とした生活をしているかどちらかである。

かつての八幡浦の女性の雇用就業は、未婚海女の休漁期の島外での出稼ぎ程度であり、戦前は福岡県で女中奉公、戦後は広島県でパチンコ店勤務、愛知・三重県で紡績工場勤務などが行われていた。現在、八幡浦女性の就業先は八幡浦内外の近場にある真珠養殖会社・水産会社・縫製工場や、八幡浦内での民宿手伝いや保育園の保母、給食員などとなっている。島内はどこでも自動車を使って40分以内で通勤することが可能であるが、既婚女性は自宅から近場に職を求めていることが明らかに示されている。資格を活かして働いている数人の看護婦の場合のみ、町外の病院に勤務している状況である。

以上のように、八幡浦においては1960年代から1970年代にかけての網漁業の衰退から釣り漁業への再編と、1980年代から1990年代のイカ釣り漁業の拡大と縮小と高齢化というように男性の漁業に変化

がみられた。一方、女性のアマ漁業においては、海女決定時の中卒時の漁家の経済状況が就業決定に大きく影響したものの、いったん海女になると経営類型や漁獲金額に関係なく比較的安定して存在してきた。しかしながら、海女の高齢化は男性漁業者と同様に生じており、近年、海女の人数の減少がみられているのである。

3、アマ漁業の労働過程

(1) 潜水活動準備

フネカラアマの1日の作業を追ってみよう。最も潮がひくときに漁ができるように、午前6-9時のあいだで潮汐にあわせて朝、道具と弁当を持参して港に集合する。乗船開始となると年齢が若い者が先に乗り込み、年配者から荷物を受け取り、メンバーが揃ったらもやいを解いて出発する。出港時、海女は海岸に位置する神社に向かって大漁と安全を願ってお祈りをしていく。

海女は漁場を細かく呼び分けており、その数は50ヶ所余りにのぼる。そのなかからその日の海況やそれまでの漁場別の漁獲状況などによって出発後、リーダー的存在のアマを中心として決定し、さらに、同日中にもう1-2ヶ所、平均1日2ヶ所の潜水地を選んで漁を行っている。

海女が潜水地を特定する場合、八幡浦では潜水地が岸近くのせいしか山立ては行わない。船頭と共に真正面の陸の景色でおおよそ目的とする潜水地を確認し決定する。漁場を特定する微調整は、海女ごとに海中に潜って海中地形を確認して行う。見る方向や海況、潮汐周期、透明度の違いなどによって大きく異なる海中地形を覚えるだけではなく、時期と潮流・潮汐に合わせた利用の仕方と合わせて、海女は漁場に関する知識を身につけている。また、その地形と漁獲対象生物の組み合わせによって採捕の難易度が異なるため、海女は漁獲対象生物ごとに生息位置を難易度順に3-4種類にパターン化して呼び分けている。

漁場に到着すると、まず腹ごしらえとしてお弁当を食べる。海女

は少しでも気掛かりを軽減して伸びやかな気持ちで意欲的に漁を行えるように、お弁当の内容や量、食べ方など食事に留意している。それだけではなく、続けて栄養ドリンクの飲用、複数種類の薬の予防的使用、宗教団体が販売している疾患部分に貼ればそれが治るというパワーシールの予防的使用、日焼け防止のための化粧が身支度の一部として行われている。

それに続けて、肌着、セーター、手袋、靴下、フード、フードカバー、そして1980年代半ばから取り入れた色鮮やかなレオタードを重ねた潜水衣服に、潜水眼鏡と足ひれを身につける。操る道具では、ウニを引っかけて採るウニカギ、アワビを剥がすアワビガネ、アワビを発見しても1回の息ごらえ潜水で採れないと判断したときに目印とするキリガイ、漁獲物を入れて海に浮かべておくオケ、オケを一定位置に止めておくためのイカリ、オケとイカリを結ぶロープを使用している。アワビガネは大きさにより3種類あり、アワビの大きさに合わせて海中で選択する。チュウガネ、オオガネはオケの中にいれておき、腰に差し入れているコガネで対応しきれない場合に備えている。

船上で身支度を整えながら、昨日の漁模様や体調などについて情報交換を行う。海女たちは見聞きした他のグループの漁場の利用状況や漁獲金額や潜水中に自分で把握した生息状況、あるいは漁獲対象生物の生息状況を変化させる台風などによる海中地形変化などを総合して戦略地図ともいえる自分なりの漁場資源分布図を頭の中に描き、日々書き換えて当日の漁場選択や採捕戦略の基礎としているようである。

(2) 潜水活動

支度ができたら、海女は船から海に飛び込んで採捕活動を開始する。海女により耐寒性が異なるため、耐寒性がある海女ほど早めに漁を開始し、耐寒性が低い、あるいは体調の悪い海女は遅く漁を開始して、それぞれが満足がいく程度の漁ができ、かつ終了時間を合

わせようという調整が自然に図られている。

活動時間についてみると、八幡浦ではアマ漁の1日の中での活動時間の制限はなく、海女は午前7時から海中が暗くなり始める午後5時半頃までの間で潮位が低くなるタイミングを狙って漁を行っている。潜水活動は、水温や潮流・潮汐の状況によって30分から5時間程度の潜水活動を昼食をはさんで1-3回行う。

水温とアマ漁の利用水深の関係は、4月から9月までの間に水温が15度から25度に上昇するのに伴って、利用水深は4月には2mから5mであったものが、9月には5mから13mと深くなっていた。水温が20度を超える6月中旬頃から最高水深13Mを記録して、それは9月まで維持された。海女の海中温度差に対する感覚は敏感であり、身体の伸びやかさやそれがもたらす潜水深度の伸び、海中の透明度などでかなりの的確に中層水温を言い当てることができる。漁解禁時は「極寒」の14.5度であり、5月中旬の17.5度で「寒い」に変わり、6月中旬の20度で「潜水作業に余裕が出て」くる。25度を超えると「作業は随分楽」になり、28度を超えると「長時間海に浸かっているだけでも寒くな」く、31度に至っては「水中で汗をかく」という。

漁期中の海女の息ごらえ時間の変化については、5人の海女の平均息ごらえ時間が4月が10秒から17秒であったものが、9月には27秒から43秒になっていた。記録された最長の息ごらえ時間は70秒であった。4月から9月の間に、個人差を見せながらも5人の海女全員の平均息ごらえ時間は伸びている。これらは、水温上昇と水中環境への慣れによると考えられる。水温上昇に伴って息ごらえの時間が伸び、潜水深度が大きくなると共に利用漁場の範囲は広がっていくのである。

(3) 漁獲物の処理

採捕活動を終え船に泳ぎ戻ると、漁獲物を入れた桶は船頭によって船に引き上げられるがアマ自身は自力で船に上がってくる。船上のかまどでは火が焚かれており、海女は身体を暖めながら、錨をあ

げ港に向かって出発する。帰路、今日の漁に関して海女どおし漁獲量や海底状況に関して再び情報交換を行いながら、時間があればウニの身を搔き出すなど各自作業を行う。帰港時も神社の前を船が通る際には漁の安全を感謝してお祈りをしていく。

港につくと、乗船時と同様に年齢の高い海女が先に船から降りて、比較的年若い海女が船上の荷物の上げ下げを主に行う。港では漁獲物の処理が終了し次第、解散する。ウニの漁獲量が多い春先はウニのむき身作業に通常、1時間程度かけている。高齢者や近所の人が待機していて、作業に加勢する漁家もある。

このような海女の出漁日数は、あるフネカラアマグループの1990年のデータによると、漁期中日数174日中、時化が20日、沖止めが9日であり、それらを差し引いた145日であった。沖止めはアマ組合あるいは漁協単位で行事的に行われるのに対し、時化の場合の出漁は個人あるいはグループ単位で判断して休漁している。このグループの漁期中の出漁率は83.3%、1カ月あたりでは25日であり、最長連続出漁日数は海況が安定している7月から8月にかけての23日間であった。

4. 海女の漁業従事を規定する要因

(1) 社会的要因

かつて、海女たちが就業決定をする際には、八幡浦に残る女性は肉体的に可能な限りアマ漁業を行うのが当然という雰囲気、経済的理由を背景として社会の中にあった。また、海女になってからは、漁獲金額の高い海女が八幡浦社会においては高い評価を得られ、海女たちの間には漁獲金額と技能の点で、常に競争関係にあることが海女をアマ漁に駆り立て、続けさせてきた要因のひとつとなってきた。

また、特に取り決めはないが八幡浦の数人の海士は採算性から効率よく潜水できる15m前後の深場をねらうことや、壱岐島内の海士集落の海士の入漁漁場も、八幡浦の女性アマと競合しない深場と設

定されているため、八幡浦の海女が海士と競合しないで存在し続けてこられたとみられる。

（２）時間的要因

基本的に日中に漁を行うため、家事との両立は比較的可能である。子供の保育に関しては、かつては海女を引退した女性が海女の子供を共同保育し、現在は保育所で４時までみたあとは姑が面倒をみるという体制が出来上がっている。共同保育の実績があったためか、公立の保育所の開設は壱岐島の中では１９５７年と早く、保育対象年齢が１歳児という低年齢に拡大されたのも周辺保育所の中では早い方であった。

（３）身体的条件

潜水作業は強い筋力運動を必要としないが、漁船漁業において船上作業を行うよりもエネルギー消費は大きく過酷な労働であり、女性のアマ漁業が身体的な性差による分業でないことを強く示しているものである。社会的な要因が強く働いて女性をアマ漁業に従事させ、その際、潜水作業への適合度合いが個人差として示される。

アマ漁業は、潜水作業自体には機械を使用しない漁業であるため、まず、基本的に肉体的条件が先天的に、あるいは後天的に潜水に適しているかが大きな問題となる。

先天的というのは、体格がよく丈夫な身体を持って生まれてきたかである。これが後々、海女の寿命と漁獲量に大きく影響してくるのである。体格よく丈夫であれば、まず、海に出て働くことが可能である。さらに、ほかの海女より身体条件が有利で毎日海に通い続けることができれば、次第に海況変化や漁獲対象生物の生態に関する知識が高まっていく。加齢による肉体的衰えの出現も比較的遅く、海女としての寿命が長くなる傾向にあるのである。極端に痩せ型で脂肪のつきにくい人、心肺機能が弱い人、耳抜きが行いにくい人、船酔が激しい人は海女に不適といえる。

後天的なものには、幼い頃から海に慣れ親しんできて、海に対して恐怖心を持っていないか、遊泳力、潜水力を有しているかである。親のほとんどが漁業者であった八幡浦の子供は集団で海に遊び、泳ぎを習う以前に海中での身のこなしを自然に体得していたという。海女の母親が特に潜水技術の子供に教えることは少ないが、母親の口から日々語られる海女同士の海況や漁獲状況の話を耳にして漁の予備的知識は高まったと考えられる。

(4) 技能的要因

① 技術習得

海女になってからの技術習得は、複数の海女と集団操業することによって、潜水技術や知識などを先輩アマから教わり盗みとり、その結果、経験から身についた身体知化した知識となっていく。

あるフネカラアマグループにおける海女の技術習得の例として示したのが、図Ⅱ-1-3-5で示した遊泳移動の状況である。海女D, H, J, T, Yの5人が船周辺からあまり離れないのに対して、E, M, K, Sの4人は沖の方向へと動いている。はじめに沖へ動き始めたのはMでそれに続いてK, E, Sの3人が追うように移動した。

この結果からこのグループの構成員を活動している潜水位置の水深傾向で分類すると、深型M, K、中間型J, E, T, S、浅型D, H, Yとなり、実際の活動位置の観察によってもグループの海女に潜水能力の差があることが確認できる。そして、ときどきに顔ぶれは変わりがながらも、大きくふたつに分かれてその中での移動行動の同調性がみられる。この同調性は、他グループと同じ潜水地で漁を行うときに顕著であり、グループで緩く集まりながら漁を行う傾向がある。グループ内に技能差を抱え込みながらも、移動行動にグループとしての同調性がみられることは、潜水能力差のある海女が他の海女の影響を受けて潜水位置の移動行動を行っていると考えられる。その場合、移動行動の始点になっているのは技能の高い海女であることが多く、他の海女は技能の高い方向に引っ張られながら漁を行うこ

とが多い。これらを通して、同じグループの海女の中で技術習得が行われると考えられる。

グループは、潜水能力レベルでまとまらずに親族関係のある海女を中心として社会的な理由で集まっており、結果として潜水技能に差を持った海女で組織されている。このことは、長期的に考えた場合、同じグループの海女の間には技能や年齢差があれば潜水技能を伝え合うことができる。そして、グループの構成が変動するに従って、潜水技能は広い範囲の海女の間で長い時間に渡って伝えられていき、八幡浦の海女の存続に有効に働いてきたと考えられる。

② 技能

以上のように身体的条件と経験の蓄積により身につけている技術から、海女の総合的な技能が示される。それは加齢により変化する。つまり、海女を始めた独身の新人から、肉体的な充実と知識が増えている子育て中の中堅へ、そして知識の充実を見せながら肉体的な衰えが大きくなる高齢期へと、海女は、海女として過ごす長い時間の間に潜水技能を肉体的な面と知識的な面で変化させ、また世帯内における位置も変えていくのである。

あるフネカラアマグループを構成する64歳、59歳、51歳、49歳、46歳、43歳2人、41歳、40歳、36歳の10人の海女について、海女の海中での技能の特性と世帯内における位置を比較してみた。海女の技能の個人差は、年齢、漁獲金額、水中活動時間⁽¹⁾、潜水深度、息ごらえ時間⁽²⁾、出漁日数といった点で認められる。それらを軸としたレーダーチャートの形が示している海女の潜水特性により、図Ⅱ-1-3-6のように10人の海女を5型に分けることができた。

海女の潜水特性の年代による変化は、(4)30歳代—40歳代前半・完成型、(3)40歳代後半—50歳代・部分低下型、(1)高齢・全体低下型の順で起こることが予想される。

海女の個人差を比較した項目である水中活動時間、潜水深度、息ごらえ時間、漁獲金額、出漁日数の中で顕著に個人差が認められた

のは、漁獲金額以上に水中活動時間、潜水深度、息ごらえ時間であり、年齢上昇に伴って低下し、老化が引き起こす肉体的個人差を示している。それをカバーしているのは経験によって得られる技術や知識によるものと考えられる。

夫の就業、子供の年代、冬期就業などについて海女歴、技能、漁獲金額とともに示したのが表Ⅱ-1-3-2である。子供の年齢から女性としての時代を区分するとおおよそ10歳代-20歳代前半が独身期、20歳代後半-30歳代前半が育児前期（子供が10歳未満で手がかかる）、30歳代後半-40歳代前半が育児後期（子供が10-20歳で手が離れる）、40歳代後半-50歳代後半（子供が成人になった）がアマ漁専念期、60歳代以上（子供が結婚、後継者化した）が隠居期となる。

ひと通りの知識を身につけるといわれる海女歴20年を経た35歳くらいで子供から手が離れ始め、教育費等お金がかかる育児後期で海女として知識的にも肉体的にも充実し、漁獲金額は高くなる。子供が成人した専念期では海女として技能は低下し始める。隠居期では海女として著しい技能低下をみせるのと同時に、子供が結婚し後継者化して世帯内においても家事などの役割を小さくしている。10人の海女は、海女歴、母親が海女かどうか、夫の就業、休漁期中の就業に関してはほとんど同じ境遇である。経験豊富な年長海女を含んだ年代幅のある海女仲間とアマ漁を行う中で、海女は肉体的衰えによる技能の変化と世帯内における位置変化により海女としての自分の年代位置を認識及び見通してきたと考えられる。

（5）漁家の経済計算

女性によるアマ漁による漁獲は、男性の漁による漁獲に比較して安定性があるため、男性の漁獲金額の変動や振り幅を縮める役割を果たし、漁家内での重要性を維持してきた。また、海女たちは、出漁した日は船上で各自が設定した3千円から1万2千円という金額を積み立て船頭の妻が取りまとめて預金し、漁期の終了時に30-120万円をまとめて手に入れられるような仕組みも作ってきた。

このような海女の漁獲金額は他の就業から得られる収入と比較した場合、どうなのであろうか。図Ⅱ-1-3-7は、海女の年齢と一日あたり漁獲金額の関係と、女性の雇用就業における賃金水準として一般的なパートの日給金額を、半年間であるアマ漁による所得と比較できるようにパート日給を2倍したものを示した。フネカラアマは船を使うことにより移動の自由度が高く、漁獲対象生物の資源量の変化や海況変化に応じて漁を行うことが可能であるため、漁獲金額は全体的にオカカラアマより高く、35-45歳海女が最高の漁獲を示して年齢に反比例している。それに対して、オカカラアマは操業海域が岸辺から遊泳可能な範囲に限られるため、年齢に関わらず漁獲金額は全体的に低くなっている。このように、1日あたり3万円程度のフネカラアマから2千円程度のオカカラアマまで個人差は大きい。一方、壱岐島における女性のパート労働は最低賃金より若干高い程度がほとんどであり、時給約600円であり日給に換算すると5000円前後になるとみられる。

中級以上の30-40歳代のお金のかかる年代のフネカラアマの場合、パートで年間働くよりも収入は高い。50歳以上の海女の場合、パートで周年働くよりもアマ漁による収入は低い、年齢が高くなると雇用就業の求人は少ない状況から考えると、アマ漁を継続していた方がいいという計算が行われる。オカカラアマの場合は、年金と合わせて生計をたてている高齢者にとっては、おかず代程度が稼げ身体を動かして健康を維持できればよいと考えていたり、副業的に片手間的に行われているため40-50歳代においてはパート日給よりも低くても漁が行われていると考えられる。

次の図Ⅱ-1-3-8は、アワビとサザエの月別漁獲量とアマの労働投入量の関係をみたものである。労働投入量は、漁を行った日毎のフネカラアマの人数を1ヶ月分累積した月別延べ出漁海女人数で示した。漁期の後半は労働投入量に比べて漁獲量が下がってきているが、漁獲量の少なさから漁期途中で漁を切り上げる海女は少ない。八幡浦においては、1日の漁の時間制限や漁期中の漁獲総量の制限なしで

何とか漁期中の資源採捕の分散がなされているといえる。そのため、漁獲量が労働投入量に比例しなくとも全くの頭打ち状態でない限り、海女が技術をいかして収入を得る可能性がある間は、海女たちは家にいて労働力をくすぶらせていたり、賃労働に出るよりはアマ漁を続けると考えられる。

そのため、漁期中いつ漁に見切りをつけるかは、漁獲金額の高低というよりも寒さに耐えられるかという肉体的限界によるようである。資源の豊富な漁の解禁時においてさえも、寒さに耐えきれないと判断して漁開始を遅らせる海女がいることに、漁獲金額よりも肉体的限界がアマ漁業を制限することが示されているといえる。

(1989年8月～1990年10月, 1995年7月・11月調査)

注：

(1) 八幡浦地区には「海女」と「海士」が存在するため、本論文では両者を含む潜水漁業者は「アマ」と表す。同様に、「アマ集落」「アマ漁業」という表現を用いる。

表Ⅱ-1-3-1 壹岐東部漁協の漁業就業者の推移

男 子								女 子							
1978年		1983		1988		1993		1978年		1983		1988		1993	
階層	人数	階層	人数	階層	人数	階層	人数	階層	人数	階層	人数	階層	人数	階層	人数
(歳)	(人)														
						15-	2							15-	0
				15-	4	20-	7					15-	0	20-	0
		15-	5	20-	10	25-	6			15-	0	20-	0	25-	0
15-	20	20-	18	25-	17	30-	18	15-	0	20-	0	25-	1	30-	1
20-	40	25-	35	30-	29	35-	26	20-	0	25-	0	30-	1	35-	2
25-	48	30-	39	35-	30	40-	31	25-	10	30-	7	35-	9	40-	8
30-	32	35-	33	40-	25	45-	26	30-	13	35-	19	40-	15	45-	13
35-	47	40-	51	45-	31	50-	29	35-	23	40-	29	45-	25	50-	12
40-	65	45-	67	50-	49	55-	46	40-	21	45-	16	50-	17	55-	8
45-	66	50-	69	55-	44	60-	36	45-	17	50-	24	55-	14	60-	2
50-	58	55-	50	60-	34	65-	36	50-	13	55-	8	60-	13	65-	4
55-	22	60-	15	65-	14			55-	6	60-	8	65-	5		
60-	11	65-	21					60-	2	65-	6				
65-	24							65-	2						
合計	433		403		287		263	合計	107		117		100		50

資料：農林水産省「第6-9次漁業センサス」

表 II-1-3-2 海女の年代と属性

年齢階層	海女歴	海女記号	年齢	母親が海女か	技能特性	一日あたり漁獲高	夫の就業	子供年齢	家事	冬期就業
15-19 歳	年		歳			万円		歳		
20-24	10									
25-29										
30-34	20									
35-39		S	36	○	4	1.7	船漁	8, 13	○	自営漁業手伝い
40-44	30	K	40	○	4	1.4	船漁	6, 15	○	自営漁業手伝い
		Y	41	○	5	1.4	船漁	5, 18	○	自営漁業手伝い
		T	43	○	4	2.3	船漁	14, 20, 22	○	自営漁業手伝い
		M	43	○	4	1.9	船漁	成人 1 名	○	自営漁業手伝い
45-49		E	46	○	3	1.2	船漁	12, 24	○	自営漁業手伝い
		J	49	()	3	1.2	—	成人 1 名	○	家事
50-54	40	H	51	()	3	1.3	船頭・雇われ	18, 21, 25, 27	()	漁業雇われ
55-59		N	59	×	2	1.4	船漁	24, 32, 34, 36*	△	自営漁業手伝い
60-64	50	D	64	()	1	0.5	船漁	成人 6 名 *	△	自営漁業手伝い
65-69										

注：①海女歴：16 歳で始めた Y を除いて他 9 人は 15 歳でアマを始めている。そのため、共通軸として縦に歴年数を入れた。

②技能特性：図 5 で示した水中活動時間、潜水深度、息ごらえ時間、出漁日数、漁獲高で総合判断したもの。

③1 日あたり漁獲高：1990 年 7・8 月の 1 日あたり漁獲高

④子供年齢：年齢不明の 20 歳以上の子供は「成人」と人数で示した。後継者のいる家は*で示した。

⑤家事：家庭内での主担当者を○、副担当者を△で示している。

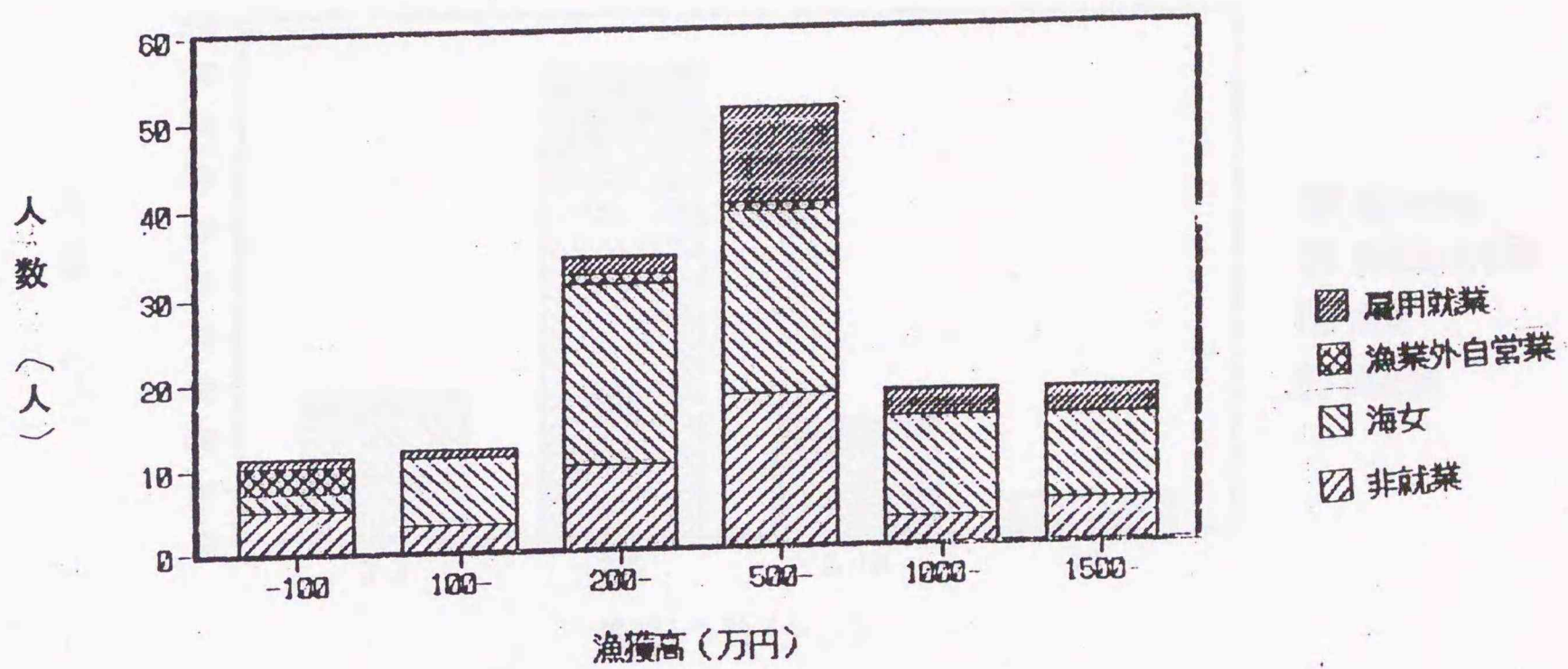
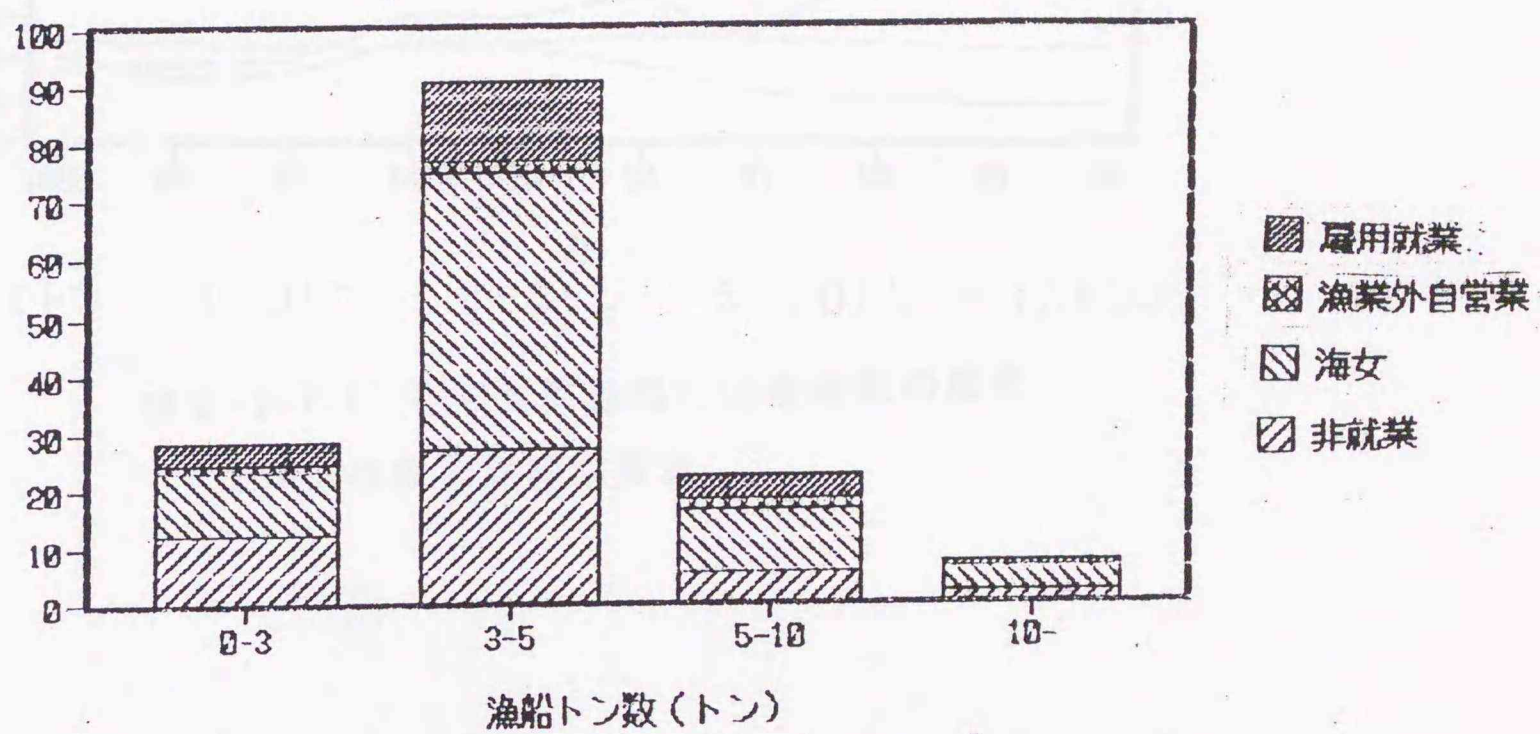


図 II-1-3-1 漁獲金額別の就業状況別の漁家女性人数

資料：壱岐東部漁協資料及び聞き取り（1995年）

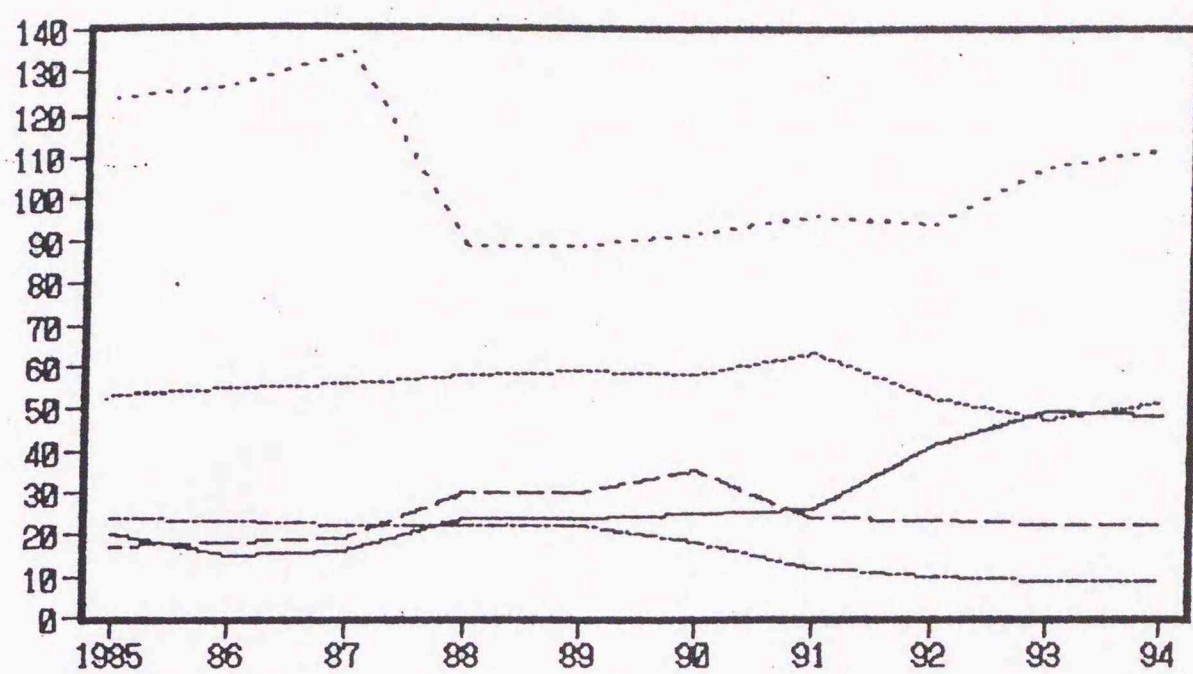
人数
(人)



図Ⅱ-1-3-2 漁船規模別の就業状況別の漁家女性人数

資料：壱岐東部漁協資料及び聞き取り（1995年）

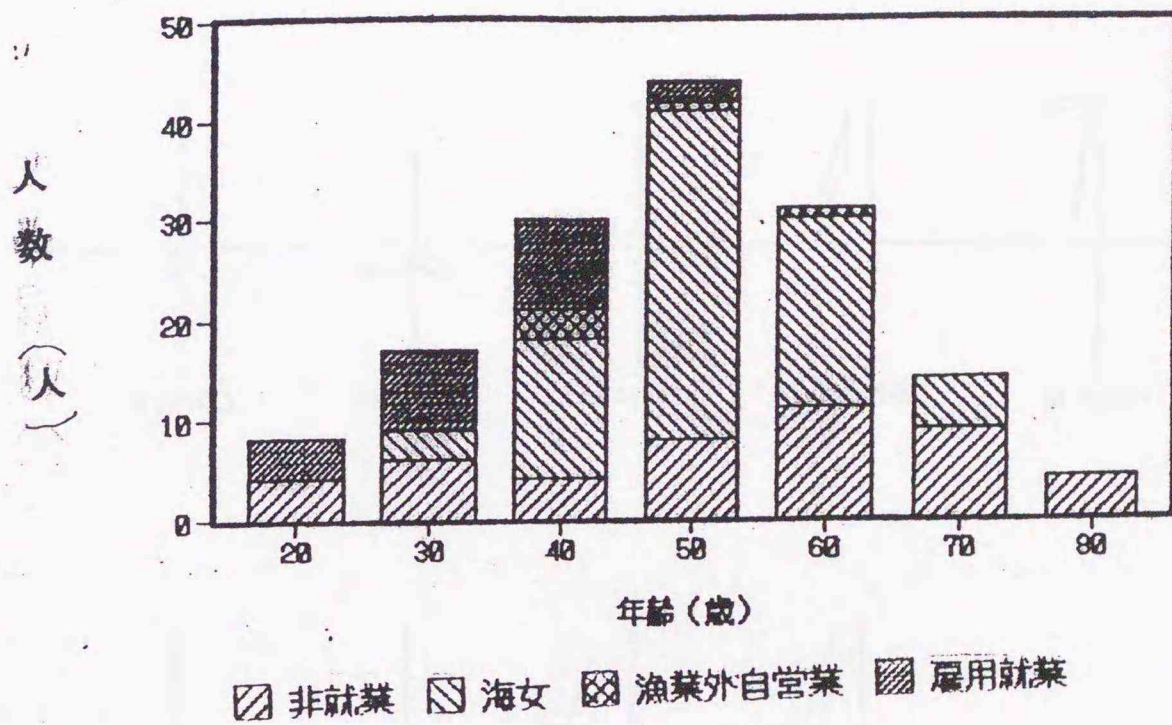
隻数



— 0-1トン 1-3トン ... 3-5トン -- 5-10トン --- 10トン以上

図Ⅱ-1-3-3 吉岐東部漁協の漁船隻数の変化

資料：吉岐東部漁協資料



図Ⅱ-1-3-4 年齢別就業状況別の漁家女性人数
聞き取りより作成(1995年)

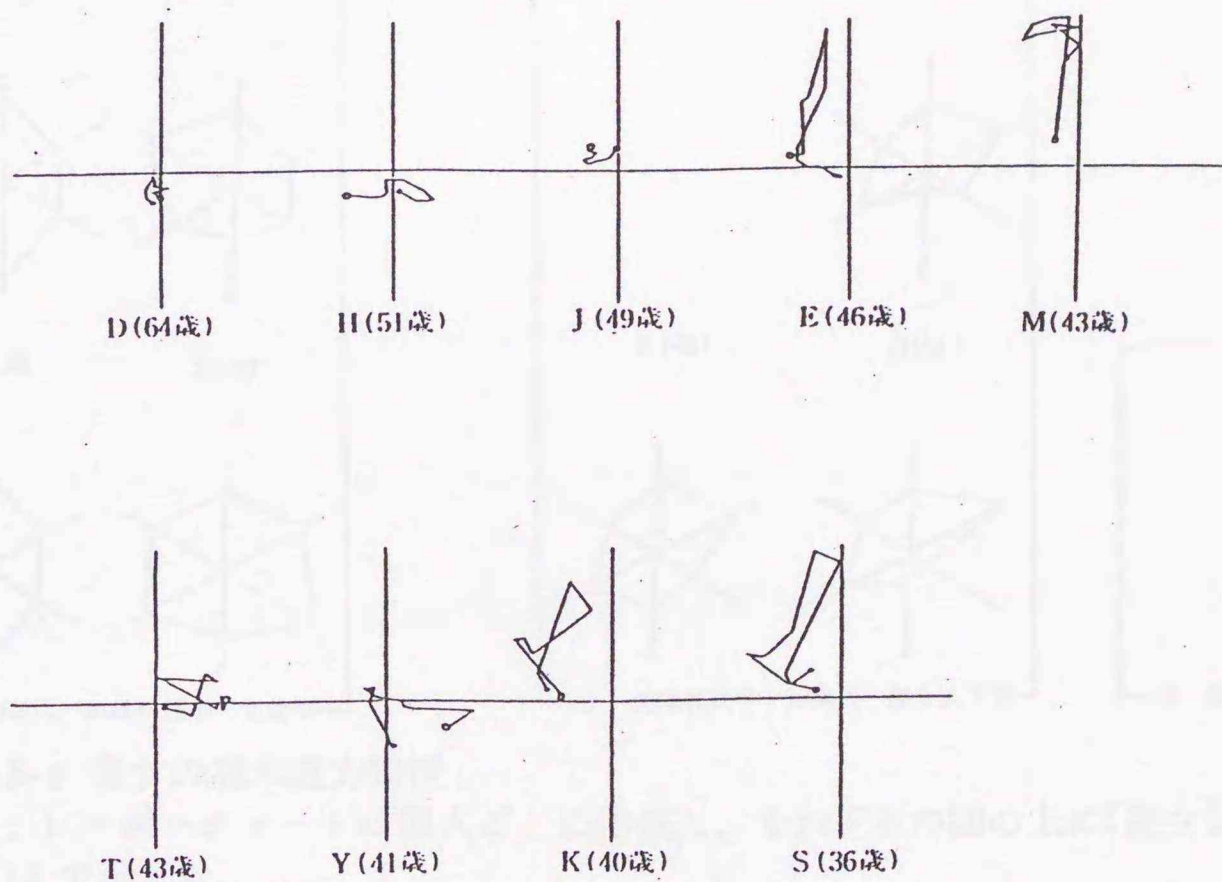


図 II-1-3-5 海女の潜水移動位置追跡図

注：横軸、縦軸の交点が船の位置を示し、縦軸の上が沖方向、下が岸方向を示す

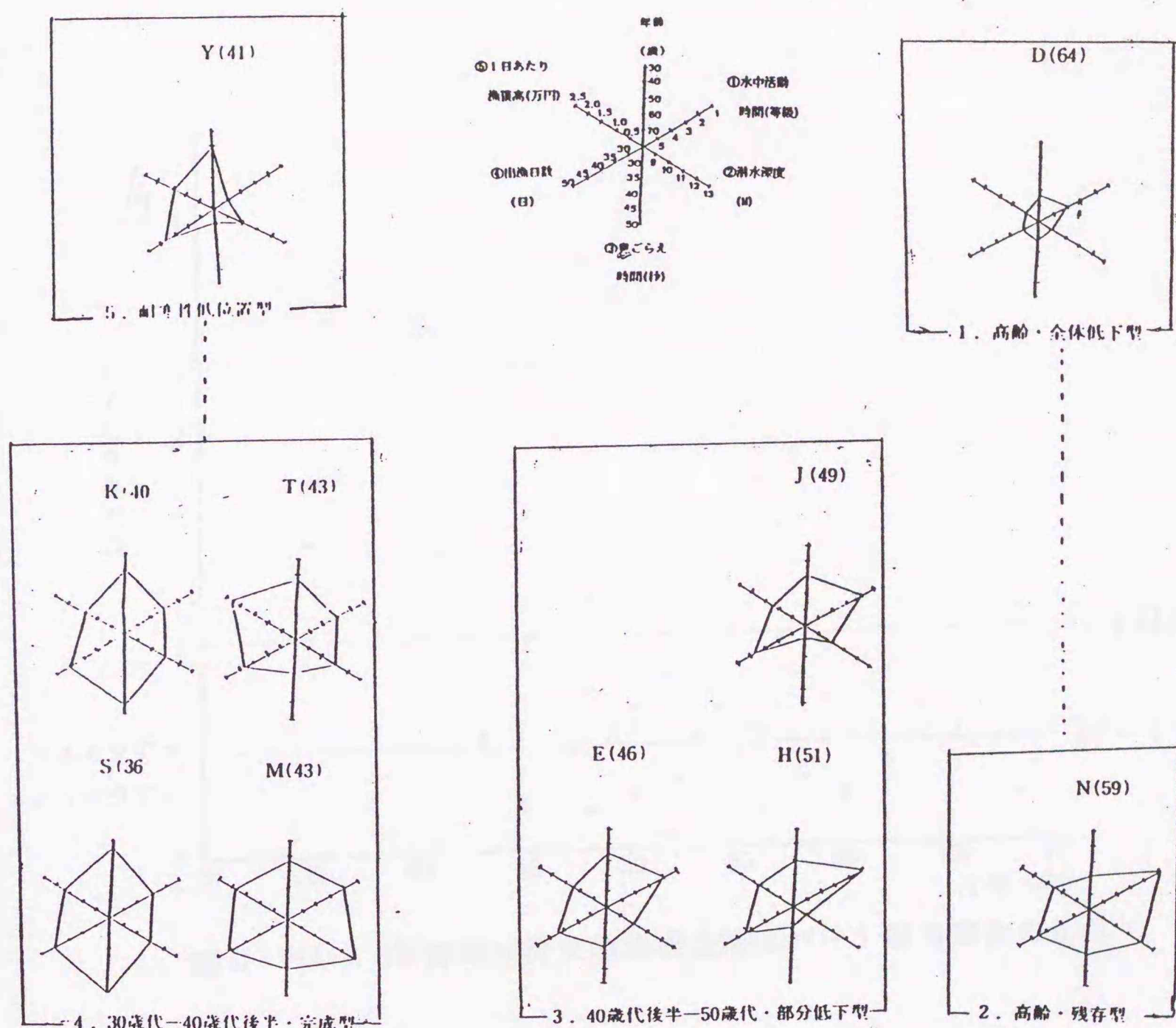


図 II-1-3-6 海女の潜水能力特性

注：レーダーチャートは個人ごとに作成し、それぞれの図の上に「海女記号(年号)」で示した。

- ① 「水中活動時間」：船から海中に降りて漁を開始し、再び船に戻って漁を終えるまでの時間。これは海女の耐寒性だけによって決まらず。また、日によって比較できる値にならないため、1990年4月の4日間の水中活動時間の長さの順番を総合し求めた等級である。
- ② 「潜水深度」：1990年9月に観察できた最大水深。
- ③ 「息ごらえ時間」：1990年9月に測定した1回の連続潜水中の平均息ごらえ時間。
- ④ 「出漁日数」：1990年7,8月の2カ月間の合計出漁日数。
- ⑤ 「漁獲高」：1990年7,8月の2カ月間の1日あたり漁獲高。

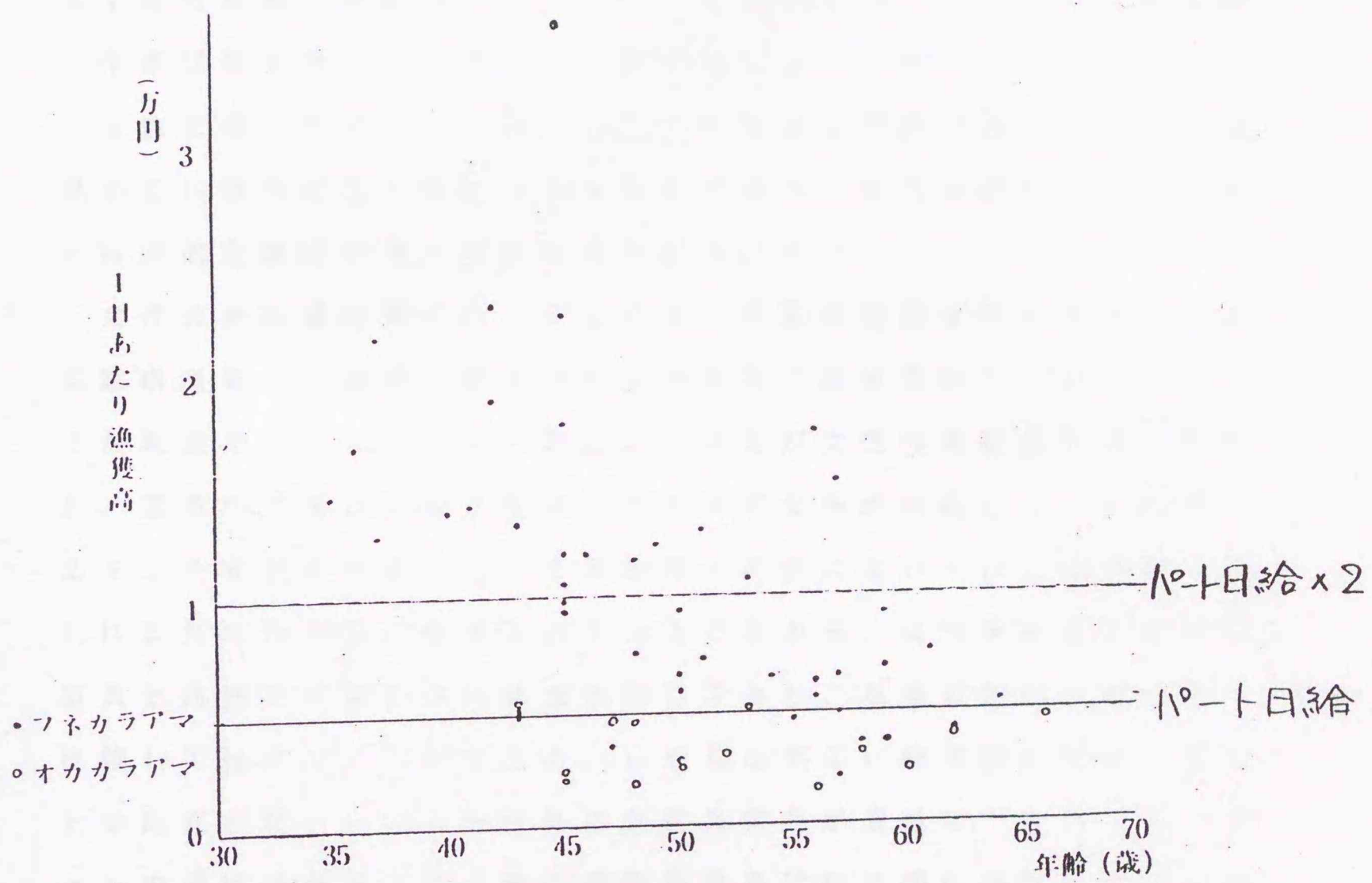


図 II-1-3-7 年齢別の海女の漁獲金額とパート雇用賃金の比較

Ⅱ - 1 - 4 小 括

Ⅱ - 1 では、女性の海上作業従事としては限界的な沿岸漁業乗組員と最も一般的な自営漁業の夫婦操業、女性ひとりで海上作業をこなす自営漁業の単身操業という海上作業従事を取り上げ、女性の海上作業従事を規定する要因と労働内容について明らかにした。

女性の海上作業は、一般的に海況が安定し肉体労働が少なく、漁場が近い漁業種類に限定されるものであり、育児労働の負担が大きく時間的な制約が強い若年時は行われにくい。

女性の乗組員就業が行われるのは、日帰り操業を行うまき網漁業、定置網漁業、地曳網漁業などの沿岸漁業に限定されている。このような漁業においては、男性乗組員の不足が女性の乗組員就業を要請し、家事や育児の負担が軽減した中高年女性が対応している傾向にある。大分県米水津村のまき網漁業の事例においては、揚網機の導入により肉体労働が軽減されていることから、女性乗組員は男性乗組員と同様な労働を行い賃金も同じであり、地域の他の女性就業に比較して経済的に有利である。しかしながら、時間的に家事・育児との両立が厳しいことや女性の乗組員就業が地域で一般的でないことへの抵抗感などから女性の乗組員就業は自発的には行われてはいない。親戚である船主や夫である乗組員などといったまき網漁業に従事する男性からの要請に応じているに留まっている。

自営漁業の夫婦操業の場合には、男性労働力の不足という状況がよりシビアに女性の漁業従事を規定するために、女性が海上作業を行う最も一般的な形態となっている。夫婦操業は、女性労働力が要請された時代と性格により2つに分けられる。すなわち、1つは戦後の技術革新時に地域協業的漁業から自営漁業へと変化するなかで急激に夫婦操業が進展した養殖業や沿岸漁業であり、現在ではそれらの海上作業の労働力構成は父子操業よりも夫婦操業で定着している。もう1つは、主に男性2人操業が行われてきた漁業において男性労働力不足が深刻になるにつれて、時間的・技能的に困難な条件や

地域の女性禁忌等の社会的な制限要因を克服しながら、徐々にではあるが代替労働力的に女性が参入しているものである。その場合、海上作業に女性が加わることによる時間や漁場の制限から一般的に漁獲金額は低下し、決して漁獲金額の増加を期待するものではない。海上作業雇用者の労賃経費が掛からない分、漁業所得が増加する可能性を有しているが、就業機会が乏しい地域では、むしろ男性が蓄積した技能をいかせるそれまでの漁業を維持し、基幹的従事者である男性ひとり分の漁業所得を失わないという消極的な経済有利性を選択した結果である。また、男性の単身操業が一般的な漁業においても、高齢化の進展に伴い、労働の軽減や安全確保を目指して夫婦操業が行われている場合もある。

夫婦操業における海上労働は、男性の多くが学卒時から漁業に従事し、操船、漁場探査、漁具の操作などの技能を身につけているため、女性が海上作業に従事してからもそれらは男性の作業として固定化しており、女性は網繰り作業や選別作業などの補助的作業に従事しているという性別分業が明かである。このように女性の海上作業が補助的労働であるとしても、労働力不足状況の漁業においては、女性労働力が欠かせない労働力として存在している。

女性の単身操業は、季節的・片手間的に行われる採貝藻漁業が一般的であり、Ⅱ兼漁家の女性や寡婦が従事することが多い。その一方で、アマ漁業と呼ばれる高度な技能を要する潜水漁業もある。アマ漁業は、かつては期待できる漁獲金額の高さから未婚女性の就業選択の一つとして選ばれ女性間で技能を伝えてきたが、近年、労働市場の展開によりその経済的有利性は弱まり、新たな若年者の参入は殆どない状況である。しかしながら、若年者に比較して雇用機会が乏しい中高年女性においては、依然として経済的な有利性を保ち継続して行われている。

男性において最も一般的である漁船漁業の単身操業は、女性においては殆ど行われていない。それは、女性は単身で漁業を行う前提で技能を身につける期間を有していないこと、家事・育児と漁業を

両立させる場合、漁業種類や漁場が限定されること、そのため、期待できる漁獲金額は限られ新規に船に投資しにくいこと、女性禁忌が地域にある場合、女性の単身操業は夫婦操業以上に抵抗感を持たれることなどを理由としている。裏返せば、女性の漁船漁業の単身操業が行われるのは、漁場が近い漁業種類で、過去に夫や父親と操業し技能を身につける期間を有し、船を引き継ぎ、家事・育児のための時間的な制限を受けないなどという条件が浮かび上がってくる。また、女性の単身操業による漁獲金額は一般的には低いことから、漁業に組み合わせられる兼業や年金を有していることも必要である。このような条件が揃いやすい漁家の独身女性や子供の育った寡婦⁽¹⁾においても、实际的に単身操業の漁船漁業を行うのは、漁業が好きな女性に限定され例外的な存在となっている。

注：

(1) 神奈川県三浦市の小網代地区では、1998年現在、40歳代の独身女性が約20年前から単身で刺網漁業を行っている。学卒後、いったんは会社に勤務していたが、父親が従事していた漁業に惹かれて海上作業を行うようになった。父娘2人操業を行う間に組合員の資格条件を満たし、父親が引退する段階で娘が正組合員を引継ぎひとりで刺網漁業に従事するようになった。生活ペースは船で15分程度の漁場に夕方に網入れ、早朝に網揚げを行い、漁業の他にキャベツの栽培を主とした農業を組み合わせている。

また、静岡県浜松市庄内地区では、1998年現在、81歳の女性が単身操業で小型定置網漁業に従事している。30年ほど前に夫を亡くして以来、この女性が単身操業で漁業を継続してきたのは、海況が浜名湖の中でも安定した地区であること、漁場が岸から近いこと、夫が死亡したのは子供が成人してからであり必要収入がそれほど高くなかったこと、漁業が好きであったことであると考えられる。

Ⅱ - 2 漁家女性の陸上作業従事

漁業陸上作業は漁家女性が最も一般的に漁業に従事する形態であり、①陸上作業前後に行われる漁具準備・処理作業、②海上作業後の水揚げ作業、③自営加工作業と大きく分けられる。Ⅱ - 2 では、これらの陸上作業を含む漁業種類に従事する漁家において、女性の労働内容と漁業従事を規定する要因について明らかにすることを課題としている。

Ⅱ - 2 - 1 漁具準備・処理作業

漁業においては、海上作業前後の漁具の準備と後処理に人手と時間を要する操業特性を持つ漁業種類が存在し、延縄漁業と刺網漁業がその代表的なものとなっている。ここでは岩手県普代村におけるサケ延縄漁業と北海道寿都町における刺網漁業を事例としてとりあげる。

1. 岩手県普代村のサケ延縄漁業における餌掛け・縄繰り作業

(1) 漁業の概要

岩手県海岸部の中北部に位置し漁業が基幹的産業となっている人口約3700人の普代村においては、1997年現在、漁業経営体は257あり、正組合員は男性のみの351人である。この地帯の漁業はもともとは採貝藻漁業だけであったが、1965年頃にコンブ・ワカメ養殖が開始され、その後、サケ定置網漁業とサケ延縄漁業が導入され漁業種類を増やしてきた。普代村では定置網漁業は2ヶ統を漁協が自営し、それ以外の6ヶ統の定置網漁業は村張り組織で乗組員全員が経営主という位置付けになっている。

専門的な漁家の経営は、ワカメ養殖とコンブ養殖を中心として、採貝藻漁業とサケ延縄漁業、ウニ漁業、定置網漁業の乗組員を組み合わせているのが典型である。正組合員351人のうち、定置網漁業に

257人、養殖に231人とそれぞれ全体の4分の3程度が従事している。

漁業暦は、3月に養殖ワカメの収穫、7-9月に養殖コンブの収穫、サケ定置網漁業の乗組員としての作業が8月中旬から1月までとなっている。採貝藻漁業及びウニ漁業については、ウニが5月1日から8月中旬、ワカメは4月1日から5月31日、コンブは8月1日から10月25日、アワビ採捕は11月から12月の間にそれぞれ決められた回数を採捕している。サケ延縄漁業の漁期は10月16日から1月31日までであり、当然ながらサケ定置網漁業と漁期が重なっている。

(2) サケ延縄漁業

岩手県北部の海岸地区にサケ延縄漁業が導入されたのは1970年代後半であった。サケ延縄漁業の操業は秋から冬の比較的短い時期に限定されるものの、漁獲されるサケは沖どりのギンケのため、定置網漁業によって漁獲されるサケよりも単価が高く、サケ延縄漁業が漁家の経営の柱の一本となり得たのであった。近年はサケの単価の低落のために、サケ延縄漁業による漁獲金額は平均的な漁家で1漁期約300-400万円程度であるが、以前はその倍程度の漁獲金額が上っていたのである。

女性らは春から秋にかけてのコンブ養殖とワカメ養殖の収穫時期を中心に季節的な陸上従事をしていたが、サケ延縄漁業の導入によって餌掛け作業と縄繰り作業という陸上作業従事が必要が生じたために、女性労働力が遊休化する時期が短縮された。

普代村漁協におけるサケ延縄漁業の許可は約300あり、その多くが実際的にも漁を行っている。サケ延縄漁業に従事する漁家は、専門的にサケ延縄漁業に従事する15漁家以外では、ほとんどの漁家で男性がサケ定置網漁業の乗組員にもなっているため、定置網漁業の網揚げ作業とサケ延縄漁業とを同日中に組み合わせている。

サケ延縄漁業の漁具は、1本の長い幹縄に45本の枝縄を5Mの間隔で結び付け、各枝縄の先端に各1本ずつの釣り針を配して、餌を装着して使用する。幹縄に枝縄がついた1セットは1鉢と呼ばれ、操業前後

は1鉢ずつに分離され釣り針を整頓して収納される。このような漁具の取扱は、投縄や揚縄時に際して技術を要するが、特に操業後の縄繰り・餌掛け作業に極めて熟練した人手と時間を要し、進行状況が海上作業で利用できる縄数や時間を制限する場合もあるのである。混線した縄を解き、切れた縄や脱落した針を補修し、順序よくザルに針掛けしていく縄繰り作業や、針に一つずつ餌を掛けていく餌掛け作業にはかなりの根気と熟練を要し、餌掛け作業には1鉢あたり30分程度、縄繰り作業には1時間程度かかるといわれている。

サケ延縄漁業の操業時間は日の出から午後8時までで、漁場は岸から5マイルの範囲とされている。使用する鉢数には制限がなく、漁家の海上作業に従事できる時間と陸上作業の餌掛け・縄繰り作業のペースによって規定されている。1日あたりの使用鉢数は、漁期中はサケ延縄漁業を専門的に行う漁業者で60-70鉢、サケ延縄漁業をサケ定置網漁業とを組み合わせて行う場合は40-50鉢が平均的である。

サケ延縄漁業をサケ定置網漁業と組み合わせている漁家の男性は両方の海上作業に忙しく、サケ延縄漁業だけに専念する漁業者は、漁場確保のために前夜から早朝の操業開始時刻まで漁場で待機しているために、陸上作業は海上作業を行わない女性や高齢者の世帯員に任されている。

(3) サケ延縄漁業の労働過程⁽¹⁾

サケ延縄漁業の陸上作業がサケ延縄漁業作業全体の中でどのような位置付けになっているかをみるために、その労働過程をみていく。家族構成は45歳のK氏とその妻とその親夫婦、子供が2人の6人家族である。

K氏と妻、両親の4人は、コンブ養殖とワカメ養殖、サケ定置網漁業、サケ延縄漁業、天然アワビ・ウニ漁業に従事し、基本的に男性が海上作業、女性が陸上作業という世帯内の作業分担が行われている。K氏の妻は陸上作業以外にも漁業の経理作業と家事を担当し、漁閑期には事務仕事や加工場などで年間30日程度の臨時の雇用就業

を行っている。

サケ延縄漁業の海上作業にはK氏ひとりが従事し、陸上作業にK氏の妻と親夫婦の3人が担当している。K氏は午前4時に起床し身支度を整え朝食をとり、サケ定置網漁業のために午前4時半に港に向かう。午前5時頃に出港しサケ定置網漁業の網揚げ作業を終えて9時頃に帰港すると港で妻から弁当を受け取り、すぐに自営のサケ延縄漁業のために自船で出港する。30-40分程度かけて漁場に到着して漁場探査を行った後、投縄し魚がかかるのを待ち縄揚げ作業を行う。昼食の弁当はこの待ち時間を利用して食べている。ある程度の量のサケが漁獲できれば午後3時のセリに間に合うように帰港するが、とれない場合は制限時間の午後8時まで漁を続けて翌朝のセリに出す。

サケ定置網漁業の網揚げ作業は1日に2回行うこともある。その場合は、サケ延縄漁業を午前で一旦切り上げ、帰港してそれまでの漁獲物を出荷し、午後1時過ぎから1時間ほどサケ定置網漁業の網揚げ作業を行う。帰港して午後4時頃に再び自船で出漁してサケ延縄漁業を行い、制限時間の午後8時に帰港して1日の漁を終了させる。

このようにサケ延縄漁業の海上作業に従事する男性は食事時間もゆっくり持てないほど忙しく、漁場と港とを往復している。そのため、漁具の餌掛け・縄繰り作業は完全に海上作業を行わない家族に任されている。

妻は夫よりも早く午前3時半頃に起床して朝食の用意をし夫を送り出し、続けて弁当作りと家族の朝食作りと片付け、掃除洗濯などの家事を行う。午前9時頃に港でサケ定置網漁業から戻った夫に弁当を手渡した後、サケ延縄漁業の餌掛け作業を開始する。餌は冷凍サンマを解凍して1匹を10切れに切り分けたものである。餌としては塩締めしたイワシのほうがサケのかかりがよいが、手間がかかるために使用を避けている。

1鉢あたり30分程度を要する餌掛け作業は、1日に40鉢程度が必要であり、妻が4割程度を担当し親夫婦がそれぞれ3割程度を担当している。妻は昼食の準備と片付けなど家事を間にはさみながら、午前

9時頃から午後6時頃まで餌掛け作業だけを専門に担当する。父母は朝食終了後の午前8時頃から午後6時過ぎまで餌掛け作業とその進捗状況次第で縄繰り作業を行う。漁家では500-600鉢というかなり多めの漁具を用意して、漁期中はとにかく餌掛け作業を最優先している。縄繰り作業は余裕があれば行うが、漁具が不足しない限り、大半は漁期が過ぎた2月の作業としている。

サケ定置網漁業の網揚げ回数やサケ延縄漁業の漁獲の状況等により、追加的に必要とする鉢数やそれを渡す帰港時間などが大きく変わるため、船舶電話で陸上作業者と連絡を取り合って調整している海上作業者もいる。

このようにサケ延縄漁業の期間は、海上作業者、陸上作業者ともに早朝から夕方まで漁業作業に従事し、陸上作業者は海上作業者の漁獲状況に合わせて作業の進行度を調節しながら、1日中細かい作業を続けているのである。

定置網漁業の網おこしを2回行う日のK氏の世帯の1日の労働投入量をみると、海上作業にはK氏ひとりの労働が午前9-12時の3時間と午後4-8時の4時間の合計7時間、投入されている。それに対して陸上作業においては、妻が餌掛け作業に実質約7時間、父親と母親が10時間行ううちの約6時間を餌掛け作業、約4時間を縄繰り作業と考えると、餌掛け作業に合計約19時間、縄繰り作業に約8時間の合計27時間が投入されている。1日あたりの海上作業に投入される労働量に対して陸上作業に必要とされる労働投入量は約4倍であり、陸上作業に女性や高齢者の労働が必要不可欠であることが強く示されている。

(4) 漁具準備・処理作業における女性の陸上作業従事を規定する要因

このように海上作業の労働力に対して陸上作業は多くの労働力を必要とするため、漁家の女性は結婚した段階から陸上作業への従事を求められる。

この事例のように、陸上作業に従事できる家族労働力が比較的豊

富な場合は必要鉢数の餌掛け作業と縄繰り作業を家族世帯員だけで行うことが可能であるが、漁期中はサケ延縄漁業だけを専門的に行う漁家など餌掛け作業の必要量に対して家族労働力が不足する場合には、餌掛け・縄繰り作業に雇用者を投入する必要がある。

普代村の村内及び近隣町村には既婚女性の雇用就業先は水産加工場がある程度で少なく、非漁家の女性が季節的な漁家の陸上作業に従事するのは一般的である。しかしながら、非漁家の女性は早春のワカメの収穫と夏のコンブの収穫作業には漁家あたり数名ずつ従事しているのに対して、延縄漁業の陸上作業にあまり従事していない。これは、秋で農繁期にあたり農家女性に従事しにくいこともその理由のひとつではあるが、コンブ・ワカメの収穫作業の報酬が日給として与えられるのに対して、サケ延縄漁業の餌掛け作業は1鉢300円程度の出来高払いのため、不慣れな者では水産加工場のパートの仕事などのほうが賃金を稼ぐためには効率的であるためである。その結果、手余り労働力化しているサケ延縄漁業に従事していない漁家の女性が他漁家のサケ延縄漁業の陸上作業に従事しているのである。

就業機会が豊富な地域では、延縄漁業の餌掛け・縄繰り作業の雇用者のなり手がなく漁家女性の陸上作業従事が必要とされることが考えられるが、このように、就業機会が少ない地域においても、延縄漁業の陸上作業はその熟練性に対して賃金が低いことから、雇用者の確保は手余り労働力化しているその漁業種類に従事していない女性や高齢者に頼るものとなっている。このような陸上作業従事者は不足状況にあり、このことが海上作業で使用する漁具数を規定する要因となりつつあるのである。

(1997年7月調査)

2. 北海道寿都町の刺網漁業における網はずし・網たたみ作業

(1) 漁業の概要

北海道寿都町の漁業経営体は全体で174であり、ホタテ養殖に45、敷網漁業に53、刺網漁業に32、延縄漁業に18、タコ漁業やウニ漁業

に145の経営体が従事しているというように多くの種類の自営漁業が行われている。このような地域においては、ホタテガイ養殖のかご洗い作業、刺網漁業の網はずし・網たたみ作業、延縄漁業の餌掛け・縄繰り作業、ウニ漁業の身を掻き出す作業などの陸上作業に人手を多く要するために、漁家では盛漁期には主に女性を雇って陸上作業をこなしている。陸上作業の労働力が不足する場合には漁家どうしで同一人物を融通し合うことも行われており、複数漁業の陸上作業を掛け持ちしている女性も多い。

（2）刺網漁業における陸上作業の労働過程

ここでは、刺網漁家における刺網漁業の労働過程における性別分業についてみていく。57歳のSさんは55歳の夫と2人暮らしで、夫婦で刺網漁業に専門的に従事している。アンコウ、ホッケ、メバル、サケなどを代表的な漁獲対象魚種として9-10月半ばと冬期を除いて、刺網漁業を行っている。海上作業は夫ひとりで行い、手のかかる陸上作業には夫婦と雇用者を合わせて5-6人が従事している。

ホッケを対象とする場合を例にみると、夫は午前0時過ぎに起床し午前1時までには出港する。一方、妻は午前3時過ぎに起床し、夫が港に戻る午前5時までには朝食の準備と自宅に隣接した作業小屋で作業に必要な資材の準備をしておく。夫の帰港後、夫婦で朝食をとり午前6時半頃から網はずし・箱詰め作業を開始する。この作業は午前9時のセリに間に合わせるために午前8時半頃までに終わらせる必要があるという時間が限定された作業であり、夫婦だけでは作業が間に合わないため、ひとりの男性と3-4名の女性を雇い、合計6-7名で行っている。すべての作業がセリの時間内に終わりそうもない場合は、価格の高い魚だけをはずして出荷するという方法がとられる。網はずし・箱詰め作業は魚体に傷を付けないように丁寧にはずし、魚を塩水で洗って氷と重ねながら発泡スチロール箱に3kg詰めにしていく作業である。

網はずし・箱詰め作業が終了し次第、夫は自動車です場まで魚を

運び、妻と雇用者で網たたみ作業を開始する。その後、市場から帰った夫も網たたみ作業に加わる。網たたみ作業はだいたい正午までに終了させ、雇用者は解散する。妻は夫よりも早めに自宅に戻り昼食の支度を行い、夫婦で昼食をとる。午後は夫は網繕い等漁具の準備作業を行い、妻は掃除や洗濯などを済ませて夕食の支度を行う。夫は午後6時頃、妻は午後8時頃には就寝して翌日の漁に備えるのである。

雇用者への賃金支払いは男性が月15万円、女性は時給600円としており、1ヶ月に支払う人件費の支出の合計は40万円程度となり、年間では約500万円と漁業収入の1500-2000万円の3分の1程度にも達している。陸上作業が不足ぎみであるために、漁家では作業する度に手かご1杯の魚を渡したり、年に1回旅行に招待して他の漁家との待遇の差をつけて労働力を確保する工夫をしている。

1日あたりの刺網漁業への労働投入量を計算してみる。夫ひとりでだいたい午前1時から5時半まで行う海上作業に4時間半の労働が投入されている。陸上作業は、網はずし・箱詰め作業、網たたみ作業、網繕い作業からなっている。網はずし・箱詰め作業は、午前6時半から8時半までの2時間の労働を7名で行い、延べ14時間の労働が投入されている。網たたみ作業は午前9時から12時までの約3時間を6名で行うのに、夫も午前10時から12時まで2時間加わるのを考えると延べ20時間の作業となる。網繕い作業は夫ひとりが午後2時から4時までの2時間行う。Sさんの家の刺網漁業は、延べ労働時間が海上作業に4時間半投入されているのに対して陸上作業には22時間投入されているというように、海上作業労働に対して陸上作業労働を5倍も必要としているのである。

(3) 漁家女性の陸上作業従事を規定する要因と陸上作業雇用者

寿都町の漁業においては、海上作業の労働力に対して陸上作業には多くの労働力を必要とし、漁家女性の陸上作業が行われているのはもちろん、非漁家の女性の漁家雇用の需要も高い。寿都町の既婚

女性の雇用就業先が、教師、看護婦といった資格を有したり、役場職員というように未婚時から就業を継続している場合を除き、月給制の雇用就業に就くことは困難であるという就業機会の少なさが女性労働力を漁家雇用に供給する要因となっている。育児から手が離れたサラリーマンの妻の再就職先は、水産加工場の加工作業か、漁家雇用なのである。

役場職員の夫と姑と3人で暮らす46歳のMさんは、末子が小学校入学した26歳のときに、近所の漁家のウニ剥き作業の仕事をしたのを皮切りに漁業の陸上作業を請け負うようになり、刺網漁業の網はずし・網たたみ作業や、ホタテガイ養殖のホタテの洗浄作業に従事してきた。30歳代にもっばら行っていた親戚の家のタラ延縄漁業の餌掛け・縄繰り作業の場合は1日に10時間以上も細かい作業を続けるものであった。また、0-3歳の低年齢児保育を行っていない保育所のかわりに、漁家の子供の世話をしていたこともある。現在は水産加工場に勤務しているが、ウニの口開けの日には加工場の仕事を休んで漁家のウニ剥きの仕事を引き受けている。寿都町の漁業は、このような女性雇用者の陸上作業従事を欠いては成立しないのである。

(1994年9月調査)

注：(1) 島根県の自営延縄漁業の労働過程を示した報告がある。宮澤晴彦「主業的漁業の経営実態と漁村構造の展望－佐香漁協・小伊津地区のアマダイ延縄漁業経営を中心として－」『平成7年度沿岸優良漁業経営条件調査委託事業 地域調査報告書(島根半島西部地域)』全国沿岸漁業振興開発協会、1995年

Ⅱ - 2 - 2 水揚・選別作業

水産物は鮮度が落ちるのが早く、漁獲後の処理は迅速さを要求されるため、漁獲物を積んだ漁船が港に到着した際の水揚作業は漁業の生産過程の中でも一度期に大量の人手を必要とする作業である。

Ⅱ-2-2では、静岡県舞阪町のシラス2艘船曳網漁業において女性が従事している共同的な水揚作業を事例として取り上げる。

1. 静岡県舞阪町における漁業と漁家の経営類型

舞阪地区は遠州灘に面した浜名湖の今切口に位置する漁業が盛んな地区である。その周辺は、東に浜松市、西に湖西市・豊橋市と商工業地域があり就業機会が多い。浜名湖畔の他の漁業地区では、湖内漁業と農業を組み合わせた半農半漁的な経営が主体であり、1960年代以降、雇用兼業化する傾向が顕著であったが、舞阪地区では経営体数が384と多数で、そのうち専業漁家が21.1%、Ⅰ兼漁家が41.9%と漁業を中心としている経営体が高い割合で存在している。しかも、Ⅱ兼漁家においてもシラス2艘曳網漁業の乗組員として漁業雇われを兼業とする経営体が22.4%も存在しており、全体の約85%が漁業を中心とした経営を行っているというように漁業色が極めて強い地区として存在している。

(1) 漁業の概要

舞阪地区の漁協正組合員は612名、準組合員は約400名である。舞阪の漁業の操業形態は、遠州灘を漁場とする外海漁業と浜名湖内を漁場とする湖内漁業とに大きく分かれる。外海漁業の中心は、5-9トンの船を使用して53ヶ統154隻が操業しているシラス2艘曳網漁業であり、表Ⅱ-2-2-1に示したようにその漁獲金額は舞阪地区の漁獲金額の55.2%を占めている。シラス2艘曳網漁業の漁閑期漁業として行われているタチウオ・アジ・タイ・サヨリの2艘曳網漁業の漁獲金額も含めれば、シラス2艘曳網漁業に従事する漁家の漁獲金額の全体に占める割合は66.1%にまで高まる。シラス2艘曳網漁業の漁期は3月

21日から翌年の1月14日までと長いが、盛漁期は春の4-6月、秋の9-10月である。漁場範囲は西は愛知県伊良湖から東は御前崎までの間の海域と決められているが、実際的には愛知県との県境から天竜川までの範囲の近場の水深50-100m前後の漁場が選ばれている。シラス2艘曳網漁業の乗組員は1ヶ統あたり男性5-6人であり、船主漁家の父子と親戚を中心として構成されている。

シラス2艘曳網漁業とシラスの漁閑期に行われるタチウオ・アジ・タイ・サヨリを対象とした2艘曳網漁業以外の外海漁業は刺網漁業、とカツオ1本釣漁業、曳縄釣漁業、延縄漁業等である。

一方、湖内漁業としてはアサリの採貝漁業とノリ・カキの養殖が主に行われている。アサリ漁業は盛んになったのが1975年頃とその歴史は浅いが、海況が安定している湖内漁業であり、しかも周年操業が許可されているため、シラス2艘曳網漁業と組み合わせられる漁業として、また、専門的に従事できる漁業として、舞阪では428人もの漁業者が操業しており、湖内漁業では最も重要な漁業となっている。浜名湖ではアサリの採捕作業に機械の使用は禁止されており、また、選別者が船に同乗するのは許可されているが採捕者は組合員ひとりと決められている。

ノリ養殖とカキ養殖は冬期の収穫期に人手を要する漁業種類であるため、家族総出で行われている場合が多い。かつてノリ養殖が盛んな時代には従事経営体数は最大300程にもなったが、全国的なノリ養殖経営体の減少の動向と一致して、現在は舞阪地区においてもノリ養殖経営体は84程度にまで減少している。

(2) 漁家の経営類型

舞阪の漁家の経営類型は、シラス2艘曳網漁業への関わりの度合いから形成されている。正組合員612人のうち、シラス2艘曳網漁業の船主が共同経営者を含めて約70人、乗組員が約230人、乗組員以外が300人強となっている。船主と乗組員を含めて正組合員全体の約半数がシラス2艘曳網漁業に関わっていることがわかる。シラス2艘曳網

漁業に関わらない残りの約半数の漁業者は、船曳網漁業以外の外海漁業とアサリ漁業を中心とした経営を行っていると思われる。

シラス2艘曳網漁業の乗組員の年齢は、中卒の16歳から70歳までで50-60歳代が中心的な年齢層となっており高齢化が進展している。シラス2艘曳網漁業の船主漁家においては後継者が比較的残っているが、それ以外の漁家では若年者は親と同居しながら雇用就業につく傾向が顕著であり、シラス2艘曳網漁業の乗組員は人手不足の傾向にある。舞阪では毎年20-30人が新規に漁業着業しているがその約半数は雇用定年後の中高年者の漁業着業であり、シラス2艘曳網漁業の新規乗組員においても中高年者の占める割合が高くなりつつある。

シラス2艘曳網漁業は、年間200日弱の操業を行っている。タチウオ・アジ・タイ・サヨリの2艘曳網漁業を含めて、漁期中に漁獲が振るわない時期には船主と乗組員がそれぞれ自営のアサリ漁業と他の外海漁業の操業を行い、休漁期中の冬期は主にノリ養殖の収穫作業やアサリ漁業に従事する。1970年代にアサリ漁業が盛んになる以前は、シラス2艘曳網漁業の不漁時は漁協が漁業者に養鶏を勧めたり、漁業者が日雇い仕事に従事してその場を凌いでいたという。アサリ漁業がシラス2艘曳網漁業と安定的に兼業できる有効な漁業として存在していることが示されている。

シラス2艘曳網漁業の乗組員の仕事は、主に網入れ作業と揚網機を使用した網揚げ作業であり肉体的には比較的楽なため、シラス2艘曳き網漁業が早めに終了した場合には、同日中にアサリ漁業を行うことも可能となっている。シラス乗組員の賃金は完全歩合制のため、シラスの漁獲量が少ない時期になると、乗組員はある程度確実に漁獲金額があがる自営のアサリ漁業を行いたがり、経費割れの危険性を有しつつもなるべくシラス2艘曳網漁業に出漁したい船主との間に、ジレンマが生じることになる。

シラス2艘曳網漁業の1ヶ統の年間の漁獲金額は2000-3000万円程度であり、船主が5割の1000-1500万円をとり、残り5割を乗組員5人で均等割りし1人当たり200-300万円となる計算である。乗組員漁家

の漁業収入は、この乗組員収入に自営漁業からの収入を加えて平均400-500万円になるとみられている。

2. 女性の就業状況とそれを規定する要因

舞阪地区の漁家においては、女性が海上作業に加わることはほとんどなく、女性の漁業従事は漁船漁業の水揚げ作業と養殖における加工作業を中心としている。

シラス2艘曳網漁業は漁場が近く日中の半日の漁で、しかも揚網機が導入されており乗組員の仕事は肉体的にはそれほどきつくはないといわれている。乗組員が人手不足ぎみでありながら、女性の乗船が行われていないのは、女性禁忌が依然存在するために、シラス2艘曳網漁業の船主は男性乗組員の代替要員として女性を乗船させるという発想を持っておらず、また、乗組員も年齢にこだわらなければ企業からの定年退職者が若干参入しており、女性を乗組員化させる差し迫った状況ではないためである。いよいよ、本格的に乗組員が不足したり経営困難となったとしても、周辺地域の雇用就業の機会が豊富なために漁家の世帯員は雇用就業という選択が比較的容易にできる。女性側としても乗組員として漁業に従事するよりは、雇用就業を行って世帯の収入を上げることのほうがずっと早い方法であると考えている。かつて約80ヶ続あったシラス2艘曳網漁業は現在53ヶ続まで減少しているが、シラス2艘曳網漁業をやめた漁家では、父親が規模の小さい船に乗り換えてアサリ漁業を行い、その他の家族は雇用就業につくというのがシラス2艘曳網漁業からの撤退パターンである。

アサリ漁業においては、舞阪地区では男性が採捕と選別をひとりでこなす傾向にあり、女性は採捕作業はもちろん選別作業にも加わってはいない。労働市場が広範に広がっている状況では、女性の海上作業従事が技術的に可能だとしても、女性が海上作業に従事しない慣習をあえて破ってまで海上作業に従事しないのである。

春から秋にかけてのシラス2艘曳網漁業の共同的な水揚げ作業と冬期

のノリ養殖業の加工作業を組み合わせ、周年的に陸上作業に従事しているのは、シラス2艘曳網漁業の船主の妻である。また、シラス2艘曳網漁家では、週に1回振り込まれる漁獲金額の把握とその都度行われる乗組員への賃金支払などの漁獲金額の管理など経理作業の必要性も女性を漁業に従事させている大きな理由となっている。

シラス2艘曳網漁業の船主以外の漁家では、漁船漁業やノリ・カキ養殖業を行う場合は女性が水揚げ作業や自家加工作業に組み合わせられる季節的な賃労働を行っている。シラス2艘曳網漁業の乗組員がアサリ漁業を組み合わせる場合、あるいはアサリ漁業だけに従事する場合は、女性は陸上作業には全く関わらず恒常的な雇用就業に就いている傾向にある。

シラス2艘曳網漁業の船主の妻は結婚した当時から漁業に従事し始め、本格的に水揚げ作業を行い始めるのは子育てが一段落した30歳代後半頃からである。

3. シラス2艘曳網漁業の労働過程

(1) 海上作業

網入れ開始時刻は日の出の時間に合わせて2ヶ月ごとに時間をずらして設定され、操業終了時刻は正午と決められている。船は網入れ作業を1-2回行い、用意した容器にシラスがいっぱいになった段階で水揚げ作業のために帰港する。不漁の場合は1回の水揚げ作業だけで漁を切り上げるが、通常は再び漁場に向かい、操業終了時間まで港と漁場とを2-3回往復する。

ある日のシラス2艘曳網漁業の船主の海上作業を追った。船主は午前4時半に起床し、身支度を整え朝食をとって港に向かい午前6時に出港した。漁場は港から近く、午前6時15分に到着した。8時30分に1回目の水揚げ作業を行い、午前9時に再び出港した。

2回目に漁場に向かったときは2回網入れを行った。漁場探索は、船主である船長が魚群探査機を見ながら、もう一艘の船を操船している機関長と相談して行う。出港から漁場探索の間は乗組員は甲板

で待機している。約20分間の漁場探査を行った後に、1回目の網入れ作業を開始したのは午前9時30分であった。船長から網入れ作業の合図があると、乗組員はそれぞれの持ち場に張り付いて網の操作を始める。網入れ作業終了から網揚げ作業を開始するまでの間も、乗組員は甲板で待機している。網揚げ作業の合図があると乗組員は再び持ち場に張り付き、機械の操作や網繰り作業を開始する。1回目の網揚げ作業開始は午前9時55分であった。網が船上に納められた段階で、網に集められたシラスをたもですくいあげ、氷の入った大きな容器に入れる。

続けて午前10時10分から再び漁場探査を行い、午前10時30分に2回目の網入れ作業を行い午前11時20分に網揚げ作業をして漁を終了させ、港に向かった。帰路、乗組員はひとつの容器に入っているシラスを細長いタルと呼ばれる小さな容器に移しかえていく。午前11時30分に帰港して乗組員は漁獲物をタルごと船から降ろすと、係留場所に船を移動させ船の清掃を済ませ解散した。船主は自宅で昼食を済ませた後に自営の他の漁業を行うこともあるが、海に見える小屋で船主同士が集まって漁についてあれこれ話している場合も多い。

（2）水揚作業

シラス2艘曳網漁業における女性の水揚作業は、1980年前後から共同的に行われるようになった。水揚作業はもともと魚の劣化を最少限にとどめるために短時間で手早く行うことが求められているが、舞阪地区においてはシラス2艘曳網漁業の統数が53ヶ統と多く、1ヶ統あたりの岸壁での水揚作業を短時間で終えないとすべての船の水揚作業をこなせないことが水揚作業に迅速さが求められている最大の理由となっている。岸壁に同時に接岸できるのは最大5隻であり、帰港が集中するときには船が列をなして待機しなければならない、漁獲機会を逃してしまう恐れを有している。かつて、水揚作業は乗組員に船主の妻が加わり自船の分のみ行うという形であった。その後、揚網機の発達によって1ヶ統あたり7-8人であった乗組員人数が5-6人

に減少し、乗組員と船主の妻だけではそれまでと比べて水揚げ作業の時間が伸びてしまうことが、船主の妻が共同で水揚げ作業に従事するようになった大きなきっかけであったという。

35歳から65歳までの52人の船主の妻は地区内に4町ある町という地縁を基礎として、14人、13人、12人、13人の4つのグループを作っている。もし、船主の妻が操業日当日に都合が悪く水揚げ作業に出られない場合は、その旨をグループの構成員に伝えておけば休むことが可能である。船主の妻の休みが長期化する場合や妻が雇用就業に就くことを選択している場合は、代理人を雇って水揚げ作業の分担をこなしている。数人で共同経営を行っている場合は、共同経営者の妻が期間を決めて交代で水揚げ作業を行う。

船主の妻は、朝は夫より早く起床して朝食の準備を整え、夫の朝食の世話をした後、港まで同行して夫を漁に送り出す。船が出港してからは、女性たちは常に水揚げ作業に駆けつけられる体制をとりながら、自宅で食事の後片付けや掃除、洗濯、昼食の支度などの家事を行って待機している。沖の船から帰港を知らせる無線連絡の第1報を受けた漁協が地区の放送により船主の妻と加工屋を主とした仲買人に知らせ、女性たちはその放送を聞くやいなや家事を放り出して港に向かう。

水揚げ作業の開始時刻は平均的には午前9～10時であるが、盛漁期は午前7時頃である。船が港に接岸すると乗組員が船から港にタルを降ろし、港で待機していた船主の妻とともにプラスチック製で四角いかご状のボーラと呼ばれる容器に移しかえる。シラスはタルにいれたままのほうが鮮度が保持されるが、ボーラの方が仲買人がシラスの品質を判断しやすく、また、氷水が流出して実際のシラスの重量に近くなるため、仲買人が品定めを行いやすいといわれている。2人組の女性が1つあたり30-35キロになるボーラの両側の取っ手を持って荷捌き所の船ごとに決められた位置まで運ぶ。

女性が水揚げ作業を行っている間に、荷捌き所には仲買人が集まり、船単位で順次競りが行われていく。仲買人が買い付けたボーラの位

置にトラックを横付けすると、船主の妻たちはそのボーラをトラックの荷台に乗せていく。仲買人は作業場までボーラごとシラスを運搬し、空にしたボーラを荷捌き所まで持ち帰ってくる。船主の妻たちは、水揚作業を行いながら仲買人からボーラが返されるのを待ち、返却され次第そのボーラを洗浄していくのである。

船主の妻の水揚作業は、仲買人が返したボーラをすべて洗浄し終えるまで終了せず、豊漁日には午後4時過ぎまでかかっている。その場合、女性は帰宅してゆっくりする間もなく、途中で放り出していた家事や夕食の支度にとりかかるのである。

4. 共同的水揚作業労働の特質

(1) 労働量と労働時間の関係

図Ⅱ-2-2-1でみられるようにシラス2艘曳網漁業の漁獲量の変動は大きく、日によって水揚作業の開始時間や作業時間の長さ、集中度を大きく変える。漁獲量の変動による女性の水揚作業の労働時間の変動を盛漁期と漁閑期、盛漁期の中でも特別に漁獲漁の多い豊漁日についてみていく。

盛漁期の1ヶ統のシラスの漁獲量は、平均的には20ボーラ前後である。例えば12ヶ統のグループでは1ヶ統入港する度に女性ひとりあたり3.3ボーラ（ $20 \text{ボーラ} \times 2 \text{人} / 12 \text{人}$ ）運搬し、次の船が入港するまでの数分程度の待機時間をはさんで次の船の水揚作業を行う。女性ひとりあたりの1日の作業は40回（ $3.3 \text{ボーラ} \times 12 \text{ヶ統}$ ）のボーラの運搬と20個のボーラの洗浄である。ボーラの運搬作業に1回あたり3分かかるとして合計で120分（ $40 \text{ボーラ} \times 3 \text{分}$ ）、ボーラを洗う作業に1個あたり3分かかるとして60分（ $20 \text{ボーラ} \times 3 \text{分}$ ）で、実労働時間の合計は180分、つまり3時間となる。盛漁期の待機時間を含めた全作業時間は平均的には午前9時頃から午後1時30分頃までの約4時間30分であることから、実労働時間を差し引いた1時間30分、全体の約33%が待機時間として含まれていると考えられる。

年に数回ある豊漁日の場合は、水揚時間によりシラスの単価の下

落 が 激 し い た め に 、 シ ラ ス の 単 価 が プ ー ル 制 に な る と と も に 水 揚 作 業 も グ ル ー プ に 関 係 な く 帰 港 し た 船 順 に 船 主 の 妻 全 員 で 行 う こ と に な っ て い る 。 図 II - 2 - 2 - 2 に お け る 最 高 漁 獲 量 は 1 経 営 体 あ た り 56 ボ ー ラ で あ る 。 こ の 豊 漁 日 の 女 性 ひ と り あ た り の 水 揚 作 業 量 は 112 回 の ボ ー ラ の 運 搬 と 56 個 の ボ ー ラ の 洗 浄 と な り 、 実 労 働 時 間 は 運 搬 に 336 分 (5 時 間 36 分) 、 洗 浄 に 168 分 (2 時 間 48 分) と な る 。 水 揚 作 業 を 午 前 7 時 か ら 開 始 し た 場 合 、 午 後 1 時 30 分 頃 ま で か か る と み ら れ る 。 そ し て 、 ボ ー ラ の 洗 浄 が 終 了 す る の は 4 時 30 分 頃 と な っ て し ま う の で あ る 。 こ の 豊 漁 日 の 場 合 、 連 続 し て シ ラ ス が 水 揚 さ れ る た め に 待 機 時 間 は ほ と ん ど な い ⁽¹⁾。

反 対 に 、 漁 獲 量 が 少 な い 漁 閑 期 は 1 ケ 統 あ た り 5 ボ ー ラ 程 度 の 漁 獲 量 に し か 過 ぎ な い 。 1 日 ひ と り あ た り の 作 業 は 10 回 の ボ ー ラ の 運 搬 と 5 個 の ボ ー ラ の 洗 浄 を 行 う と す る と 実 労 働 時 間 は 45 分 と 短 く な る 。 し か し な が ら 、 女 性 た ち は 、 通 常 、 入 港 を 知 ら せ る 放 送 が な く て も 午 前 9 時 頃 ま で に は 港 で 水 揚 開 始 を 待 ち 、 操 業 時 間 の 制 限 の 正 午 ま で 海 上 作 業 を 行 う 最 後 の 船 が 帰 港 す る ま で は 港 で 待 機 す る の で あ る 。 こ の 場 合 、 労 働 時 間 は 午 前 9 時 頃 か ら ボ ー ラ 洗 浄 後 の 午 後 1 時 頃 ま で の 約 4 時 間 で あ り 、 待 機 時 間 は 約 3 時 間 15 分 と 作 業 時 間 全 体 の 約 81% に も な る の で あ る 。 漁 獲 量 が 少 な い 場 合 、 実 労 働 時 間 は 漁 獲 量 に と も な い 少 な く な る が 、 作 業 開 始 と 終 了 の 時 間 が お お よ そ 決 ま っ て く る た め 、 女 性 た ち の 拘 束 時 間 は 4 時 間 程 度 以 下 に は 減 ら な い の で あ る 。

(2) 共 同 的 水 揚 作 業 労 働 の 特 質

女 性 の 労 働 時 間 の 分 析 か ら 示 さ れ て い る の は 、 第 1 に 、 待 機 時 間 の 存 在 の 大 き さ で あ る 。 こ こ で い う 待 機 時 間 は 作 業 が 開 始 す る ま で の 自 宅 で の 待 機 時 間 で は な く 、 港 で の 待 機 時 間 で あ る 。 水 揚 作 業 の グ ル ー プ 化 は 、 漁 獲 物 の 迅 速 な 処 理 と 労 働 強 度 の 軽 減 が 目 的 に な さ れ て お り 1 ケ 統 あ た り の 労 働 時 間 は 短 く な る か わ り に 、 グ ル ー プ の 作 業 全 体 の 労 働 時 間 は 長 く な る こ と を 前 提 と し て い る 。 盛 漁 期 、 特 に 豊 漁 日 に は 漁 獲 物 の 迅 速 な 処 理 と 労 働 強 度 の 軽 減 と い う 共 同 作 業 の

特性が有効に働くが、漁獲量が少ない日は港での待機時間による女性の拘束の側面が強くなっている。

自宅での待機時間ならば途中で放り投げることを前提としながらも、少なくとも家事などの作業を時間いっぱいまで行うことが可能であるが、港で待機する場合は完全に他に使うことのできない時間となってしまうがちである。荷捌き所には女性たちの待機用の部屋が用意され、女性たちは茶菓を持ち寄り、ある程度の時間までは船主の妻とおしがコミュニケーションを図ることを楽しむ時間とみることができるが、それ以上になると女性は手持ち無沙汰に待機することに専念せねばならないのである。

第2には、男性と比較して大きい女性の漁業労働時間の変動性が示されている。男性の海上作業の労働時間は、基本的には日の出前に出港して操業の制限時間である正午までであり、時間帯と作業時間は固定的である。漁獲量が少ないときは漁を短時間で切り上げるため、漁業労働時間が短くなることはあっても長くなることはほとんどない。それに対して、女性の労働時間は漁獲量による労働時間の変動が大きく、時間が長くなることはあっても一定以下には短くはない。女性はこのような漁業労働時間の変動を家事労働を臨機応変に調整することにより対応しているのである。

第3には、男性と比べた女性の労働時間の長さが指摘できる。図Ⅱ-2-2-2に示したように、男性の労働時間はおよそ午前5時30分から午後0時30分までの7時間程度であるのに対して、女性の漁業労働時間は、短い漁閑期でも家事を含めると朝は夫よりも早く起床して夫の支度をし、水揚げ作業終了後も妻には家事などの仕事が待っており、女性の方が労働時間は長い傾向にある。豊漁日には女性の労働時間の伸び方が大きいため、女性は労働加重に陥っていると考えられる。

(3) 水揚げ作業の機械化と女性労働

女性のグループによる水揚げ作業を機械化または雇用労働に代えた

いという声が水揚作業に従事する船主の妻から出たため、船主間で話し合われたこともあるが、実現する見通しはいまのところない。それは、干満の差にうまく適応できる機械の設置ができるか、船が岸壁で混雑する場合には僅かばかりの機械では機械の順番待ちが必要になりかえって待機時間が長くなり非効率で危険ではないか、という危惧があるためである。一見、原始的に見える人力作業も、臨機応変に対応でき共同作業となることで大量の漁獲物を効率よく処理することが出来るという女性による水揚作業の評価が行われている。それと同時に、船主世帯においては機械設置に投資して妻が水揚作業から解放されて季節的な雇用就業につくよりも、妻がシラス2艘曳網漁業の水揚作業も含めて周年的に漁業に従事するほうが漁家の経済計算上有利であるという判断がなされているのである。船主の妻が漁業に人手を要するときには駆けつけられるようにしておくためには、労働市場が広がっている地域であるとはいえ、雇用先は近場のパート労働に限られ収入も限定されたものとなるのである。

5. シラス2艘曳網漁業の水揚作業への女性従事の地域的差異

舞阪地区が位置する遠州灘地域において舞阪地区と同様にシラス漁業を行っているのは、舞阪の隣の新居や御前崎、福田である。舞阪から数Kmしか離れていないシラス2艘曳網漁業が18ヶ統の新居と28ヶ統の福田では、水揚作業に全く女性は加わっていない。シラス2艘曳網漁業が12ヶ統操業している御前崎では女性が水揚作業には従事しているが、普段は自家の船の水揚作業だけを乗組員と一緒に言い、盛漁期のみ船主の妻どうしお互いに手伝いあう程度であり、固定的な共同作業は行われていない。作業時間は短く平均的には1時間程度となっている。これらの違いが生じている要因として以下のことが考えられる。

第1にシラスの漁獲量、隻数ともに舞阪地区において多く、水揚作業者を多く投入して岸壁での水揚作業時間を短くしないとすべての船の水揚作業がおいつかないことである。第2には、表2に示した

ように舞阪地区においては漁業専門度が高く、慣習的にシラス2艘曳網漁業従事は夫婦セットになっており、男性が海上作業、女性が陸上作業という性別分業が固定的なものとして定着しているためである。新居ではシラス2艘曳網漁業の船主は漁業者ではなく漁業作業を行わない経営者である場合が多く、当然、その妻は水揚げ作業には従事しない。また、福田では漁業外自営業の割合が高く、女性がこれに従事している場合には女性は水揚げ作業には関わらない場合も多い。第3には、船主と乗組員や加工業者との関係や慣習が関係しているためである。新居のシラス加工業者の規模は舞阪よりも小さく、シラスを加工処理するのに若干時間がかかるため、品質保持を考慮してタルのままでセリが行われている。舞阪よりも水揚げ作業が一手間省略されており、水揚げ作業が乗組員だけでも行われやすいのである。

また、乗組員は福田では農業者、御前崎では大型漁船乗組員引退者の中高年齢者が中心となっており、船主と乗組員の関係においてはどちらかといえば船主が強い立場にいたり、舞阪地区において、シラス漁の後に自営漁業に急ぐこともある雇われ兼業の自営漁業者よりも時間的な余裕があることなどが影響していると考えられる。このように、共通の漁場で同じ漁業を行う近隣地域でも複数の要因がからんで女性の漁業従事は地域によって大きく異なっているのである。

(1994年8月・1995年5月・1996年8月調査)

注：

(1) 茨城県の大津のオキアミ漁においても、水揚げ作業は女性の共同作業により行われている。共同で漁を行っている11隻分のオキアミは1カゴ30キロで1650カゴになる。水揚げ作業を行うのは漁業者の妻で、女性が11人いるので2人組が5組組めると計算すると1組あたり330カゴを処理している。オキアミ漁は200カゴ(6トン)とっても

6万円にしかないため、女性の労働加重が問題となり自主的に漁獲量の制限が行われている。水揚げ作業が海上作業を制限する要素となっていることを示している。中村丈夫「沿岸漁村の現状と取り組んで」農村と都市をむすぶNo517, 農村と都市を結ぶ編集部, 1994年

表Ⅱ-2-2-1 舞阪地区の漁業種類別漁獲金額 (1993年)

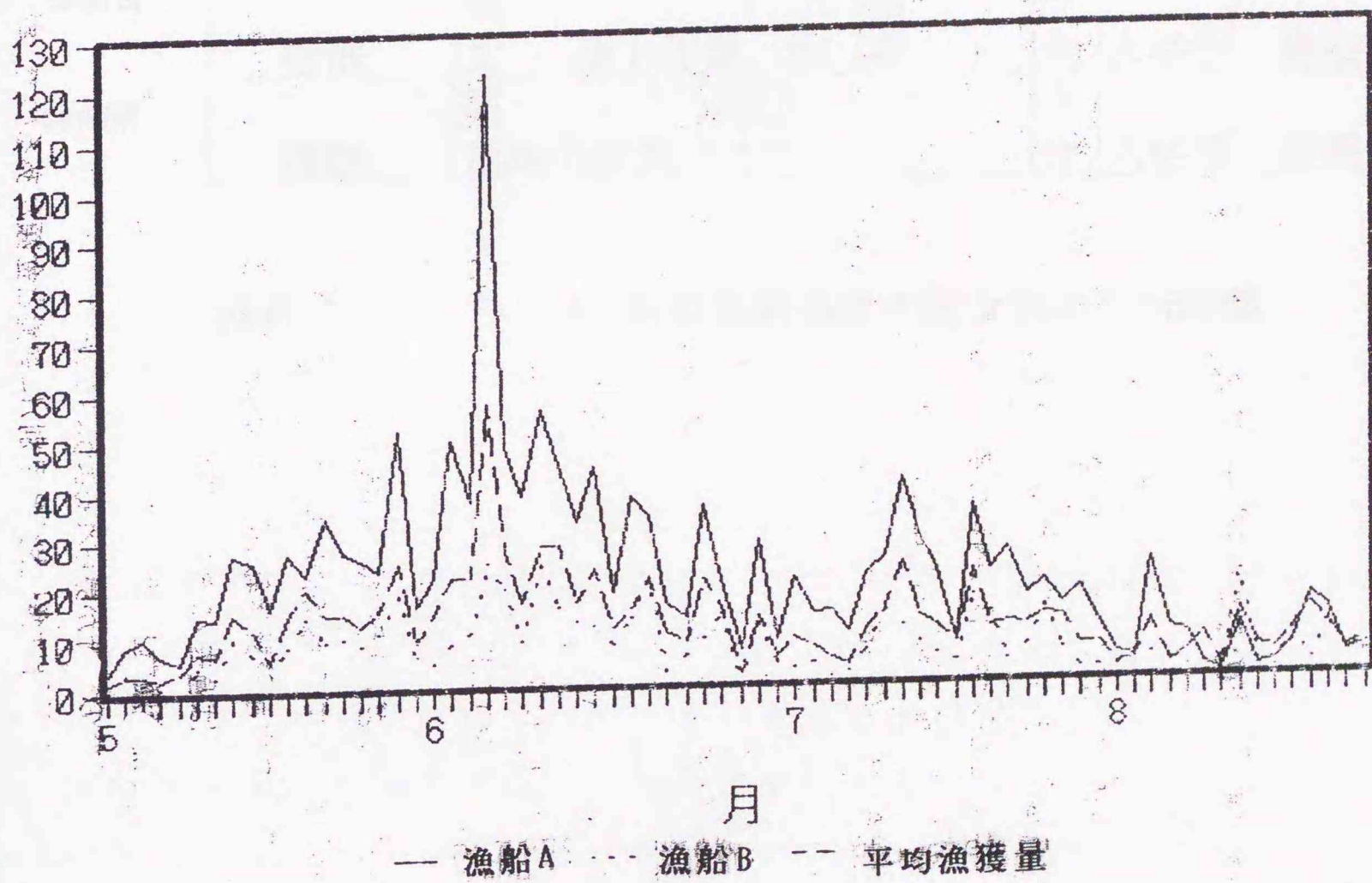
漁業種類	金額(百万円)	割合(%)
シラス2艘曳網	1,676	55.2
タチアジ2艘曳網	168	5.5
タイ2艘曳網	158	5.2
サヨリ2艘曳網	7	0.2
延縄	151	5.0
採貝	390	12.8
ノリ養殖	148	4.9
その他合計	3,038	100.0

資料：浜名漁協資料

表Ⅱ-2-2-2 遠州灘のシラス漁業を行う地区の専兼別経営体数

区分	舞阪		新居		福田		御前崎	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
計	384	100.0	145	100.0	48	100.0	120	100.0
船曳網漁業	67	17.4	18	12.4	30	62.5	7	5.8
専業	81	21.1	15	10.3	11	22.9	21	17.5
漁業が主	161	41.9	77	53.1	22	45.8	56	46.7
漁業が従	142	37.0	53	36.6	15	31.3	43	35.8
計	577	100.0	211	100.0	190	100.0	331	100.0
自営のみ	383	66.4	131	62.1	71	37.4	154	46.5
自営と雇われ	122	21.1	48	22.7	1	0.5	1	0.3
雇われのみ	77	13.3	32	15.2	118	62.1	176	53.2
男子	535	92.7	187	88.6	189	99.5	321	97.0
女子	42	7.3	24	11.4	1	0.5	10	3.0

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」



図Ⅱ-2-2-1 ある水揚げグループにおける漁獲量

資料：浜名漁協資料（1996年）

		0		6		12		18		24時	
女性	盛漁期	睡眠	支度	朝食家事	水揚作業		昼食	家事	夕食	家事入浴等	睡眠
	豊漁日	睡眠	支度	朝食家事	水揚作業		昼食	家事	夕食	家事入浴等	睡眠
	漁閑期	睡眠	支度	朝食家事	水揚作業		昼食	家事	夕食	家事入浴等	睡眠

		0	6	12	18	24時		
男性	盛漁期	睡眠	朝食	海上作業	片付 昼食	夕食	入浴等	睡眠
	豊漁日	睡眠	朝食	海上作業	片付 昼食	夕食	入浴等	睡眠
	漁閑期	睡眠	朝食	海上作業	片付 昼食	夕食	入浴等	睡眠

図Ⅱ-2-2-2 シラス2艘船曳網漁家の男女別の生活時間

Ⅱ - 2 - 3 自家加工作業

水産物のなかにはコンブ・ワカメ・ウニ・カキというように自家加工を必要とし、多くの家族労働力が投入されているものがある。

組合員のほぼ全員がコンブ漁業に従事し、乾燥・切断・選別という加工作業に女性が男性とほぼ同様に従事している北海道様似町の冬島地区のコンブ漁業を事例として取り上げる。

1. 北海道様似町冬島地区の漁業と漁業就業者

(1) 漁業の概要

1994年における冬島漁協の販売取扱金額は約12億円であり、そのうち、自営漁業であるコンブ漁業が約7億5千万円であり62.5%を占め、冬島地区ではコンブ漁業への依存度が高くなっていることが明らかである。

冬島漁協においては、1996年8月現在、正組合員は159名、准組合員は12名おり、組合員数は171名となっている。コンブ漁業には、採り方の違いから採りコンブ漁業と拾いコンブ漁業とがあり、拾いコンブ漁業への従事は法人以外の組合員全員が許されているが、採りコンブ漁業への従事は法人以外の正組合員に限定されている。

採りコンブ漁業は、7月10日頃から10月上旬の間に船を使用して沖で生えているコンブを採るもので、正組合員109名が着業している。一方、周年的に海岸に流れ着いたコンブを拾う拾いコンブ漁業には組合員167名が着業している。組合員の家族で定職を持たない者も拾いコンブ漁業を行うことが認められているため、1漁家あたり平均2-3人が拾いコンブ漁業に従事しており、冬島漁協地区全体の実際の着業者数は約400人となっている。

採りコンブ漁業と拾いコンブ漁業の両方に従事する漁家では、採りコンブ漁業の漁期中は採りコンブ漁業が中心となる。拾いコンブ漁業は採りコンブ漁業が時化のために行われずに、しかも拾いコンブ漁業にとっては作業効率が上がる荒天時に従事される。漁家の方

針に差はあるものの、採りコンブ漁業の漁期以外は漁業者は基本的に毎日流れ着くコンブの状況を気に掛け、常に拾いコンブ漁業を行える体制を整えている。

コンブ漁業以外の漁船漁業には、11月20日から12月10日が盛漁期になるハタハタ刺網漁業に40-45漁家、周年操業が可能で週に4-5日沖に出てかご揚げ作業をするつぶかご漁業に4漁家、7-9月と12-2月が漁期のタコ漁業に最大で12漁家が従事している。1-6月の半月に1度の大潮の日に採捕されるフノリ漁業や3-4月に3-4回採捕されるマツモ漁業などの採藻漁業は、ほとんどの漁家で行われ、主に女性が従事している。

(2) 漁業就業者の構成

冬島地区の過去25年間の男女別の年齢階層別の漁業就業者数を表Ⅱ-2-3-1にみてみよう。冬島地区の漁業就業者の特徴として以下のことがあげられる。①漁業就業者の総人数は男女ともに比較的安定して推移している。②女性の割合は、年齢階層に関わらず常に約50%を占めている。③年齢階層間の人数の差が小さく、比較的均一な年齢階層別の人数分布がみられる。④年齢階層間移動にともなう人数の増減が少ない。⑤漁業就業者における高齢者割合が1993年において既に28.1%と高く、1997年に27.4%という町の高齢者割合を上回っている。高齢化は特に女性において顕著である。これらは、磯根資源であるコンブ漁業は資源が比較的安定的に存在していることや、拾いコンブ漁業の海上作業には高齢者や女性も従事できることが、このような漁業就業者の構成を作り上げたと考えられる。

2. 漁家の経営類型とライフサイクル

家族労働力を全面的に投入する性格のあるコンブ漁業が行われている冬島地区においては、家族構成と経営類型とが密接に関係していると考えられる。ここでは、家族構成から経営類型について検討していく。

(1) 採りコンブ漁家と拾いコンブ漁家の違い

冬島の正組合員漁家154漁家を正組合員の年齢と家族の労働力構成とその就業状況によりタイプ分けすることを試みた結果、表Ⅱ-3-2-2のようになった。コンブ漁業を主体とした冬島地区においては、経営類型は大きく採りコンブ漁業と拾いコンブ漁業の両方を行う109漁家と拾いコンブ漁業のみを行う45漁家とに分けることができる。

拾いコンブ漁業のみに従事している組合員世帯のうち、採りコンブ漁業が制限されている定置網漁業会社の4経営者と実際的には親の採りコンブ漁業に従事している別居後継者世帯の11世帯を例外とすると、拾いコンブ漁業だけに従事している世帯は高齢者のみあるいは女性のみで構成されている30世帯となっている。

この30世帯において単身世帯は主に寡婦が世帯員となっている12世帯を数えられ、世帯員が複数である残りの18世帯においても、実際的に拾いコンブ漁業の作業に出ているのは1人という世帯が10世帯も存在している。つまり、拾いコンブ漁業だけに従事する世帯では、漁業従事者は1人とみなすことができる。

このような拾いコンブ漁業だけを行う漁家と拾いコンブ漁業と採りコンブ漁業の両方を行う漁家の違いは、海上での採捕作業を行い得る男性労働力の有無から生じている。男性の死亡や身体の衰えなどにより海上作業を行う男性労働力を失った漁家では海上作業者を雇うことが許されており、海上作業者を雇う場合は主に直系家族世帯で男性労働力を2名有している世帯から雇うのであるが、1日あたりの労賃は2-3万円と高く労賃経費がかさむ。そのため、採りコンブ漁家においては、海上作業者の病気やケガ等による短期間の休業以外には海上作業に雇用者は投入されず、世帯員の男性が海上作業に従事するのが困難になった段階で、拾いコンブ漁業だけに従事するという変化をみせるのが一般的である。

拾いコンブ漁業だけに従事する場合、平均漁獲金額は192万円であり、最高では500万円を稼ぐ女性の単身世帯もある。拾いコンブ漁業

による1日の漁獲量は決して多いものではないが、経費がほとんどかからないため毎日継続して行うことにより、支出の少ない高齢者が年金とあわせて生活していくだけの収入をあげることを可能としている。高齢者、特に通常漁業では単身では収入を得られない女性にとっては高齢になっても漁業収入を得られる点において、拾いコンブ漁業は非常に有効な漁業であるといえる。

(2) 採りコンブ漁家における夫婦家族世帯と直系家族世帯

採りコンブ漁業と拾いコンブ漁業の両方に従事している漁家は、家族構成の点で夫婦2人だけで構成されている夫婦家族世帯29世帯と、直系家族世帯80世帯とに大きく分けることができる。この場合、夫婦家族世帯は、当初から核家族世帯であったものよりも親が死亡した後継者を得られなかった直系家族世帯のライフコース上の核家族が大半を占めている。このような夫婦家族世帯においては、親が年金受給を開始する60歳代で子供に正組合員資格を譲っている直系家族世帯よりも正組合員の年齢が若干高くなっている。

夫婦家族世帯と直系家族世帯は、兼業状況からそれぞれコンブ漁業専業、漁船漁業兼業、雇われ兼業、漁業兼業と雇われ兼業の両方を行う4つのタイプに分けることができる。夫婦家族世帯と直系家族世帯において、まず、コンブ漁業の漁獲金額を比較すると直系家族世帯において高くなっている。これは、直系家族世帯においては採りコンブ漁業の海上作業に交代要員がいて効率よい採捕作業が行われること、拾いコンブ漁業の採捕においては従事人数が多く有利であることなどがその要因として考えられる。

夫婦家族世帯と直系家族世帯ともに、コンブ漁業に漁船漁業を組み合わせている漁家の数は半数以下と少ない。夫婦家族世帯でも直系家族世帯でも漁船漁業を組み合わせた方が漁獲金額が高くなっているものの、経費のかかる漁業に着業するよりも拾いコンブ漁業をこまめに行う方が経済的に有利と考えられており、操業枠が余っていても刺網漁業など漁船漁業への着業は敬遠されているようである。

雇用兼業を行っている世帯は夫婦家族世帯においては3分の1程度の世帯に留まるが、直系家族世帯においては典型タイプとなっている。その場合、親はコンブ漁業に専門的に従事し、後継者の妻も家事と育児を優先させながら自営のコンブ漁業だけに従事するが、後継者は採りコンブ漁業以外の時期は雇われ兼業を組み合わせている。コンブ漁業においては、採捕作業時には男性労働力は2人いると有利であるが、それ以外の時期には男性は1人いれば十分であり、父親と比較して労働市場で有利であり、また、選別作業の技術をもっていない後継者が雇用就業につくという選択がなされるのである。

男性の雇用兼業は、サケ定置網漁業の乗組員と林業仕事、土木作業が主なものである。サケ定置網漁業は冬島漁協地区には4ヶ統あり、乗組員の中心年代は30-40歳代となっている。近年、定置網漁業による収入の低下を理由として、定置網漁業の乗組員をやめてほかの雇用兼業に移る漁業者の動きがみられている。一方、林業仕事はかつての冬場の中心的兼業であったが、現在は林業自体が産業として規模を縮小していることから、林業従事者は減少している傾向にある。サケ定置漁業の乗組員と林業仕事はともに熟練を要求され、従事者は比較的固定的で毎年、同じ会社に雇われている傾向にある。

(3) 漁家のライフサイクル

以上のような直系家族世帯と夫婦家族世帯、高齢者のみあるいは女性のみ在世帯という家族構成と経営類型の違いは、家族のライフサイクルの変化に従って生じていると考えられる。つまり、直系家族世帯において後継者が得られない場合、夫婦家族世帯になる。やがて夫婦の年齢が高くなると夫が採りコンブ漁業の海上作業に従事するのが困難になり、拾いコンブ漁業だけに従事する高齢夫婦の世帯となり、夫婦どちらかが死亡し単身世帯となり、やがて消滅していく。後継者が存在する直系家族世帯においてのみ、今後の漁家としての採りコンブ漁業を継続する可能性があるのである。後継者を有している漁家の割合は後継者が地区内に別居している例も含めて

比較的高いが、10-20歳代の若年の後継者の数は30-40歳代と比べて急激に少なくなっており、将来的な漁家の減少は免れ得ない状況である。

様似町内には若年者の就業先は少なく、漁家の学卒者の多くは漁業に従事するか、町外に転出するかの選択に迫られる。親としても、後継者が加わっても収入は2倍にはならず家族人数の多い直系家族世帯の生活を漁業によって稼ぎ出していけるか不安であり、また、子供が漁家を継いでコンブ漁業を続けるということは、親にとっては老後の扶養の安心感があるものの、身体が動かなくなるまで忙しい採りコンブ漁業を続けざるを得ないことを意味しているために、子供の後継者化については必ずしも賛成する状況にはない。

3, コンブ漁家の漁業労働過程と漁家女性の家事・育児・高齢者介護

(1) 漁家の作業暦と労働力構成

コンブは出荷段階の等級別の価格差が大きく、出荷量全体の多寡よりもいかに等級の高いコンブを多く出荷できるかによって漁獲金額が大きく異なってくるものである。コンブ漁業の作業過程は採捕・乾燥・切断・選別と分けることができるが、コンブは「手を掛けただけ値が上がる」と漁業者に認識されているように、等級の高いコンブを多く出荷するためには採捕段階での良質なコンブの量の確保に努めることはいうまでもないが、保管期間にコンブが劣化しないように採捕直後に完全な乾燥を行い、漁期終了後には丁寧な切断と選別を行うことが求められるのである。春までにコンブを選別しきれない場合や価格が良くないときの出荷調整として数年間倉庫にコンブを保管しておくことも可能である。冬期に従事できる漁業や雇用就業先が十分ではない冬島漁協地区においては、切断・選別作業によりコンブに付加価値をつけることが冬期の仕事となっているのである。

採りコンブ漁業に従事する漁家の1年間の作業は、図Ⅱ-2-3-1のよ

うに7月10日から10月初旬までの採りコンブ漁業の採捕期間を中心として組み立てられている。コンブ採捕当日のコンブを干し広げる乾燥作業に漁業従事者をもっとも多く必要とし、家族労働力に雇用者を加えてこなしている。採りコンブ漁業の漁期を過ぎると、親は早朝に拾いコンブ漁業を行い日中は採れたコンブを乾燥させながら、既に乾燥作業を済ませておいたコンブの切断と選別という出荷準備などの倉庫での作業を行う。後継者は雇われ兼業に、後継者の妻は家事や育児を中心とした生活を送る。

(2) 労働過程

① 採りコンブ漁業における採捕・乾燥作業

1) 採捕作業

採りコンブ漁業の採捕日の1日の労働過程と従事者構成を図Ⅱ-2-3-2に示した。海上作業者である男性は午前4時頃に起床し、操業可能の合図の旗が上がる午前5時までに港で待機している。天気の判断が困難な場合は午前8時まで判断を延期する。海上作業は沖と海岸を数回往復して通常午前11時までには終了させている。

コンブ採捕の方法はかぎとりとねじりとりがある。採りコンブ漁業は質の良いコンブが採れる5.5m以浅の漁場で行われる。漁期の始めは水深の浅い漁場でかぎとりが行われ、漁場の水深が3.5m程度以深になるとねじり採りにかわる。ねじりさおはこれまで50cm刻みで長さの異なる自家製の木製のさおを数本船に用意して深度にあわせて使用していたが、近年は「ジョイント」と呼ばれ長さを調節できるプラスチック製のさおにとってかわられつつある。

採りコンブ漁業の採捕作業においては、海上作業者はひとりと決められているために、漁家間の採捕量の大きな差は生じないと考えられるが、正組合員漁家に父子が揃っていて海上作業の交代要員がいるかどうかは採捕量を左右する重要な要素となる。直系家族世帯における父子間での採捕作業の技術伝達のために一緒に海上作業に出られるのは、わずか1日に限定されているため、後継者は実際的な

採捕作業のなかで、浜にいる父親から情報を受けたり、他の漁業者の動きや漁場選択をみながら技術を習得していくことになる。また、漁期の開始時期においては個人が固定化して使用している漁場の豊度が漁獲金額に大きく影響する。それぞれの固定化した漁場の採捕が一通り済んだあとは共通的な漁場で競争関係のなかで採捕することになり、漁業者同士の駆け引きや漁場知識、コンブの選択眼が採捕されるコンブの質と量とに影響してくる。このような採りコンブ漁業の採捕作業は体力的に女性には困難といわれており、男性のみの作業となっている。

2) 乾燥作業

採りコンブ漁業においては、男性が海上作業に従事しているのに対して、女性は陸上作業全般を任されている。女性は男性よりも早い午前3時頃に起きて、雇用者と家族の朝食用のお握りと飲物、おやつなどの用意と家族の昼食の下準備を済ませておく。その後、海上作業者がコンブを浜に荷降ろしに来る頃を見計らって、ユニックを備えた軽トラックを浜から1-2mの高さのある堤防に横付けして待機する。これは海上作業を行う以外の男性世帯員が行う場合もある。船が浜に到着するとコンブをトラックに引き上げ、家族と雇用者が待機している干場に運ぶ。以前は浜近くに干場があったが、10数年前から干場は山側に広く作られるようになり、コンブを自動車に積んで再び降ろすという作業が陸上作業に追加されるようになった。女性が自動車の運転が出来るほうが漁家にとって有利となっている。

乾燥作業では、その日に採れたコンブをその日のうちに完全に乾燥させておくことがコンブの品質を高く維持するために最も有効である。干場でコンブを広げて干す作業には作業過程の中では最も人手を要し、通常、家族と雇用者を合わせて6-10人程度が従事している。夏休み中には、漁家の小学校以上の子供も駆り出されている。

雇用者を確保する仕事は、漁家の女性の重要な仕事のひとつとなっている。採りコンブ漁業の1日あたりの漁獲量は漁の開始時期が最

も多くその後漸減していくが、雇用者をいったん雇うと漁期中は作業日はすべて雇用しなければいけないという暗黙の了解事項があるため、漁期の始めだけ雇用者を雇うということとはできない。雇用者1人雇うには食事やおやつなどの費用を含めて1漁期あたり約30万円が必要であり、また、コンブを出荷しても入金されるまでには時間がかかるため資金の余裕が求められる。漁家の女性はこのような状況を考えて雇用者の人数を決めるのである。

採りコンブ漁家に雇われる雇用者は、主に農家など自営業従事世帯の女性かサラリーマン世帯の年配の主婦と男性サラリーマンである。乾燥作業のコツは、風上に向けて岩場着方部分であるかしらに向ける、乾燥具合を見極めてひっくり返すことなどでいったん身につければ大して難しいことではないといわれているが、経験者と初心者の差は歴然としている。かつて冬島地区にアルバイトとして来ていた体力はあるが初心者の学生よりも、年配ではあるが作業に慣れた地元の女性のほうが作業効率が上がり、雇用者として好まれていた。地元女性の多くは、日高地方という広い範囲のコンブ産地出身者であり、漁家の出身でなくても子供の頃から小遣い稼ぎのコンブ干しの手伝いをした経験者が多く、作業の基礎的な知識とコツを習得している場合が多い。

作業時間は、サラリーマンの場合は出勤前の午前5時から午前8時までで、女性は午前5時から干し広げる作業が一段落する午前10時頃までである。賃金は午前だけの作業で平均1日あたり7000円と、この地域のパート労働の賃金に一般的な時給600円あるいは日給4800円よりも格段によいものである。しかしながら、労働力需要があるのは夏期だけに限られ7-10月の1漁期で20-30万円程度の収入に留まること、しかも、働く日は天気次第のために当日にならないとわからないというように、決して効率よい働きかたはできないために、採りコンブ漁業の乾燥作業に従事できる人は限られる。また、コンブ漁家では乾燥作業への労働力需要は同時に発生し全体で400人余りにもものぼるために、漁家では陸上作業の雇用者を探すのに苦労するので

ある。

雇用者は漁家ごとに若干異なる朝食やおやつの内容、休憩の採り方、賃金などの評判からよりよい条件を求めて採りコンブ漁家間を移動し、漁家の女性が雇用者の待遇に手を抜けない売り手市場となっている。かつては、干場は海岸沿いに漁家どおし隣り合わせており、労働条件が一目瞭然ですぐに比較されてしまったが、近年、コンブ漁家の干場が山側に移動したことにより雇用者自身の目視による条件の比較競争から漁家の女性は逃れることができるようになった。コンブ漁家では、前年の雇用者に次年も来てくれるようお願いして、熟練者の労働力確保に努めているのである。

ちなみに、このコンブ漁業への雇用者確保の苦労に比べて、秋から冬の採りコンブ漁業が一段落した時期に行われているハタハタ刺網漁業の雇用者探しは比較的容易な買い手市場になっている。ハタハタ刺し網漁業の陸上の網はずし作業には1漁家あたり通常2-3人を雇い、報酬はハタハタの現物を支給するのが一般的である。様似町では正月にはハタハタのいずし作りが欠かせないものであるため、その材料であるハタハタを手に入れるために、採りコンブ漁家の女性もハタハタ刺網漁業の魚の網はずし作業に加わろうとするのである。

コンブをひと通り干し終えた10時頃に雇用者は解散し、残った家族でコンブが乾燥するのを待ちながら、コンブどうしがくっつかないように引き離す作業を行う。コンブは乾燥し過ぎていると折れてしまうため、コンブを倉庫に取り込むのは太陽が傾いてコンブが少々湿った夕方である。取り込み作業は、コンブのカシラを10-12本ずつ集めて縄で縛り、それを5わずつ集め、カシラから30cmのところと200cmのところとで縛り、倉庫に取り込む。

ここ数年の間に、数十万円から2百万円程度かかる除湿機あるいは乾燥機と乾燥専用の小屋の導入を行う漁家が徐々にではあるが増加している。コンブの乾燥具合が不完全になりやすい天気が曇りがちの日でもコンブの乾燥状態をよくして確実に質の良いコンブに仕上

げられるようにするためである。

3) コンブ採捕当日の労働投入量

漁業従事者が4人である漁家のコンブ採捕当日の労働投入量を計算してみる。男性ひとりが5-11時までの6時間の海上作業を行い、残りの3人の家族と4人の雇用者との合計7人で5-10時のコンブの運搬・乾燥作業を行う。その後の午前10から午後5時の間のうちの6時間を家事を行う女性ひとりを除いた家族3人で、コンブをひっくり返し結束して小屋に取り込む作業を行うとする。

延べ労働時間は、海上作業に6時間であるのに対して、陸上作業は運搬・乾燥作業の35時間にひっくり返す・取り込み作業の18時間を加えると53時間にもなる。海上作業への労働投入量に比較して、海上作業への労働投入量は約9倍にもなっているのである。

② 拾いコンブ漁業における採捕・乾燥作業

拾いコンブ漁業はかつては周年的に1日24時間の採捕が可能であったが、漁業者が常に競争状態にさらされ、肉体的精神的な休息がとれない非人間的な労働加重の生活に陥りやすいことから、戦後、採捕時間が日中だけに限定された。現在の採捕時間は季節により異なり、12-3月が午前8時から午後4時、4-7月が午前7時から午後4時、8-10月が午前6時から午後4時、11月が午前7時から午後4時と定められ、漁場は冬島地区内ならばどこでも自由に採捕できることになっている。周年採捕が許されているため、漁業者は基本的に毎日浜のコンブの様子を気に掛け、採りコンブ漁業の漁期以外は日課のように拾いにいく人が多いが、気候が比較的穏やかで、かつ、コンブの厚みが増して良質のコンブが採れるのは5-6月と秋から冬にかけてであるため、この時期に拾いコンブ漁業の採捕作業を集中させる傾向にある。

コンブが流れ寄る漁場は、前日の天気や風の状況などにより経験的に予想が可能である。漁業者は起床後、自動車などで漁場を見回

ってコンブの流れ寄り具合を確かめて漁場を決め、開始時刻の10分前には決定した浜で待機している。

体力のある人ほど腰まで海に浸かって良質のコンブを選択して拾ったり、3本のかぎが先端についた漁具を海に投げ入れて手の届かないコンブを一度に大量に拾っている。夫婦で拾いコンブ漁業に従事する場合は、夫がかぎを投げ入れてコンブを拾い、妻が夫からコンブを受け取り結束するというように夫婦間での分業がなされている。乾燥作業は、冬場にコンブをはざかけにして風で乾かすほかは採りコンブとほぼ同様である。拾いコンブ漁業は採りコンブ漁業と比べて、1日あたりの漁獲量が少ないため採捕作業に従事した家族だけで干すことができる。午後も拾い作業を行う場合、その日のうちに干し切れない分は港から吊るして海水につけておき、翌日干している。

③ 切断・選別作業

漁家のコンブ出荷の方法は、漁連共販と漁協が行う仲買人の入札によるバラ出荷の2種類がある。共販に出荷する場合、長さは105cmのものだけであるが、バラ出荷の場合、105cm、60cm、45cm、その他短いものや切断した糸のような端切れまで多種あり、コンブは余すところなく出荷されている。バラ出荷は共販よりも一般的に値段が高く出荷から入金までの期間が短いことから漁業者に人気があるが、組合員あたりの出荷できる数量が制限されている。

倉庫での調整作業は採りコンブ漁業の漁期中は荒天時に行われるが、本格的に行われるのは採りコンブ作業が終了してからである。等級は、幅、厚さ、光沢、色合いといった様々な要素を基準に大きく6等級に分けられ、この6等級以外にも選別区分が設けられている。1997年の漁連共販の場合、選別区分は13あり、コンブ20kgの価格は1等の51,000円から雑の8,600円まで幅が広い。この価格差は特に1等51,000円と2等36,000円、3等29,200円までの上位3等級間の差が大きいため、的確な選別の技術が必要となるのである。

等級の高いコンブと等級の低いコンブが混ざって1束になってい

る場合、価格は等級の低いコンブの値段となってしまう。等級内のコンブの質のばらつきを最小限に抑え、等級選別の純度を高くするほど高収入が得られると考えられている。選別作業の熟練は、いかに等級の高いコンブを的確に分類できるかの技であり、選別作業を1人前に行うには5-10年程度の経験が必要といわれている。

共販では検査員が等級分けがきちんとなされているかを検査し、また、バラ出荷ではセリの際に仲買人が束をチェックし、等級が低いコンブが混ざっている束ははねられるか、安い値段をつけられることになる。どちらにしても、漁業者はコンブの品質や等級分けに対する信用を失う結果となるのである。そのため、漁業者にとっては等級の判断がつかないコンブは下の等級に含めるのが無難な方法となる。部分的に色や艶が悪いコンブは、途中で切断して等級を別々のものとして選別したり、厚みや色の点で等級を下げる原因となりがちなコンブの縁を細く切断するという手間と時間をかけて、高い等級により多量のコンブを選別できるように工夫と努力が行われているのである。

切断・選別作業は漁家によって若干作業分担が異なるが、長い経験を有し等級を判断できる視力を有している50-60歳代の男女を中心として行われている。そのなかでも長さが105cmの等級が高く価値の高いコンブを男性が切断・選別し、それに満たない短いものあるいは等級の低いものの選別作業は女性が行っているという固定的な性別分業が一般的に行われている。これにより、漁家世帯における男性の優位性が維持されるだけでなく、高齢化して女性が単身で拾いコンブ漁業に従事する際に必要な選別技術の習得を阻んでいる側面を有している。

(3) 漁家女性の家事・育児・介護労働

漁家においては、漁業労働のほかに家事や育児・介護労働が漁業労働と未分化に存在し、それは主に女性によって担われている。直系家族世帯の場合、これらの労働は姑と嫁という女性間での作業の

分担が行われ、嫁は家事・育児を主に担当しながら漁業に従事し、姑が漁業を中心に従事し漁業全般の段取り仕事を行うのが一般的である。

① 家事

家事の中で最も重要なのは、省略することができない日に3度の食事の支度である。採りコンブ漁業の時期には、女性は男性よりも早く起き、乾燥作業の合間に浜で食べる朝食を雇用者の分を含めて用意し、小中学生の子供には昼食用の弁当を用意する。昼食と夕食の支度は、ぎりぎりまで漁業作業を行うため、解凍するだけで食べられるように漁期前に冷凍して準備するなど、調理に手間をかけずに栄養のある料理を食べられるように、食事作りの工夫を行っている。買い物については、自宅まで配達してくれる生協の共同購入を利用したり、スーパーでまとめ買いをしてこなしている。

② 育児

コンブ漁家においては、採りコンブ漁業の時期は幼い子供のいる若い母親も作業に出ることを期待されて子供の世話に手が掛けられない。漁家に子供が生まれた場合、乳児期は採りコンブ漁業の時期も母親が家にいて家事・育児を専門的に担当するが、子供が動き回らない0-1歳の間は家族がおんぶしたり、コンブ小屋に連れてきて遊ばせておくか、自動車に入れておくか、きょうだい面倒をみたりしている。保育所に子供を預けるのは動きが激しくなる2歳からがほとんどである。

③ 高齢者介護

冬島地区のコンブ漁業においては、高齢者は比較的軽労働でしかも経験が要求される乾燥作業や選別作業に従事することが可能なため、漁業従事率は高い。直系家族世帯の漁家においては高齢者の漁業労働が義務化してくる恐れを有しているものの、一般的には、漁

業従事を行うことにより身体を動かし現役で働いているという生産の喜びを感じられ経済的にも潤うことから、漁業従事は老人に生き甲斐をもたらしているといえる。反面、肉体的に支障を来し漁業従事できなくなった場合には、一人前扱いされなくなることで精神的な打撃を受け、それが寝付くきっかけにもなりがちである。そして、高齢者が介護を必要とするようになったとき、直系家族世帯の場合には家族労働力から高齢者の労働力が失われるだけでなく、漁業と家事を両立させている女性、特に漁業全般を取り仕切っている姑層の労働に高齢者介護が加わることになり、女性の長時間労働が問題となってくる。

様似町では高齢者が増加する社会に対応して1990年に特別養護老人施設と付帯的施設を建設し、定員50名の施設入所、定員5名のショートステイ、ホームヘルパー、デイサービス、老人アパートというサービスを開始した。施設建設当初は、家族が寝たきりの高齢者を施設に預けることに対して社会の理解が深まっておらず、入所は限られたものであったが、その後、潜在的な需要が一挙に吹き出し、施設入所の希望が増大し現在は待機者が大量に発生している状況である。

漁家出身者については、採りコンブ漁業の時期のみ、町は原則的には1週間のショートステイの利用期間を7-10月までの約3カ月間までの延長を認めるという弾力的な対応が図られているが、根本的な解決とはなっていない。

4. 漁家女性の就業を規定する要因

冬島地区の漁家の女性の就業は、恒常的な雇用就業を未婚期から継続し女性としては高い収入を期待できる以外は、自家加工に手がかかるコンブ漁業に従事することを当然とされ、多くの場合、結婚した段階から漁業従事を求められる。女性の労働力は実際的な加工作業への従事だけではなく、漁家雇用者の管理労働も任されるために漁家においては欠かせない労働力として存在している。

冬期の季節的な雇用就業先が少ない地域なため、女性の漁業従事は夏期の採りコンブ漁業の盛漁期だけではなく、周年行うことができる拾いコンブ漁業の採捕作業やコンブの加工作業を余儀なくされている。漁家世帯員の高齢化は、このような女性の仕事に介護労働を追加しているのである。

(1996年5月～1997年11月調査)

表Ⅱ-2-3-1 様似町の産業別就業者

表 11-2-3-1 様 以 時 の 産 業 別 就 業 者

区分		就業者数 (人)			構成割合 (%)		
		合計	男子	女子	合計	男子	女子
合計		3612	2051	1561	100.0	100.0	100.0
第一次	農業	225	129	96	6.2	6.3	6.1
	林業	34	25	9	0.9	1.2	0.6
	漁業・水産養殖業	749	404	345	20.7	19.7	22.1
第二次	鉱業	11	11	-	0.3	0.5	0.0
	建設業	535	435	100	14.8	21.2	6.4
	製造業	473	252	221	13.1	12.3	14.2
第三次	卸売・小売業	518	209	309	14.3	10.2	19.8
	金融・保険業	54	18	36	1.5	0.9	2.3
	不動産業	8	4	4	0.2	0.2	0.3
	運輸・通信業	190	160	30	5.3	7.8	1.9
	電気・水道・ガス・熱供給業	14	11	3	0.4	0.5	0.2
	サービス業	657	272	385	18.2	13.3	24.7
	公務	144	121	23	4.0	5.9	1.5

資料：1995年国勢調査

性別	年齢 (歳)	漁業就業者数 (人)					年齢階層別構成割合 (%)					年齢階層別女性割合 (%)				
		1973	78	83	88	93年	1973	78	83	88	93年	1973	78	83	88	93年
男	合計	209	209	222	208	191	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
	15-19	10	6	6	6	3	4.8	2.9	2.7	2.9	1.6	-	-	-	-	-
	20-29	28	44	36	25	12	13.4	21.1	16.2	12.0	6.3	-	-	-	-	-
	30-39	36	25	37	39	34	17.2	12.0	16.7	18.8	17.8	-	-	-	-	-
	40-49	50	40	32	28	37	23.9	19.1	14.4	13.5	19.4	-	-	-	-	-
	50-59	41	46	46	39	30	19.6	22.0	20.7	18.8	15.7	-	-	-	-	-
	60-64	16	18	25	20	23	7.7	8.6	11.3	9.6	12.0	-	-	-	-	-
	65-	28	30	40	51	52	13.4	14.4	18.0	24.5	27.2	-	-	-	-	-
女	合計	174	210	208	221	165	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	45.4	50.1	48.4	51.5	46.3
	15-19	5	1	4	1	3	2.9	0.5	1.9	0.5	1.8	33.3	14.3	40.0	14.3	50.0
	20-29	20	25	18	16	10	11.5	11.9	8.7	7.2	6.1	41.7	36.2	33.3	39.0	45.5
	30-39	38	31	26	40	27	21.8	14.8	12.5	18.1	16.4	51.4	55.4	41.3	50.6	44.3
	40-49	47	54	53	34	25	27.0	25.7	25.5	15.4	15.2	48.5	57.4	62.4	54.8	40.3
	50-59	41	58	53	52	31	23.6	27.6	25.5	23.5	18.8	50.0	55.8	53.5	57.1	50.8
	60-64	9	24	24	30	21	5.2	11.4	11.5	13.6	12.7	36.0	57.1	49.0	60.0	47.7
	65-	14	17	30	48	48	8.0	8.1	14.4	21.7	29.1	33.3	36.2	42.9	48.5	48.0

資料：農林水産省「第5-9次漁業センサス」

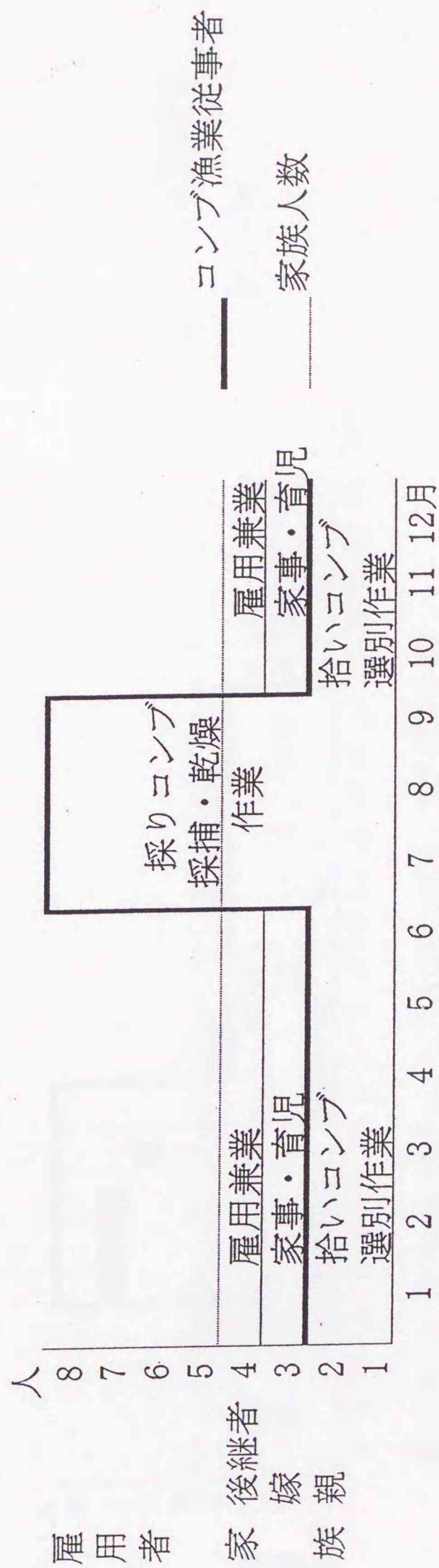
表Ⅱ-2-3-3 様似町の高齢者人口と割合

	1965年	1970	1975	1980	1985	1997
人口	10,037	8,834	8,293	7,986	7,745	6,725
高齢者人口	481	590	669	772	948	1,441
高齢者割合	4.8	6.7	8.1	9.7	12.2	21.4

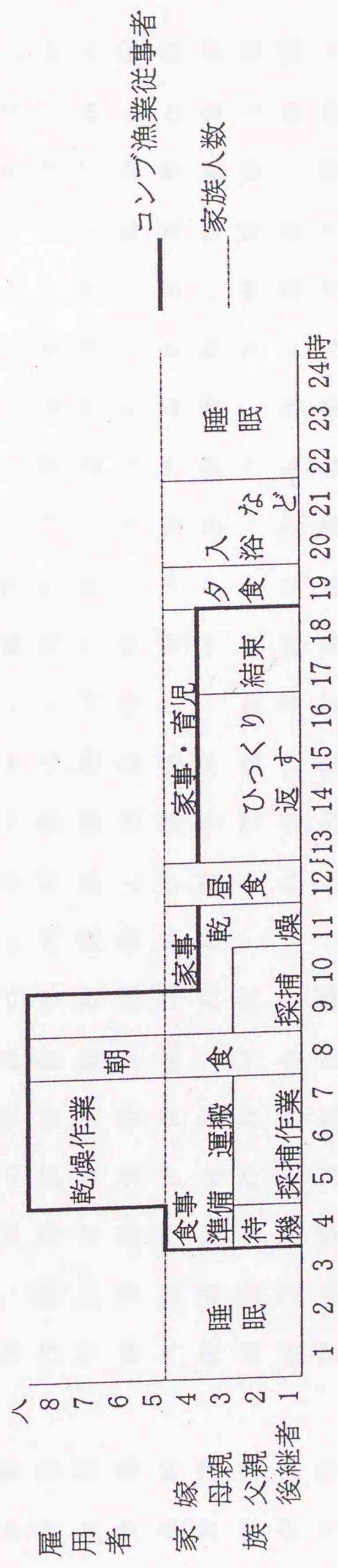
資料：国勢調査・様似町基本台帳

分類		漁家世帯数	正組合員平均年齢(歳)	平均世帯員数	平均漁獲金額(万円)		平均雇用者数(人)	平均高齡世帯員数	うち漁業従事者
コブ	世帯員構成				コブ	魚他			
漁業									
採り 拾い	直系家族	12	60	3.8	401	31	432	3.8	1.4
		12	53	5.0	655	588	1243	4.0	1.3
		33	52	4	548	28	576	4.3	1.2
		23	53	5.3	700	165	865	4.6	1.0
	夫婦	9	62	1.8	532	20	552	4.0	1.0
		10	63	2.0	536	169	705	4.6	1.3
		8	60	2.0	374	11	385	4.0	0.7
		2	60	2.0	449	92	541	5.5	0.6
拾い	高齡者/女性	30	71	1.7	185	7	192	0.0	1.3
	別居後継者	11	36	3.4	83	15	98	0.0	0.0
	定置網経営者	4	56	5.0	68	0	68	0.0	2.2

資料：冬島漁協の漁家台帳



図Ⅱ-2-1 冬島地区の採りコンブ漁業に従事する
直系家族世帯の年間の従事者構成のモデル



図Ⅱ-2-3-2 冬島地区の採りコロンブ漁業に従事する直系家族世帯の1日の労働過程と従事者構成のモデル

漁業陸上作業は、大きく①漁具準備・処理作業②水揚・選別作業③自家加工作業とに分けることができる。代表的なのは、漁具準備・処理作業では延縄漁業や刺網漁業、自家加工作業ではコンブ・ワカメ・ウニ・カキなどの水産物を漁獲対象とする漁業である。水揚・選別作業においては、取り扱う魚種や漁業の規模、出荷荷姿などの違いにより、女性の従事の必要性には差が生じやすい。

陸上作業は、セリや出荷の時間、出港時間等に区切られた時間限定的な作業であり、一時的に大量の労働力を必要とするものである。また、海上作業に比べて、時間的・技能的な制限や社会的な制限が弱く、途中で家事や育児を行うことが可能である。操業当日の陸上作業時間が長い漁業種類に従事する漁家においては、女性労働力が欠かせない労働力として存在し、女性は結婚直後から陸上作業従事を開始し高齢になるまで継続する場合が多い。

陸上作業に従事する家族労働力が不足する場合には、季節的に遊休労働力化し比較的低賃金でも雇うことができる農漁家の女性や高齢者を雇用労働力として吸収する。

労働市場が展開している場合には、漁家女性が雇用就業につき、補充的に労賃の安い雇用者を投入するという就業選択が可能であるが、漁家女性は陸上作業自体以外にも雇用者の管理労働を求められ、また、漁家雇用者が不足しがちなために、漁家女性がある程度の収入が期待できる正職員的な職に就いていない限り雇用就業化する可能性は薄い。つまり、陸上作業時間の長い漁業においては、漁家女性は労働市場の展開度に大きく左右されずに陸上作業に従事しているのである。

海上作業と陸上作業が同時並行的に行われる場合は、男性が海上作業、女性が陸上作業とそれぞれ専従的に従事し性別分業が明らかであるが、海上作業労働の時間が短く男女がほぼ同様の陸上作業を行う場合には、陸上作業の時間的・肉体的な条件や経験年数の差が

殆どないにも関わらず、価値を生む作業を男性が独占している傾向がある。

また、陸上作業においては、時間の限定性から常に作業を開始できる状態で待機していなければならないという待機時間が問題となる。さらに、大漁不漁の差による漁業労働時間の伸縮の度合いは海上作業よりも陸上作業において大きく、陸上作業を主に担当する漁家女性は家事時間をやりくりする必要に迫られ、長時間労働となりやすいのである。

Ⅱ - 3 漁家女性の漁業外就業

漁家女性の漁業外従事は漁業外自営業と雇用就業に分けることができる。かつて漁家女性の就業は、家業である漁業に優先的に従事し、季節的に漁業外自営業や臨時日雇いの雇用就業に着くのが典型であった。しかしながら、近年は漁業との兼業が容易な農業への従事が減少し、中高年女性の専門的な漁業従事と若年者の恒常的な雇用就業という世代間で大きく異なる傾向がみられている。ここでは、漁業とそれを取り巻く就業の関係と女性の就業を規定する要因について明らかにすることを課題とする。

Ⅱ - 3 - 1 漁業外自営業 - 水産物行商を事例に -

漁業外自営業としては農業が典型であるが、ここでは漁業関連の自営業として、石川県輪島市の輪島崎町における漁家の漁業外自営業である女性による水産物行商について取り上げた。水産物行商は、販売システムの発達していない時代や交通不便な地域での漁村地区の女性の漁業外自営業の一典型であり、現在でも九州や四国、本州の日本海側や太平洋ベルト地帯を除いた太平洋側では広く認められている⁽¹⁾。漁家女性の行商と漁業への労働配分と地域における女性による水産物行商の役割についてみていく。

1. 石川県輪島市輪島崎町の漁業と女性就業

石川県輪島市は能登半島の日本海に面した人口3万人余りの市であり、石川県内では有数の水産産地であるとともに、漆器産業が盛んな奥能登観光の拠点のひとつとなっている。この輪島市は表Ⅱ-3-1-1に示したように人口が集中した市街地区とその周辺の農業地区とに大きく分けられ、市街地区のなかでも漆器製造販売業とサービス業が盛んな河井・鳳至町と、漁業が盛んな海士町・輪島崎町とに分けることができる。農業地区においては、親が農業を行い子供が兼

業の雇用就業のために市街地に通勤するという世帯が一般的である。

(1) 漁業の概要

第9次漁業センサスによれば、輪島崎町と海士町を中心とする漁業地区には男性601人、女性199人の漁業就業者がいる。表Ⅱ-3-1-2に示したとおり、主な漁業種類は自営漁業では小型底曳網漁業と刺網漁業、釣り漁業である。雇われ漁業では、まき網漁業と定置網漁業が行われている。自営漁業に従事する漁家の経営類型は、小型底曳網漁業だけを行う漁家と刺網漁業と釣り漁業、延縄漁業を組み合わせで従事している漁家とに分けることができる。海上作業には女性は採貝藻漁業以外は従事しておらず、漁船漁業の海上作業は男性のひとり操業か、父子・兄弟や雇用者を含めた男性の2人操業となっている。漁家の後継者は比較的豊富に存在し、海女においても人数は減少しているものの10-20歳代の女性が新規参入しており、男女ともに若年漁業者は比較的存在している。

輪島崎町と海士町は隣接している漁業地区であるが、海士町の漁業者の祖先が16-17世紀に輪島へ移住して潜水技術を維持してきた潜水漁民集団であるのに対し、輪島崎町の漁業者はもともと輪島に定住していた漁業者であることから、その性格を異にしている。かつて、海士町の漁業者は春に舳倉島への一斉渡島を行い、約半年間の島周辺でのアマ漁業を基本として漁業を行ってきたが、1950年代から地続きの海士町を周年の根拠地とするようになってきた。それとともに、アマ漁業と複合的に小型底曳網漁業や刺網漁業、釣り漁業、延縄漁業というような輪島崎町の漁業とほぼ同じ種類の漁業を行うようになり、反対に海士町の漁業を特徴づけてきたアマ漁業は1970年代に従事者がそれまでの半分にまで減少していったのである⁽²⁾。また、男性の就業状況においても、海士町住民が分家により増大し隣接する鳳至町に居住地を広げていくにつれ、漁業専門的であった海士町住民の就業は建設業やサービス業に広がり、漁民集団としての性格を薄めている⁽³⁾。このように隣接した漁業地区である海士町

と輪島崎町は脱漁の方向に変容している海士町と依然、漁業色の濃い輪島崎町と対比して示すことができるのである。

(2) 漁家女性の就業

輪島崎町と海士町においては、漁家の女性の仕事は海士町で採貝藻漁業が行われている以外は、漁船漁業の水揚げ作業と水産物行商であり共通している。輪島崎町と海士町の水産物行商人は、ひとりあるいは嫁と姑など2人組を組んで行い、両町あわせて200人前後の女性が携わっている。その内訳としては、1軒1軒家を訪問して販売する振り売り行商人が約50世帯70人、朝市通りに並んで販売する朝市行商人が約80世帯130人（鮮魚・干物販売が70人、海産物加工品販売が60人）となっている。行商人の年齢はおおよそ30歳前半から80歳までであり、20歳代の若年者はおらず行商人の平均年齢は上昇しているが、子育て後に新規に行商を開始する人が増えているため全体の人数は若干増加しているという。

輪島崎町と海士町の女性の水産物行商の歴史的変化と女性の就業状況は漁業と同様に違いがみられる。輪島崎町では昔から女性の海上作業への従事は少なく、一貫して河井・鳳至町の個人客を対象に1軒1軒売り歩く振り売り行商が行われ、周年的に鮮魚を販売してきた。

一方、海士町の漁家の女性の就業は、かつては夏のアマ漁業への従事を就業の中心に据えて、秋から春までは未婚海女が旅館への出稼ぎ、既婚海女が灘廻りと呼ばれる山村地域への水産物行商と輪島周辺の岩ノリ、ワカメ採取を行うというものであった。灘廻りとは、春に漬けておいたイワシの漬物などの水産加工品をアマ漁業が終了した秋に1～2週間かけて能登半島の農山村を船と馬車を使ってまわり、米などの農産物と交換してくる水産物行商であった。1970年代頃から海女人数が減少したことと山村地域においても水産物の流通網が拡大したことによって、冬期の灘廻りは次第に行われなくなった。現在、海士町の女性は海女と海女以外の者に二分化し、既婚海

女の一部は灘廻りに代わる冬期の仕事として、潜水技術を活かした日帰り出稼ぎ的な能登半島周辺海域のナマコ採捕を開始した。海女以外の女性は、朝市での周年的な水産物行商を始めたのである。

輪島における水産物行商の販売圏は、かつては輪島崎町の女性が鮮魚を徒歩圏内の市街地区で毎日販売し、海士町の女性が季節的に加工水産物を山村地域に販売するというように、市街地と山村地域の棲み分けがきれいに行われていた。海士町の女性が新たに開始した市街地での水産物行商においても、輪島崎町の行商人が形成してきた鮮魚販売のなわばりを荒らさず、しかも、それまでに身につけてきた水産物加工の技術をいかして、それをみやげ物として販売できる朝市に進出している。海士町の水産物行商人が鮮魚を扱う場合は、自動車を使用してかつて灘廻りの顧客がいた山村地域を販売圏としている。また、輪島崎町、海士町の女性ともに婚姻圏の広がりにつれて増加した市内の農村地区や市外の山村地域出身の漁家女性が新規に行商を開始する場合にも、地理に明るい出身地近辺を行商販売圏とし、輪島の水産物行商の範囲を広げているのである。

水産物行商人は、毎月10日と25日の振り売り朝市共通の一斉休日以外は客に事前に説明して自身の都合に合わせて休みをとり、年間250-300日程度は行商を行っている。

2. 水産物行商人の漁業従事と就業を規定する要因

水産物行商の歴史が長い輪島崎町では、水産物行商は女性自らが好んで始めるというよりも姑や母親が関係を築いてきた顧客や朝市の場所や技術が無駄にしないために、漁家の女性の仕事として半ば強制されて引き継がれている傾向がある。漁業後継者が比較的存在し女性の漁船漁業の海上作業が一般的ではない輪島崎町では女性が海上作業に従事することを期待されることはほとんどない。振り売り行商の場合では、行商人と顧客はそれぞれ代がわりをしながら数十年間という長い間、水産物の売買関係を持っているのが一般的である。姑の行商からの引退が早い場合、女性は末子が乳離れした段

階で子供を姑に預けてひとりで水産物行商を開始し、姑が健康な場合は育児が一段落した時期から嫁姑の2人で水産物行商を行い引継期間を経て一人立ちしていく。

このような水産物行商を行う女性は、漁業種類や漁獲金額とは関係なく存在している。輪島崎町の行商人のうち名前を特定できた行商人世帯に限って行商種類と夫の漁業種類との関係を表Ⅱ-3-1-3にみると、漁業種類による朝市行商人と振り売り行商人の分布の差は特にはみられない。自営漁業である底曳網漁業と刺網・延縄・釣り漁業を組み合わせている漁家の漁獲金額と女性の行商の有無の関係を表Ⅱ-3-1-4でみた場合でも、漁獲金額と水産物行商人の存在との関係性はみられなかった。雇われ漁業のまき網漁業においても、乗組員の妻と同様に船主の妻も水産物行商を行っており、水産物行商を行うことに漁獲金額は殆ど関係していないと考えられる。

このような水産物行商と漁業の組み合わせの関係は、漁家女性の就業においてどのようになっているのであろうか。図Ⅱ-3-1-1は夫と妻の1日のスケジュールを漁業種類別に示したものである。どの漁業種類においても夫が海上作業を行い、妻は午前6時頃から午後4時頃までを行商に充て、それ以外の時間に夫の漁業の陸上作業と家事に従事している。

小型底曳き網漁業は3日操業して1日休漁というペースで漁が行われ、海上作業を行う男性は操業日には午前0時頃に出港し午後8時頃帰港する。連続して漁を行う日は帰港から出港までの時間が4時間程度と短く、夫は帰宅してすぐに睡眠をとるため、夜間の魚の選別や箱詰・出荷作業は妻の仕事となっている。

刺網漁業には、沖で網を張る沖刺網漁業と比較的岸から近いところで網を張る磯刺網漁業とがある。沖刺網漁業は潮や天候により網揚げ作業と網入れ作業のパターンが異なるが、午前2時頃出港し、網揚げ作業と網入れ作業を行って午後2時頃帰る場合が多い。沖刺網漁業では男性の2人操業が一般的で、魚の網はずし作業は漁場から港に向かう途中の船上で雇用者が行うため、妻が網はずし作業を行う必

要はほとんどない。漁獲物の選別・箱詰め作業に関しても刺網漁業と釣り漁業の場合は漁協職員が行うため、漁業者の妻が選別・箱詰め作業を行うことは少ない。行商が終了した段階で夫の帰港時間に合えば、妻は港へ出て水揚げ作業や網たたみ作業を手伝う程度である。一方、磯刺網漁業の場合は、夫がひとりで海上作業を行うために網はずし・網たたみ作業は帰港後行われ、妻も行商が終わり次第、網はずし・網たたみ作業に加わる。

刺網漁業と組み合わされている延縄漁業においては、漁具の準備・処理作業には手がかかり、漁家の女性労働力は重要である。子供が幼いときは女性は行商はせず家で子供をみながら漁具準備・処理作業を行うが、子供から手が離れるようになると、行商を優先させ漁具準備・処理作業の人手を穴埋めするために、新たに漁業や行商から引退した高齢者を中心とした雇用者を投入する傾向にある。釣り漁業の場合は、海上作業においても陸上作業においても、女性の労働は殆ど必要とされてはいない。

雇われ漁業であるまき網漁業の場合は、午後5時頃出港し、翌日の午前2時頃帰港する。夫は雇われ漁業に従事しているために、基本的には夫と妻の仕事は分離し、妻は水産物行商だけに従事している。しかし、盛漁期には、夫が乗組員であることから、乗組員の妻たちはまき網漁業会社から臨時パートとして早朝に魚の水揚げ作業と選別作業を行うことを要請される。たまに、漁獲量が多く水揚げ作業が行商の開始時間に間に合わない場合や他港で水揚げし女性の選別作業の必要がある場合には、女性は行商を休むことになる。

しかしながら、全体としてみるとほとんどの漁業種類において妻の陸上作業の必要性が小さいか、時間帯がずれているために漁家の女性が行商に専念できる状況にあるといえる。水産物行商は客商売であるために信頼関係が必要である。夫の船が帰港したからといって振り売りの巡回コースを途中でカットしたり、突然に休みにすることが度重なると客が離れていき、行商は成立しなくなってしまう。

以上のように、世帯において水産物行商を比較的優先できる条件

を有し、必ずしも経済的論理によらない家の論理として漁家女性が水産物行商を行ってきたといえるが、労働市場の展開とともに家所得の最大化という経済的論理に基づき漁家女性の就業が選択されていると考えられる。

水産物行商人の収入の差は大きいものであるが、平均的な振り売り行商人の収入は、1日の販売金額が3万円程度で、売値は仕入値の1.2倍ということから1日あたりの収入は5000円程度であるとみられる。これに平均的な従事日数250日を掛けると年間125万円の所得となる。

1996年現在、20-30歳代の若年漁家女性が行商を行っているのは、主に、比較的高い収入を期待できるエビ・カニを扱う朝市行商人の世帯において姑と共に行う場合である。水産物行商の平均的な金額以下の収入しか期待できない行商人世帯では、若年女性が水産物行商で得られる収入よりも恒常的雇用就業で得られる収入のほうが高い傾向があるため、雇用就業化の傾向がみられている。しかしながら、上記のエビ・カニを扱う行商人世帯においても、若年女性に直接手渡される金額は、1日千円程度の小遣い程度と少ないため、若年女性の就業選択は、次第に個人的経済合理性を優先した雇用就業の方向に進展してきていると考えられる。雇用就業先が限定される中高年女性においては、個人的合理性の追求の結果として、水産物行商を新規に開始するという選択も行われている。

3. 水産物行商人の地元水産物流通に占める位置

漁家女性による水産物行商は漁家にとって重要な自営業となっておりと同時に、輪島における水産物流通に占める役割も決して小さいものではないと考えられる。行商人の水産物流通が地元の水産物流通に占める位置はどのようなものなのであろうか。

輪島においては、漁獲される魚種が約120種類と多種であることが、豊富な品揃えを望む客の希望と、販売が困難な雑魚が出る高い可能性を持つ漁家側の販売の希望が合致することから、水産物行商の成

立基盤であったと考えられる。昔の振り売り行商人の魚の仕入は、自家漁獲物を中心として品揃えのために他の漁業者の漁獲物を交換や購入により手にいれるというものであったが、産地市場の整備により漁業者は漁協を通して漁獲物を販売するようになったために、行商人は仲買人として産地市場のセリに加わり市場から魚を仕入れるようになった。そして、20年ほど前からは、行商人は金沢市場から水産物を輪島に持ち込む水産物仲卸業者を積極的に利用するようになったのである。

行商人が水産物仲卸会社から仕入れるようになったのは、時化が多く産地市場に魚が揃わない冬期に品揃えを行うためである。輪島市へのスーパーの進出は1980年代に行われ全国商品の流入が起こる中で、行商人は安心して食べられる地元漁獲物を供給していることをスーパーと対比させて客に強調しながらも、同時に品揃えが豊富なことを望む消費者の希望に合わせるために、水産物仲卸業者への仕入の依存度を高めていったのである。

水産物仲卸業者からの魚の購入は、冬場だけではなく産地市場に十分魚が並ぶ夏期も行われている。これは、行商人は客から特定の魚を頼まれた場合に魚を確保して貰えるように、水産物仲卸業者と関係性を維持するためである。水産物仲卸業者も行商人に対して、魚を捌いたり台車を洗う場所と水を提供するなどし、水産物仲卸業者と行商人とはかなり固定的な関係を作っている。

朝市行商人においては、水産物仲卸業者からの仕入の割合は振り売り行商人以上に高い。朝市では観光色が強まるにつれて、販売商品は鮮魚と干物から土産物として持ち運びが簡単な瓶詰めや袋もの等の既製加工品や、カニ・エビなどの冷凍品などに中心を移し、地元水場の水産物の利用は少なくなっているためである。

現在の振り売り行商人の水産物の仕入れ先別の平均的な仕入量の割合は、漁協の産地市場からが2割、水産仲卸業者からが7割、残り1割は夫の漁獲物からとなっている。夫から仕入れる魚は、基本的に市場で値段がつかない雑魚である。夫は高値実現が可能な魚は妻を

通しては売らない。妻側からも夫の漁獲物は値決めに苦勞するので、むしろ一旦評価された商品売る方が気楽であるというのである。

地元水揚の水産物が取り引きされる産地市場の取扱販売額は表Ⅱ-3-1-5に示したように1993年に約41億円であるが、そのうちの91.6%が県内外に出荷され、地元に通しているのは残り8.4%である。

産地市場から地元流通にまわる水産物のうち、行商人である仲買人が扱っている金額の割合は朝市行商人が18%、振り売り行商人が24%であり、合計42%をも行商人が扱っている。地元外から輪島市に流入する水産物の金額やそれを行商人がどの程度扱っているかは不明であるが、地元に通する地元水揚の水産物の扱いにおいては行商人が大きな役割を負っているといえることができる。

4. 振り売り行商人の存続の要因

全国的には水産物行商人が次第に減少し、輪島においても1980年代半ばから全国商材を集めたセルフ方式のスーパーが進出しているなかで、輪島市において多くの振り売り行商人が生き残っているのはどういう理由からなのであろうか。

振り売り行商人が残っている理由としては、まず第1に、市街地区は人口密度が高く、しかも在宅率が高いため、訪問販売する行商人にとっては有利であることがあげられる。輪島の市街地区は漆器製造業や商店、旅館などの自営業者が多く、特に鳳至町を中心としている漆器製造業においては、幾つにも分かれている作業工程が別々に専門の自営業者によって行われている。そのため、鳳至町の自営業割合は男性51.8%、女性51.4%と輪島の中で最も高く、全国の男性16.4%、女性22.0%という自営業者の割合と比較して非常に高いのである。また、高齢者の割合が輪島市全体で23.3%と高いことも、在宅率を高め外出して買い物に行くよりも訪問販売してくれることを好む大きな要因となっている。冬期の降雪時期にはなおさらである。

輪島市の振り売り行商人の数は50組70人程度であり、それぞれの

組が30-50世帯の顧客を重複しないで縄張りの的に持っている。振り売り行商人1組あたりの顧客数を30世帯と少な目に見積もっても総顧客数は約1,500世帯程度となり、河井・鳳至町の世帯数2,905世帯の約52%をも網羅していることになるのである。市街地区の客の振り売り行商人利用のきっかけは、先代から継続している場合や客が自ら振り売り行商人に訪問してくれるように頼んだ場合が典型であり、その振り売り行商人の利用は、週に4-5回、世帯で購入する水産物の8割以上を振り売り行商人から購入しているというのが標準的である。

それに対して、振り売り行商人の販売網に十分組み込まれていない農村地区の振り売り行商人の利用は、週に1-2回、世帯で消費する魚の2-3割を行商人から購入しているという違いがみられる。これは、振り売り行商人の農村地区への訪問が週に1-2回程度の頻度であるためである。農村地区の女性の振り売り行商人の利用は、自宅よりもむしろ市街地区の勤務先で行われる場合が多い。

振り売り行商人が残っている要因として第2に考えられるのは、市街地区においてはこれまでの行商人との関係から保守的な魚食の習慣が維持されていることである。魚食の嗜好は、高齢化に伴って強まり、特に、食事の準備を手早く行いたい自営業に従事する女性にとっては、捌いてもらえば切る、焼く、煮るなど比較的簡単で短時間の調理でおいしく食べられる魚は食材として好適である。買い方においても、売り手と買い手が対面して話をしながら、魚を臭いや感触など五感で確かめながら買うことを当然としている。それに対して、農業地区から通勤してくる若年既婚女性は、好きな時間に1ヶ所で食料品以外のものも含めて買い物が終わられることを利点としてスーパーに引きつけられている傾向にある。

振り売り行商人が残っている理由の最大の理由は、振り売り行商人のサービス努力である。振り売り行商人は客の家族人数や嗜好、前日の食事などを考えた上で、メニューと魚、調理法を提案し、客が魚を選ぶとその場で捌いて分量を調節して塩締めやコブ締めなどの処理までして調理の手間を省いてくれるために、依然として人気

を保っているのである。保健所からは魚の三枚おろしや皮剥きは衛生上、避けるように指導されているが、魚を捌くことが客を引きつける重要な点であるために、水産物行商人はこれをやめることはできないのである。また、スーパーに比べれば少ない品揃えをカバーするために客から注文をとって希望の魚を確保したり、近年は冷凍宅配便を利用した魚の送付サービスを始め、他出している子供や遠方の親戚、知人へ魚を送る依頼を積極的に受け付けている。その場合、客が頻繁に送る先のリストを作成し名前を暗記して迅速な対応を図るだけではなく、送られる相手が魚を捌いた経験が乏しい場合は、刺身用、吸物用、煮物用等と部位に切り分けて小袋に詰めて送るといようなきめ細やかなサービスが行われている。これらのサービスにより行商の巡回の順番が終わりのほうだと品数が少ない、時間帯が合わない場合がある、品揃えが少ないといった振り売り行商人に対する客の不満が押さえられていると考えられる。

5. 振り売り行商人の販売行動

40歳のKさんは、3人の子供を出産した後の29歳のときから、姑から顧客を引き継ぐかわりに子供の世話を任せて行商を始めた振り売り行商人である。夫は男性雇用者とふたりで刺網漁業と釣り漁業、延縄漁業とを組み合わせ、漁業を営んでいる。海上作業はもちろん、陸上作業にも延縄漁業以外は女性労働力をたいして必要とはしていない。姑から行商を引き継いだ時点では、Kさんは魚の名前や捌き方を一通り姑から習いながらも身についておらず、経験を重ねる中で技術や話術を身につけ、顧客の家族の構成や嗜好を覚えていった。自身で1人前になれたと自覚したのは開始から5年程度経過してからであったという。

表Ⅱ-3-1-6は、1日のKさんの販売活動を示したものである。Kさんは午前1時頃に一旦起床して夫を漁へ送り出し、再睡眠する。午前5時半頃に再び起床して朝食を作った後、午前7時頃に行われる産地市場のセリと水産物仲卸会社の販売に出て水産物を仕入れる。この

日はワラサと注文品のマトウダイ以外は水産物仲卸業者から仕入れ、前日に売れ残ったアジを醤油漬けたものを含めて10種類の水産物を揃えた。仕入が終わるとKさんはいったん帰宅し、子供と朝食をとり子供を学校へ送り出したあと、漁協の荷捌き所に戻り魚の下ごしえを行う。この日の場合、アマエビを刺身用に殻をむき、カナガシラは天ぷら用に開きにしてパック詰めした。シジミは洗って小袋詰めにした。

行商を行う曳き車には常に包丁、まな板、包装材、バケツ、塩・醤油・コンブ、注文用のノート、傘が備えられている。魚と氷を詰めた発泡スチロール箱を曳き車に乗せ、Kさんは午前9時半に漁協を出発し、個人宅の訪問を開始した。

顧客の家は行商人の自宅から直線距離では片道約1.5kmの範囲の地域であるが、市街地区の曲がりくねった細い路地を移動して客の家を訪問して行くため、販売のための走行距離は3km程度になる。巡回する道順は固定的であり、各家の訪問時間はおおよそ決まっている。

その日最初の顧客である客1の家には午前9時50分に到着した。客はサバを1尾とアジの醤油漬を2枚買って650円を支払った。行商人はほぼ毎日来るため、購入する水産物は当日の昼食と夕食の主菜となる2種類程度で、購入金額は500-1000円程度が一般的である。振り売り行商は長く継続する商売なので値段設定は高くできず、値決めはおおよそ仕入値の1.2倍程度に設定されている。地元の客はそれを理解しているため値引き交渉はほとんどしないが、完売を目指して行商側から若干の値引きやおまけをつけている。

客が集中している地区では、行商人は一度に数人の客に声を掛けて効率よく販売していく。客4から客8までの客が集まり注文された魚を捌く間、行商人は行商人仲間や既に客から聞いた話などから話題を客に提供し、話の輪を作る工夫を行っている。

客1のように魚の注文に対して対応したり、客3では、献立の相談を受けた行商人が自分が売った魚をおかずとした昨日の食事の内容を思い出させ、それと趣の違ったベニダイを勧めている。親しい客

に対しては予め魚をセットして半ば強制的に売ることもあるが、自分のことをよく知っていてくれていると喜ばれることが多いという。客5では親戚へ魚を送りたいが何がいいだろうかと相談を持ちかけられ、行商人は誰に送るか尋ね、その人に関する過去のデータを考慮に入れて旬の魚を勧めている。客27でも5000円程度で形の良いワラサが地元水揚げされたら親戚に送るように行商人に頼んでいる。

訪問先は個人宅だけでなく事業所も組み込まれており、客18の診療所の受付の女性や客30の塗箸工場の従業員にも魚を販売している。また、農産物行商人や商店を営営する客から買い物をすることによって魚の販売を促進しようとしている。道の途中で行き合った農村地区からの花の行商人から2束1000円の花を購入したり、小規模の八百屋である客18では、行商人は600円の里芋を購入し、850円分の魚を販売している。

終盤になると行商人は完売を意識し、選択できる品数が少ない客31と32に値引きをしている。午後1時40分に顧客の家の訪問が終了した。腰掛ける場所を提供してくれる終了地点に近い食料品店に寄り、パンと飲物を買って昼食をとるのが習慣となっている。帰路、漁協と水産物仲卸業者に当日仕入れた魚の代金を支払い、漁協の荷捌き所か水産物仲卸業者のところで曳き車の洗浄や片付け作業をする。自宅近くの作業小屋に午後3時頃に到着し、売れ残りのカマスとイカを捌いて翌日売る干物を作る。一旦港に出て夫の漁の水揚げ作業を手伝う必要がないことを確認して午後4時に自宅に戻った。

Kさんは、30分ほど休憩したあと夕食作りを始める。売れ残っても干物にできないワラサの8分の1とアマエビ2パックが夕食のおかずとなる。夕食終了後は夕食の片づけ作業と洗濯を行い、入浴して就寝するのは午後11時頃である。

このような行商人の水産物の販売活動は、客に地元水産物を提供するだけでなく、行商人と客、客と客という個別的多元的な関係性を形成しているのである。特に、高齢の客にとっては、水産物を購入する以外にも行商人は話題を提供してくれ安否を確認してくれ

る生活に欠かせない存在となっているといえる。さらに、行商人は客に対しては定期的にお中元やお歳暮を届け、冠婚葬祭のつけ届けや病気時の見舞いも欠かさず、客との関係性を深める努力を常に行っているのである。

(1 9 9 4 年 6 月 ・ 1 2 月 ・ 1 9 9 5 年 5 月 調 査)

注 :

(1) 中村周作『水産物行商人の空間行動様式－山陰地方の事例を中心として－』水産振興第20巻第12号, 東京水産振興会, 1986年, pp8-18

(2) 大多喜甫文「地方都市における海女漁業－輪島市の場合－」『潜水漁業と資源管理』, 古今書院, 1989年, pp293-297

(3) 佐藤征之『輪島市海士町における漁業集団の就労形態』金沢大学文学部卒業論文, 1995年, pp18

表Ⅱ-3-1-1 輪島市の人口と就業状況

区 分		市街 地区				農村 地区	輪島市 合計
		河井	鳳至	海士	輪島崎		
面積(km ²)		3.2				265.4	268.6
世帯数		1,868	1,037	212	219	5,827	9,281
人口(人)		5,463	3,528	816	873	19,212	30,010
女 子	人口(人)	2,902	1,868	423	445	10,012	15,650
	就業者(人)	1,546	782	131	227	4,863	7,604
	就業者割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	その他合計	0.1	0.0	0.0	0.0	25.8	16.5
	農業	0.1	6.7	42.7	4.8	0.3	2.9
	漁業	1.8	1.9	1.5	1.3	3.5	2.9
	建設業	21.9	31.2	5.3	11.5	23.0	23.6
	製造業	38.7	29.5	33.6	64.3	14.2	25.1
	卸売小売飲食業	25.0	22.3	9.2	16.3	22.6	22.8
	サービス業						
男 子	人口(人)	2,561	1,660	393	428	9,200	14,360
	就業者(人)	1,729	1,189	201	267	5,555	9,126
	就業者割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	その他合計	0.4	0.2	0.5	0.0	19.5	12.0
	農業	0.7	10.7	50.2	71.5	1.1	6.5
	漁業	9.3	12.4	25.9	6.4	19.8	16.2
	建設業	31.8	35.8	3.5	6.7	17.0	21.1
	製造業	27.4	15.5	9.0	7.5	12.3	15.1
	卸売小売飲食業	20.3	16.7	10.4	6.0	15.2	15.1
	サービス業						

資料：1995年国勢調査

注：市街地区の舳倉島と自衛隊地区については、面積以外は輪島市合計に含めている。

表Ⅱ-3-1-2 輪島の漁業

漁業種類	営んだ 経営体数	漁獲金額 (百万円)	漁獲金額 割合(%)	漁期
まき網	5	526	12.9	4/1-12/31
定置網	6	272	6.7	3/1-10/31
小型底曳網	46	1,260	30.8	9/1-6/30
刺網	194	1,036	25.3	周年
いか釣り	22	3	0.1	5/1-3/31
釣り	105	586	14.3	周年
はえ縄	65			周年
採貝	115	37	0.9	
採藻	121	230	5.6	
その他	-	137	3.4	
合計	342	4,087	100.0	

資料：農林水産省「第9次漁業センサス」
輪島市漁協「業務報告書」1994年度

表Ⅱ-3-1-3 輪島崎町の行商人世帯の
行商種類と漁業

区 分		夫の漁業	妻の行商種類		
			振売	朝市	合計
行商人世帯合計			約50	約30	約80
夫の漁業を 確認できた 世帯	合計		34	32	66
	底曳網		5	5	10
	刺網		11	9	20
	まき網		12	8	20
	死亡・引退		6	10	16

資料：輪島市漁協「輪島産地市場仲買人名簿」
及び聞き取り

表Ⅱ-3-1-4 輪島崎町の漁獲金額別経営体数と行商人世帯

漁業	区分	0-99 万円	100-	200-	400-	600-	800-	1,000-	1,500-	2,000-	3,000-	4,000-	合計
小型	経営体数	—	—	1	1	—	—	—	4	5	2	1	14
底曳網	行商人世帯	—	—	1	—	—	—	—	3	4	2	—	10
刺網	経営体数	5	3	4	7	5	5	15	2	—	—	—	46
釣り	行商人世帯	—	1	3	4	2	3	7	—	—	—	—	20

輪島市漁協資料及び聞き取りから作成

注：行商人人数は表3に示した夫の漁業種類が確認できた者だけについて示している。

表Ⅱ-3-1-5 輪島産地市場における仲買人別取扱金額

	取扱金額 (万円)	割合 (%)		仲買人 人数(人)	仲買人1人 当り取扱金 額 (万円)
		対合計	対地元		
合計	415,045	100.0	—	—	—
地元外流通	380,275	91.6	—	—	—
地元流通	34,770	8.4	100.0	229	152
仲卸会社	12,174		35.0	9	1,353
小売店	5,627		16.2	10	563
行商人	14,479		41.6	105	138
うち朝市	6,283		18.1	37	170
振り売り	8,196		23.6	68	121
その他	2,490		7.2	—	—

資料：1993年輪島産地市場仲買人別統計

表Ⅱ-3-1-6 振り売り行商人の販売活動

時 間		販売魚種										選択 可能 魚種 数	購入 魚種 数	購 入 金 額	備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
		アマビ (パック)	ワサ (匹)	イ (ハ)	カカシ (パック)	カマス (匹)	サハ (匹)	ペンダ (匹)	イシミ (袋)	アジ 醤油漬(注文) (枚)	マトウ (匹)				
7:00	仕入先	卸	市場	卸	卸	卸	卸	卸	卸	卸	市場				
8:00	前処理	皮剥き パック詰			開き パック詰				小袋詰						
9:30	仕入量	8	2	8	7	8	5	15	11	21	1				
9:50	客 1						1			2		9	2	650	カイ注文
10:00	2							10			*1	9	2	4,200	
	3							2				9	1	600	
10:30	4				1				1			9	2	550	
	5		0.5									9	1	2,200	贈物相談
	6		0.5									9	1	2,200	
	7						1					9	1	350	
	8		0.25						2	5		9	3	2,500	
	9							2				9	1	600	
11:00	10	1			1							9	2	850	
	11		0.13									9	1	550	
	12						1					9	1	350	
	13						*2	*1	2			9	3	1,400	
	14											7	-	-	留守
	15											7	-	-	留守
	16											7	-	-	留守
11:30	17											7	-	-	留守
	18					2						7	1	600	診療所/行商人から花(1000円)購入
	19	1			1							7	2	850	商店/里芋(600円)購入
	20											7	-	-	留守
	21									2		7	1	400	
12:00	22					2			1			7	2	800	
	23		0.25									7	1	1,100	
	24		0.25						1	2		7	3	1,700	
12:30	25											7	-	-	不買
	26				2							7	1	700	
	27			0.5								7	1	300	5000円のワサ注文
	28			0.5								7	1	300	
	29	2										7	1	1,000	
13:00	30	2										7	1	1,000	塗箸工場
	31				1				2			7	2	700	値引き50円
	32				*1				*2			7	2	700	値引き50円
	33											5	-	-	留守
	34			1								5	1	600	
13:30	35			1								5	1	600	
13:40	36			1								5	1	600	
売上 合計		6	1.88	4	6	4	3	14	9	11	1	-	-	28,950	
売残り		2	0.13	4	0	4	0	0	0	10	0	-	-	-	
売残り処理法	自家	自家	干物		干物					翌日売		-	-	-	

1994年12月13日の行商人の追跡調査により作成
注：*は売切を示す

		0時				6				12				18				24			
底曳網漁業	夫	出港 海上作業				朝食 海上作業				昼食 海上作業				帰港 夕食 睡眠							
	妻	睡眠				支度 仕入 朝食 販売				昼食 片付 家事				夕食 水揚 入浴 睡眠							
刺網漁業	夫	支度 出港 海上				朝食 作業				昼食 帰港 水揚				夕食 睡眠							
	妻	支度 睡眠				支度 仕入 朝食 販売				昼食 片付 水揚 家事				夕食 家事 入浴 睡眠							
まき網漁業	夫	帰港 水揚 入浴 朝食				睡眠				昼食				夕食 出港 海上作業							
	妻	睡眠 別 家事				支度 仕入 朝食 販売				昼食 片付 家事				夕食 入浴 睡眠							

図Ⅱ-3-1-1 漁業種類別の行商人世帯の生活時間

Ⅱ - 3 - 2 恒常的雇用就業

近年、恒常的な雇用就業の増加が漁家の若年女性において顕著である。ここでは、長崎県壱岐島勝本浦における女性の雇用就業化に焦点をあて、その就業を規定する要因と就業内容について明らかにしていく。

1. 長崎県壱岐島勝本浦地区の漁業と女性の漁業従事

(1) 漁業の概要

勝本浦地区は長崎県壱岐島にある勝本町の釣り漁業に特化した漁業地区で、人口は男性1,391人、女性1,459人で合計2,850人である。釣り漁業への特化ぶりは、1993年の漁業センサスによれば、経営体が469あるうち、イカ釣り漁業に87.6%、その他釣り漁業に86.1%の経営体が従事していることに明かである。漁業就業者は男性546人と就業者全体の63.5%をも占めるのに対して女性の漁業就業者は6人と少なく、男性の盛んな漁業従事に対して女性の漁業への従事は少ない。しかも、男性漁業就業者の人数減少は比較的緩やかで、かつ、漁業後継者がいる割合も比較的高いというように壱岐島においては最も漁業が盛んに行われている地区である。

勝本浦地区はブリやタイの好漁場を有しており、戦前から一本釣り漁業が盛んであった。そして、勝本浦地区は漁業以外では生計を立てることが困難な漁業者が大半の漁業専業地域であり、多数の地元漁業者に資源を公平に分配し漁場を維持していくために、地区外からの入漁を制限し、かつ、地区内での漁業操業上の自主規制が行われてきたために、地区の共同体的性格は非常に強い⁽¹⁾。1955年頃からは釣り漁業に加えてイカ釣り漁業が盛んになり、イカのスルメ加工が行われるようになった。さらに、1970年代からはイカ釣り漁業の県外出漁に目が向けられ、1968年に14隻であった県外出漁用の19トン型の漁船が5年後の1973年には105隻に急増する程の勢いであった。この県外出漁のイカ釣り漁船の増加に伴い、勝本浦地区の長男

と次三男だけではなく隣接する農村地区の次三男もイカ釣り漁船の乗組員として吸収されていたのである。

このような発展過程を経た後、比較的好調な水揚げ金額で推移してきた勝本浦地区のイカ釣り漁業であるが、近年、漁獲金額の減少がみられている。表Ⅱ-3-2-1は地元水揚げの鮮魚の漁獲金額の推移である。スルメイカは地元外の漁獲金額の割合が高いものであるが、地元水揚げにおいても漁獲金額の減少が1993年頃から生じていることが確認できる。ヤリイカはスルメイカよりも若干遅れて、1995年から漁獲金額の減少が生じている。

(2) 漁家の経営類型と女性の漁業従事

勝本浦地区の釣り漁業においては、女性労働力は海上作業と陸上作業ともにそれほど必要とされておらず、また、女性禁忌が強いために、勝本浦における漁業への女性の関わりは、高齢夫婦が刺網漁業において夫婦操業する以外は少々の漁具準備を行う程度である。完全に女性の仕事となっているのは経理仕事であり、女性は自営漁業の経営状況を把握と青色申告の書類作成を任されており、漁協が年に数回開催する青色申告書類についての講習会に参加するのはもちろん、近年はコンピューターによる経理講習会にも参加し、その経理技術を身につける努力が払われている。日常的には、弁当を作って夫を漁に送り出し、風呂を沸かし食事の用意をして夫の帰宅の準備を迎えることが主な仕事となっている。

勝本浦地区の経営類型は表Ⅱ-3-2-2に示したように、高齢者が夫婦操業で採貝漁業や刺網漁業を行う0-3トン階層、ヤリイカ釣り漁業とスルメイカ釣り漁業と一本釣り漁業を組み合わせた単身で日帰り漁を行う3-5トン階層、数日間のスルメイカの近海操業を行うタイプを中心としながら、3-5トン層のような日帰り漁タイプを含む単身操業の5-10トン階層、4-5人の乗組員でスルメイカを漁獲対象とした長期の県外出漁を行う19トン階層に大きく分かれる。平均漁獲金額と後継者割合はおおよそ漁船規模に比例し、漁業者の年齢は5-10トン層

が最も若い傾向にある。

釣り漁業においては、この階層ごとに異なる夫の漁のペースが夫の世話をする女性の生活ペースを規定する。すなわち、夫が日帰り漁を行う3-5トン階層、数日間の漁を行う5-10トン階層、長期漁を行う19トン階層というように階層が上がるにつれて夫の世話の必要性は薄くなるのである。

兼業する自営業をほとんど有していない勝本浦地区の漁家の女性は、このような片手間的ではあるが生活時間を規定される夫の世話をしながらの専業主婦になるか、雇用就業するか、という二者択一的な就業条件となっており、都市のサラリーマン世帯の女性と共通しているのである。

(3) 女性就業の歴史的変化

勝本浦地区においては、戦前から釣り漁業には女性労働力はそれほど必要ではなく、女性禁忌は今以上に強かった。さらに、勝本浦地区は井戸水の出が悪く、燃料となる薪を採れる山も少ないというように水や燃料の調達が島内でも困難な地区であったため、女性は主に家事と育児とに従事していたのである。

プロパンガスが普及し上水道が整備され女性が水汲みや薪拾いの労働から解放された1950年代後半はイカ釣り漁業が盛んになった時期と一致し、最盛期には勝本浦の漁家の女性の約8割がイカのスルメ自家加工やスルメ加工場の賃労働に従事するようになった⁽²⁾。早朝の午前5時頃にイカを積んだ船が帰港すると家族総出でイカの皮をはいで内臓を出し、大人がイカの胴を竿に干し登校する前の子供がミミを網に干すという作業分担ができていた。日中は天火で夜は木炭を焚き2-3日間でイカを干し上げ、サイズ分けして出荷していた。壱岐のイカ釣り漁船が水揚げしていた対馬においても、勝本の女性が泊まり込みの出張をしてイカのスルメ加工に従事する程、当時、イカのスルメ加工は盛んであった。

イカのスルメ加工が盛んであった1970年代後半までの間には、19

60年代後半にイカ釣り漁船の乗組員不足が問題になり始めたために女性の乗船が試みられたり、1970年代前半には勝本浦地区の近くに誘致企業のパンティストッキング工場が進出したりして、勝本浦の女性の就業を変え得る状況が若干みられたが、海上作業も雇用就業も漁家女性がイカのスルメ加工が忙しかったことから定着しなかったのである。

その後、1970年代後半には、イカの生出荷が主流となりスルメ加工の必要性を失ったことやイカ釣り漁業の漁獲が好調で漁家の収入が上昇したこと、女性が近場で雇用就業できる条件がなかったことなどから、女性は次第に専業主婦化していったのである。

当時、勝本浦地区では学卒女性は島外流出して雇用就業を行うのが一般的であったのに対して、男性は次三男もイカ釣り漁船の乗組員として地元に残るだけではなく農村地区からも流入し、若年女性の人数に対して若年男性の人数が圧倒的に多く嫁不足の状況であった。このように、女性が男性の条件を選択できる状況で結婚している現在の40-50歳代の女性においては、結婚当初からの結婚生活のスタイルとして専業主婦が選ばれ定着していたのであった。

都市においては専業主婦が増大していたこの時期、家事と生産労働の両方を担わなくてはならない一般的農漁家の女性にとって、生産労働を行わなくてもよい専業主婦はあこがれの的であったと考えられる。第一次産業が産業の主体である壱岐において、勝本浦地区は漁家の女性が専業主婦である特異な漁業地区であったといえる。しかしながら、漁獲金額の減少がみられ始めた1993年頃から30-40歳代を中心とした勝本浦地区の漁家女性の雇用就業化が顕著となっているのである。

2. 漁家女性の雇用就業化とその要因

(1) 勝本浦の漁家女性の就業状況

勝本浦地区の漁家女性を対象にして行ったアンケートにおいて、雇用就業に就いていると回答した女性の約半数が就業して3年未満で

あり、漁獲金額の減少以来、急激に雇用就業化が進展していることが示されている。

アンケートの結果から示された年齢別の就業状況は図Ⅱ-3-2-1に示されているように、30歳未満では非就業はいないが雇用就業よりも子供の世話をしながら行える片手間的な漁業従事が行われている。30歳から50歳代では漁業従事者が一定の割合存在しているが、30歳代では雇用就業の割合が最も高く非就業の割合がみられなかったものが、年齢を上昇させるにつれ、雇用就業の割合を減らす代わりに非就業の割合を増やしている。60歳代では雇用就業者はおらず、漁業従事者と非就業者で2分されている。

漁獲金額の減少が生じ始めた1993年以降に雇用就業に就いた女性とそれ以前から雇用就業に就いていた女性の就業状況について示したのが表Ⅱ-3-2-3である。漁獲金額の減少が生じる前から雇用就業を開始していた漁家の女性は、勤続年数が10年以上で月給制の給料をもらう正社員である場合が多い。勤務先は保母や栄養士といった資格が有利に働くところか、写真店、石油店、造船所、公民館といった地元の小規模な店や施設であり、個人的に長く働くことが可能な条件があったとみられる。特徴的なのは、40歳より上の年齢では家族形態は核家族である場合がほとんどであることである。既婚女性が雇用就業に就くことが一般的ではなかった勝本浦地区では、既婚女性が雇用就業に就くという新しい動きは姑や舅の目を気にする直系家族世帯よりも、夫婦で物事を決定できる核家族世帯において継続できたと考えられる。

一方、漁獲金額が減少した後に雇用就業を開始した女性の場合は、30歳代前半までは事務職に就くことができているが、それ以上の年代では就業先はスーパーか水産加工場か、旅館などとなっている。いずれの場合も従業上の身分は臨時かパートであり、給料は日給あるいは時給で受け取っている。年齢は20歳代から50歳代までと幅が広く、育児の年代にあたる20代後半から30歳代前半でも多くみられることは、この急激な雇用就業化が一般的な育児後の女性の再就業

というよりは、漁獲金額の減少に大きく影響されたものといえることができる。

このような勝本浦地区の女性の就業状況と、島内他町や勝本町内の農村地区との違いはどのようなものなのであろうか。1995年の女性の就業状況を比較した表Ⅱ-3-2-4においては、どの町も第1次産業就業者が3-4割、第2次産業就業者が1-2割、第3次産業就業者が4-5割の割合をみせているなかで、勝本浦地区は第1次産業就業者がわずかに1.6%であるかわりに第3次産業に就業者が82.6%とこれに集中し、他と大きく異なっていることが示されている⁽³⁾。近年のスーパーを中心とした雇用就業の開始により、この第3次産業への就業者の集中はより顕著なものとなっていると考えられる。

(2) 漁家女性の雇用就業化の背景

既婚女性の雇用就業化が進展している勝本浦地区においては、女性の雇用就業はどのような要因から行われているのであろうか。漁業と育児環境、労働市場という点からみていく。

① 漁業

勝本浦の既婚女性の雇用就業化を直接的に押し進めたのは、漁獲金額の減少、すなわち収入の減少である。19トン階層の漁家は、これまで明らかに収入が高く女性の雇用就業の必要性はないと社会に認識され、この階層の女性の仕事は夫が長期漁に出ていない間の時間つぶし的な自営業程度に留まっていた。19トン階層の漁家では漁獲対象物の種類をスルメイカに完全に依存しているために、近年の漁獲金額の減少の幅は大きいものの、絶対的な漁獲金額は他の階層に比較して依然高く、女性の雇用就業化はいまのところ殆どみられていない。漁獲金額以外にも、19トン階層の漁家は本家筋の直系家族である場合が多く、高齢者を含めて家族人数が多く家事や高齢者介護に専念する必要性が高いことも雇用就業が行われていない要因となっていると考えられる。しかしながら、19トン階層の女性にお

いても漁獲金額の減少という状況を意識し、求人情報を集め出すという雇用就業化の兆しがみられ始めている。それは、実地的な経済的な動機づけがなされたというよりも単一漁業種類に依存する勝本浦地区内で共有する漁業に対する危機感から生じているとみられる。

漁獲金額の減少に対して最も早く反応し雇用就業化が進展したのは、漁業者の年齢が比較的若い5-10トン階層の漁家の女性である。3-5トン階層は漁獲金額は低い、5-10トン階層と比較して漁獲金額の減少に対する雇用就業化の程度は低い。3-5トン階層においては、ヤリイカや魚を主な漁獲対象としており漁獲金額の減少幅が比較的小さいため、日帰り漁を行う夫は妻が雇用就業するよりも海上作業の前後に自宅にいてることを求めることや、漁業者の年齢が比較的高いために、必要収入レベルが若干低いこと、労働市場でも年齢の点で雇用条件が不利になっていることなどがその理由として考えられる。

② 育児支援環境

一般的に既婚女性の就業率が上昇する年代は、子育てが一段落した30歳代後半から40歳代であり、女性の就業に育児支援環境が大きく影響していることが示されている。勝本浦地区では、これまで女性が雇用就業に就いていない状況を反映してか、この地域では3歳未満児は保育所の保育の対象外で3歳児のみ保育所に通い、4-5歳時児は短時間預かりの幼稚園に通うのが通例となっている。母親の雇用就業の可能性を地域の保育との関係からみると、手のかかる3歳未満児は選択の余地なく主に母親の手により育てることが求められ、3歳のときにのみ雇用就業も可能であるが、その後も小学校低学年までは子供の帰宅時間が早いために、母親の雇用就業は困難である。

しかしながら、勝本浦地区の漁家女性の約6割が勝本浦地区出身で、農村地区も含めた勝本町出身者は約8割と婚姻圏が狭く妻の多くが地元出身で実家が近所であるために、世帯内に育児を分担できる姑がいる直系家族世帯の女性だけではなく、分家の次三男世帯において

も育児や家事の分担を実母に頼ることができるのである。保育所の整備が行われていない状況で、まだ育児年代と考えられる30歳代前半から女性の雇用就業の割合が高くなっている背景には、このような姑や実母に育児を頼ることができる環境が直系家族が維持されやすい漁業地区の勝本浦地区にはあるのである。

しかしながら、長年雇用就業を継続してきた女性の多くが核家族世帯出身であることにみられるように、姑に完全に育児を任せて雇用就業に出るようになったのは最近のことであるとみられる。女性の雇用就業が一般的でなかったかつては、直系家族世帯においても子供を姑に任せて女性が出かけることは、年に1回県外出漁している夫に会うために、北陸地方に出かける場合に限られていた。当時、直系家族世帯の姑の存在は嫁の雇用就業を押しとどめる側に作用していたとみられ、むしろ、実母に子供を任せられる核家族世帯や婿とり世帯の女性の方が親が近くにいる環境を活かすことができていたようである。

壱岐島内でも近年、低年齢児保育の動きがみられるが、それは行政ではなく若い女性を労働力として確保したい縫製会社や水産加工会社が3歳未満児対象の託児所を会社に併設するという形でみられているのである。

③ 島内労働市場

島内の就業構造は、1960年代には第1次産業就業者が就業者全体の7割程度を占めていたが、1960年代から70年代にかけての離島ブームがもたらした観光化による第3次産業就業者の増加と、1970年代から誘致企業の進出による製造業の増加や離島振興策による建設業の需要増加による第2次産業就業者の増加を経て、1995年の第1次産業就業者の割合は37.0%までに減少した。しかしながら、島内の雇用就業機会は決して多い状況ではなく、学卒者の多くは島外に流出している。

学卒後に島内で月給制の正社員や正職員として就職できた女性で

も、結婚や出産をきっかけに職場から退職を促される傾向にある。再就職しようとする既婚女性の求人は、資格を有する保母や栄養士、看護婦や保健婦など以外はほとんどがパートや臨時職員に限られてしまっているのが現状である。さらに、漁家の既婚女性の多くは、夫の漁業労働の時間の関係上、労働時間が短く働き場所が近い仕事を求め自発的にパート労働を希望する場合も多いため、最低賃金すれすれの低賃金を甘受することになる。

既婚女性を主な雇用の対象としている企業は、誘致企業である縫製会社と水産加工会社とスーパーである。誘致企業は高度経済成長時代の1969年から1975年までに4社、バブル期の1987年から1992年までに10社が、島の経済の中心となっている郷ノ浦町の9社を中心に芦辺町3社、石田町1社、勝本町1社と島内に進出した。しかしながら、円高による製造業の国内立地の困難性などから、半分の7社は撤退や閉鎖してしまった。生き残って女性の雇用を行っているのは、郷ノ浦町と石田町にある女性の高級下着の縫製工場と水産加工会社である。ここでは女性の長年の勤続が可能であるが、賃金形態は日給や時給である。スーパーは1980年代に郷ノ浦町に数軒できていたが、勝本浦の女性が従事しているのは、漁獲金額の減少がみられ始めた3年ほど前に隣の芦辺町に進出した大型スーパーか、勝本町内にできた中規模スーパーである。

年齢的には、求人は年齢が高くなるほど水産加工場や港での荷捌き作業など汚れ仕事に限られてくる。また、地理的には勝本町内には既婚女性を多く雇用する水産加工場や縫製工場がなく、近場に職を求める既婚女性にとっては勝本浦地区は島内では不利な条件となっている。一方で、高齢化の進展を受けて老人介護施設が勝本町内に建設されたことにより、介護サービス従事が女性の雇用就業の対象として他町よりも先に増加しつつあるという動きがみられる。

3、勝本浦地区の女性の労働観の変化

(1) 勝本浦地区の漁家女性の労働観の変化

かつて勝本浦地区の漁家女性が専業主婦として存在していた時代においては、家族総出の作業が一般的な漁村のなかで女性が働かなくてもよいことは女性にとって特権的であり、男性にとっても妻が自宅で送り迎えしてくれる状況は好ましく感じられていた。しかしながら、社会全体として女性の就業率が上昇していくなかで女性が働きたいと考え始めた場合には、海上作業は乗船禁忌が存在するため不可能であり、その他の就業に関しても女性は生産活動に加わるべきではないという空気が依然強く、漁家女性の就業は夫や親から抑えられていたと考えられる。それが漁獲金額の減少をきっかけに女性の雇用就業という選択が夫や親に認められ、急激に行われ出したのである。

その結果、自分で働いて現金収入を得る喜びを感じる女性が多いのに対して、自分の世話がおろそかになることを拒む男性が多いという女性の雇用就業に対する男女の反応の違いがみられる。もともと、学卒後から漁業従事を継続している夫と学卒後に島内外の労働経験を経て結婚して社会化されている妻という夫婦の組み合わせが多いなかでは、女性の労働に対する考え方が若干異なっていると考えられる。それは、核家族世帯よりも親が同居する直系家族世帯において色濃いものであったとみられる。

漁家女性たちは漁獲金額の減少に直面し、家の収入を釣り漁業という単一漁業だけに依存しており好漁の時期はよいが不漁になると危うい状況であることや、女性が自分の労働力をいかそうと考えた場合に女性が漁業に従事する余地はなく、また、雇用就業においても勝本浦地区は島内では不利な地理的条件にあることを痛感している。女性が夫婦操業で漁業に従事している島内の郷ノ浦町や海女として従事している芦辺町の八幡浦地区の女性に対して、自営漁業に女性が加わり漁獲金額を上げることができるとことや夫婦で一緒に働くことができている点について、積極的な評価を始める勝本浦地区の漁家女性もいる。

現在でも女性禁忌が強い勝本浦地区ではあるが、実際的には個別

に乗船経験がある女性は何人が存在し、なかには夫が妻を乗船させていることを他船に見られたくないために壱岐沖では船内に隠れながらも、石川県金沢市まで4-5日乗船し、手釣りや箱詰め作業に従事した19トン漁船の船主の妻もいる。イカ釣り漁船に女性が乗船する段階には依然至ってはいないが、これまで女性の乗船がタブーで個人の体験としてしまっておいたものが、体験談として話されるようになったという変化は起きている。

(2) 漁家女性の起業的な仕事への従事

勝本浦地区では漁家女性の雇用就業化の一方で、女性の働き方の模索として地元で漁獲される水産物に女性の手で付加価値をつけ販売しようという「イカの浅漬け加工」のグループ活動や、朝市への水産物販売店の出店が以前から行われてきた。

「イカの浅漬け加工」は漁協婦人部を母体とした7人の女性グループが1987年から始めたもので、現在、メンバーが入れ替わって10名で活動している。町からの助成金による施設見学や販路の研究を行ううちに、県と町、漁協の資金負担による加工施設が作られた。これまで、加工品は県のアンテナショップやイベントに出品したり、職域生協、島内のみやげ物店、郵パックで販売してきたものの、売上推移は芳しくない。加工作業に加わった人に対してはメンバーに対して時給600円、メンバー以外の人に対しては時給500円の賃金が支払われているが、出荷量が少ないために加工作業は数日に1回の短時間の作業であり就業先としては安定的なものとはなっていない。また、リーダーを中心にこれまで事業を進めてきたメンバーと、資金的に行政主導で行われてきたことを根拠に加工作業への従事を特定の数人に限定することに対して疑問を持つ者との間で、「地域の女性による加工作業」に関する若干の意見のくい違いが生じている。地元水産物の消費促進と女性の現金収入源を開拓することを目指して立ち上げた地域における女性の起業的活動の難しさの一面をみせている。

一方、勝本浦地区の朝市での水産物販売は11名で行われている。この朝市は、昔、勝本の農村地区と漁村地区との農産物と水産物の交換から始められたもので、現在は観光客と地元客が利用している。ここで鮮魚販売を許可されている11名の内訳は、鮮魚専門店が4人で干物販売が7名である。従事している女性の年齢は40-65歳位で、毎日午前8時30分から正午の間に販売し、1日あたりの利益は3000円から5000円程度となっている。朝市での水産物販売の従事者は人数が限定され固定的であることから、女性の新たな就業先のあてとはなっていないのである。

注：

(1) 片岡千賀之「壱岐・勝本町漁協の漁業管理」『平成6年度資源管理型漁業指導普及事業先進事例調査報告』全漁連、1995年

(2) 吉田禎吾編著「漁村の社会人類学的研究－壱岐勝本浦の変容－」東京大学出版会、1979年、pp153-156

(3) 国勢調査と比較すると、アンケートの回答では僅かな漁業従事も漁業従事と回答されているため、漁業従事の回答の割合が高くなっている傾向にある。

表Ⅱ-2-3-1 勝本漁協における漁獲金額の推移(単位：百万円)：

魚種	1990	1991	1992	1993	1994	1995
ヤリイカ	1,053	1,145	1,140	1,014	1,305	925
スルメイカ	741	704	853	603	464	273
ブリ類	481	471	470	797	452	338
その他	345	632	267	275	222	401
計	2,620	2,952	2,730	2,689	2,443	1,937

資料：勝本漁協販売課資料

注：地元水揚に限る

表Ⅱ-3-2-2 勝本浦地区の漁家類型(1995年)

漁船トン数	漁家数	後継者を有する 漁家数	後継者 割合 (%)	平均 水揚高 (万円)	平均 年齢 (歳)
計	446	125	28.0	978	57.8
19トン型	43	27	62.8	4,313	60.7
5～10トン	107	33	30.8	994	54.7
3～5トン	232	61	26.3	622	57.8
0～3トン	64	4	6.3	135	61.1

勝本町漁協資料より作成

注：平均年齢は後継者を有している漁家の
場合は、父親の年齢で計算した。

表Ⅱ-3-2-3 勝本浦地区の漁家女性の雇用就業状況(1995年)

勤務 年数	番号	年齢 (歳)	開始 年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	家族 形態	勤務先	従業上 の身分	労働 時間 (時間)	賃金		
									月給 (千円)	日給 (円)	時給 (円)
5 年 未 満	1	29	27	2	直	事務所	臨時	8.5		5,000	
	2	31	30	1	直	その他	臨時	8		5,100	
	3	32	31	1	直	事務所	臨時	8		*	
	4	32	31	1	直	公務	パート	8			550
	5	32	30	2	直	その他	臨時	8		5,100	
	6	33	30	3	直	デパート	パート	8		5,200	
	7	34	31	3	核	保険会社	正社員	8	150		
	8	34	30	4	直	事務所	臨時	8		5,000	
	9	35	32	3	直	スーパー	パート	4			600
	10	36	35	1	直	荷捌き	パート	3			700
	11	37	36	1	直	スーパー	パート	3.5			550
	12	37	34	3	直	会社員	臨時	8	180		
	13	38	34	4	直	スーパー	パート	6			600
	14	39	36	3	直	スーパー	パート	8		4,500	
	15	40	37	3	直	スーパー	パート	3			650
	16	39	36	3	直	スーパー	パート	6			600
	17	41	40	1	直		臨時	8		5,100	
	18	41	39	2	核	スーパー	パート	7			600
	19	42	39	3	直	国民宿舎	パート	8			650
	20	43	42	1	直	水産加工	パート	8		4,400	
	21	45	41	4	直	民宿	パート	10		6,000	
	22	45	42	3	直	スーパー	パート	6			580
	23	45	44	1	核	スーパー	パート	4			500
	24	46	45	1	直	水産加工	正社員	8		*	
	25	48	44	4	直	婦人部加工	パート	2~4			600
	26	49	48	1	核	スーパー	パート	6			600
	27	51	50	1	直	スーパー	パート	8			*
	28	54	51	3	直	旅館	パート	14		7,000	
5 年 以 上	1	27	19	8	直	事務所	正社員	8	140		
	2	33	28	5	直	支庁	パート	8		5,850	
	3	34	-34	10-	直	スーパー	パート	6	100		
	4	35	-	?	直	役場栄養士	?	8	*		
	5	36	31	5	直	保育所	臨時	8	130		
	6	40	34	6	直	写真店	パート	4.5			600
	7	40	-30	10-	直	スーパー	パート	8			576
	8	40	-30	10-	直	石油店	正社員	8	*		
	9	41	-31	10-	核	水産加工	パート	8		4,500	
	10	41	35	6	核	保育所	臨時	8		5,100	
	11	46	-36	10-	核	縫製工場	正社員	8		*	
	12	46	-36	10-	直	造船所	正社員	8	*		
	13	47	32	15	直	公民館	臨時	8	140		
	14	47	-37	10-	核	事務所	正社員	5	*		
	15	47	35	12	核		パート	8	146		
	16	49	-39	10-	核		臨時	8		5,100	
	17	49	32	17	核	漁協荷捌	パート	3~5			*
	18	50	43	7	核		臨時	8	130		
	19	51	-41	10-	核	縫製工場	正社員	8			*
	20	52	-41	10-	核	建設業	正社員	8	*		
	21	53	46	7	核	スーパー	パート	5			*
	22	54	47	7	直	スーパー	パート	3			700
	23	56	50	6	核	水産加工	パート	8		4,800	600
	24	57	20	37	核	漁協	正職員	8	400		

聞き取り調査とアンケート回答から作成

注：家族形態の直は直系家族、核は核家族を示す。

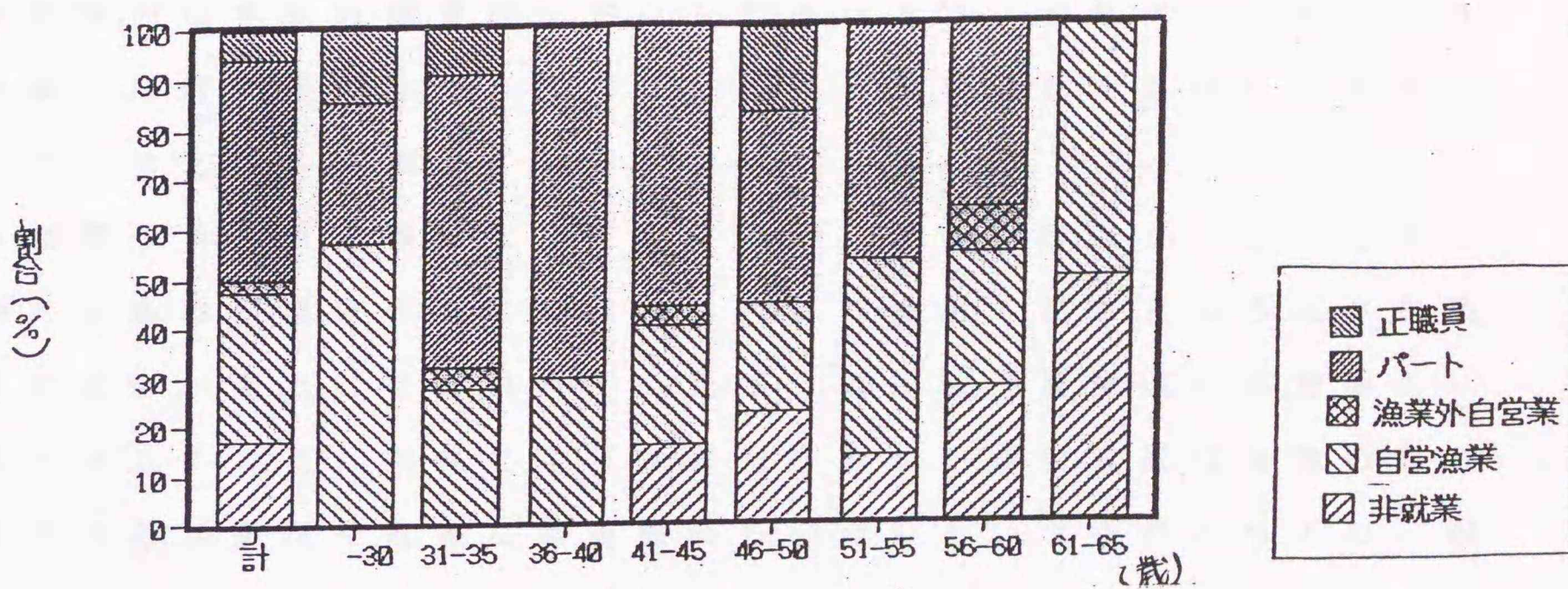
賃金の*印は具体的な金額が分からない場合である。

表Ⅱ-3-2-4

女性の就業状況

区 分	郷ノ浦 町	芦辺町	石田町	勝本町		
				全体	勝本浦	その他
人口	6,852	5,123	2,569	3,872	1,459	2,413
就業者（人）	2,984	2,123	1,137	1,413	437	976
総計（人）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業計	32.9	39.5	35.5	36.7	1.6	52.4
農業	27.6	34.3	31.7	34.8	0.2	50.3
林業	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.2
漁業	5.3	5.0	3.9	1.7	1.4	1.8
第2次産業計	13.3	18.0	17.2	12.0	15.8	10.2
鉱業	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
建設業	3.0	4.8	3.1	4.5	3.4	4.9
製造業	10.3	13.2	14.1	7.5	12.4	5.3
第3次産業計	53.8	42.5	47.2	51.4	82.6	37.4
電気・ガス・水道	0.1	0.3	0.1	0.1	0.0	0.2
運輸・通信	1.7	1.9	4.0	1.5	2.3	1.1
卸売・小売業・飲食店	21.0	18.7	18.9	22.3	43.7	12.7
金融・保険業	1.4	1.1	2.1	1.5	1.4	1.5
不動産	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業	26.9	18.7	20.4	24.4	31.6	21.2
公務	2.6	1.8	1.8	1.6	3.7	0.6
分類不能	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：1995年国勢調査



図II-3-2-1 年齢別の漁家女性の就業状況

注：1996年実施のアンケート結果より作成

アンケートは勝本浦地区の200人の漁協婦人部員を対象に行われ、186名からの回答を得られた。

漁家女性の漁業外従事には、自営業と雇用就業とがある。かつては、自営業であれば主に農業、雇用就業であれば臨時・日雇というように、どちらの場合でも盛漁期の漁業を就業の中心におき、漁業では遊休労働力化する時期に漁業外の就業でその労働力を消化することを基本としてきた。

しかしながら、高齢者においては休漁期中には他の就業を行わない消極的な専門的漁業従事がみられる一方で、若年女性においては恒常的雇用就業が進展しており、漁業と漁業外就業との結び付きはかつてに比べて弱まっている。

漁業外自営業の事例として取り上げた水産物行商は、かつて水産物の流通網が整備されていない時代には漁業外従事というよりも漁業作業の一環として行われていたが、現在は漁業関連の自営業として存在している。女性による水産物行商は、自営漁業に女性の海上作業の必要がなく地域に就業機会も少ないという条件のもとに、嫁姑間で顧客や技術を継承して存在を維持してきた。水産物行商は、基本的に漁業陸上作業の手余り時間に行われているが、客商売である水産物行商の時間帯には行商を優先させたものとなっている。このような兼業を優先させる必要性は、農業に次いで漁家の主な自営業兼業となっている民宿や遊漁といった客商売において共通するものである。

若年女性において進展している雇用就業化は、漁家の息子である夫が雇用就業していたり漁業の規模が小さいために結婚時から女性の漁業労働力が期待されていなかった場合や、海上作業あるいは陸上作業に労働力は必要であるが、世帯の経済計算上、労働市場で有利な若年女性を雇用就業に就かせようとする場合にみられる。若年女性にとっては、漁業従事は、育児との両立上、陸上作業従事に留まり経営に参画することは困難であるが、雇用就業につけば得られる現金収入を目に見える自分の労働対価として家族に提示できるこ

とから、積極的に行われる場合が多く進展しやすいとみられる。

しかしながら、女性が月給制の正社員的な雇用就業につくのはその職を未婚時代から継続しているか、資格を有している場合以外は困難であり、低賃金のパート労働を甘受しなければならないのが一般的である。

既婚女性の雇用就業への着業に大きく影響する子供の保育に関しては、低年齢児保育の支援体制が整っていないことの多い漁村地域でも、直系家族が多い漁家では姑に子供の世話を任せられることが若年女性の雇用就業を可能としている。

雇用就業化によって若年女性の労働が目に見える現金収入で表されたことは漁家における女性の地位形成のうえでは重要であるが、一方で姑層に漁業従事と育児や老人介護労働の負担が重くなっているというように女性間の労働分担の変化が起こっているとみられる。全体としては、漁家女性の雇用就業化は漁家の漁業的性格を弱め、漁家における女性の労働を漁業補助的な労働から、家計補助的な労働に変化させているのである。

III, 結論

漁家女性は家事・育児・高齢者介護を担いながら家族労働力として期待された漁業従事を行っており、漁家にとって欠かせない存在でありながら、これまでその労働はほとんど明らかにされていない。近年は、漁業における男性労働力の不足と地域の労働市場の展開により漁家女性の労働は大きく変化している。

本論文においては、このような漁家における漁家女性の労働の存在形態を、調査統計の分析によりマクロ的な把握を行いつつ実態を捉えることにより、明らかにしようと努めてきた。

第I章「漁家女性の漁業労働と就業状況」では、漁家女性の漁業従事と就業状況の特徴・特質についてマクロ的に把握した。第1に、男性よりも陸上作業にシフトした形で漁業に従事する場合の多い女性労働において、近年の男性労働力の不足を要因として、緩慢ではあるが漁船漁業における海上作業従事が進展していることを明らかにした。また、男女の漁業従事の差は1日あたりの労働時間ではなく、女性の季節的な従事によるものであること、海上作業を行うことによって女性の漁業経営への参画状況が高まることなどを明らかにした。第2に、漁家女性の就業状況を就業内容に沿って分類した後、年齢階層的に女性の就業状況が二極分化している状況を明らかにした。また、自営漁業のあり方と地域労働市場の展開度合いが漁家女性の就業を規定づける主要因であることを検証した。

第II章の「漁家女性の就業状況を規定する要因と労働内容の実態」では、海上作業従事、陸上作業従事、漁業外従事という就業状況ごとに行った実態調査を通して、漁家女性の就業状況を規定する要因と労働内容について分析した。第1に、沿岸漁業乗組員、夫婦操業、単身操業とに分けられる女性の海上作業従事は、漁場が近く労働時間が短いという条件が前提になるが、沿岸漁業乗組員と夫婦操業では男性労働力の不足が女性の海上作業を強く要請するものとなっていることを明らかにした。

第2に、漁具準備・処理作業、水揚げ・選別作業、自家加工作業と

に分けられる陸上作業は、一時的に大量の労働力を必要とし、海上作業に比べて時間的・技能的な従事の制限が小さいために、家族労働力が全面的に投入されるだけではなく、季節的に遊休労働力化している農漁家女性も雇用労働力として吸収されていることを示した。

第3に、漁業外自営業と雇用就業とに分けられる漁業外従事は、季節的な漁業従事に兼業として組み合わせられる形態が一般的であったが、若年者の恒常的雇用就業化による漁業からの離脱と高齢者の消極的な専門的漁業従事が進展するにつれて、この形態は減少しつつある。若年女性の雇用は、諸事情を介して積極的になされる場合が多いが、漁家女性を低賃金労働者として存在させ、漁家の漁業的性格を弱めていることを示した。

以上の検討から導かれる本論文の結論は、以下の通りである。

①男性よりも陸上作業にシフトした形で漁業に従事する場合の多い女性労働においては、近年の男性労働力の不足を要因として緩慢ではあるが漁船漁業への従事が進展している。このような漁業従事は育児・家事の負担が小さくなり時間的に海上作業を行い得る条件を有する中高年女性を中心としている一方で、若年女性においては、展開してきた労働市場における年齢階層的な雇用条件の有利性から恒常的雇用就業化が進展している。その結果、漁家女性の就業は、年齢階層的な二極分化傾向が顕著である。

このような現在の漁家女性の就業状況は、非経済的な家の論理によって決定されることの多かった漁家女性の就業が、労働市場の展開と漁業の労働力不足により漁家の所得の最大化という経済的な家の論理により決定される方向に変化し、さらに、現在では若年女性を中心に個人としての経済合理性から就業を選択できるようにもなったという漁家女性の就業選択の変化を示すものである。

②女性の海上作業従事は、時間的要因・身体的要因・技能的要因・労働力的要因・社会的要因などの漁業のあり方と地域の労働市場の展開度合いから規定される。家事・育児・高齢者介護を負担する既婚女性には時間的な制約が強く働き、家事・育児・高齢者介護の

負担の程度が漁家女性の漁業従事の内容を強く規定づけている。男女の筋力差といった身体的要因は技術革新により解消される方向にあり、現在、漁業における男女の分業的な労働は身体的要因よりも、時間的要因が強く影響している。

近年、漁家女性の海上作業従事を強く規定づけているのは、男性労働力の不足という労働力的な要因である。漁家女性の海上作業従事は、緩慢にはあるが漁船漁業において進展している。このような女性の海上作業従事は、男性の就業機会が少なく漁業後継者が存在しない状況では、それまで蓄積した技能を活かせる漁業を継続させ、少なくとも基幹的従事者である男性の漁業収入分を失わないという消極的な経済有利性を選択した結果である。

漁業における漁家女性の労働力が重要になるにつれて、漁家においては海上作業における女性の身体的な制限要因を機械の投入等によって小さくしたり、女性家族世帯員間での家事・育児・高齢者介護の調整により時間的な制約を小さくする努力が払われている。また、地域における海上作業従事に関する女性禁忌なども消滅させている。しかしながら、依然として家事は固定的に女性労働とみなされているために、漁業従事に家事・育児・高齢者介護を加えた女性の労働は男性に比べて長時間労働となりがちである。

また、夫婦操業の海上作業においては、男性が操船、漁場探査、漁具の操作などの主幹的労働を行うのに対して、女性は選別作業や縄繰り作業といった補助的労働を行うというように分業が明かである。これは、女性の漁業への参入時期が遅いだけでなく、女性に対してははじめから補助的労働しか期待されておらず、主幹的労働の習得機会が設けられていないという技能習得上の制限が行われているためである。しかしながら、労働力不足の状況では女性労働力は補助的とはいえ欠かせない労働力として存在している。

③ 1日あたりの陸上作業時間の長い漁業においては、漁家女性の陸上作業従事の必要性は高く、また、海上作業に比べて時間的・技能的な制限が小さいため、幅広い年齢の漁家女性が労働市場の展開

度合いに大きく左右されずに不可欠なものとして存在している。家族労働力が不足する場合には、季節的に遊休労働力化する農漁家の女性の労働力も吸収している。しかしながら、兼業従事を必要とする農漁家女性が減少していることや漁家雇用が低賃金であることから漁家雇用労働力の不足傾向が生じており、陸上作業が海上作業を規定する可能性も生じ始めている。

④ かつて漁家女性の就業は季節的な漁業を中心とし、漁業においては遊休労働力となる時期に他の就業につくという兼業的従事を基本としていた。しかしながら、高齢女性の消極的な専門的漁業従事と若年女性の恒常的雇用就業化により、漁業と漁業外就業の結びつきはかつてに比べて弱くなり、それぞれが専門的な従事となりつつある。

漁家女性の就業状況の将来的な展開を考えた場合、若年女性において進展している雇用就業化により漁家は漁業的性格を弱め、漁家における女性労働は漁業補助的な労働から家計補助的な労働として位置づけられると予想できる。

参 考 文 献

- 1, 青塚繁志「壱岐水産業の経済分析」『壱岐地域総合開発振興計画現況編』長崎県, 1964年
- 2, 赤嶺綾子「タイ漁村と活躍する女性たち」『 commons の海』学陽書房, 1995年
- 3, 秋山博一「漁村労働力の存在形態に関する諸問題－「現代過剰人口論」覚え書き」漁業経済研究第38巻第2号, 1993年9月
- 4, 荒井由美子・長野章・児玉いずみ『女性の視点からみた漁港漁村整備（その1）』水産振興第307号, 1997年7月
- 5, 荒井由美子・長野章・児玉いずみ『女性の視点からみた漁港漁村整備（その2）』水産振興第308号, 1997年8月
- 6, 地域社会計画センター編『農村の女性企業家たち』家の光境界, 1994年
- 7, 服部昭「故岩崎重野女子と漁業労働」漁業経済研究第23巻第3・4合併号, 1977年10月
- 8, 細谷昂「農村女性と家」『農民生活における個と集団』お茶の水書房, 1993年
- 9, 今村薫「石垣島における漁民の妻の社会的役割」季刊人類学20-3, 1988年
- 10, 伊藤セツ・天野寛子共編著『生活時間と生活様式』光生館, 1989年, 伊藤陽一編著『女性と統計－ジェンダー統計論序説』梓出版社, 1994年
- 11, 岩崎重野『漁家の生活及び生活環境の現状（水産経済研究No11）』水産庁漁政部企画課, 1968年
- 12, 岩崎重野『漁家の生活及び生活環境の現状（2）（水産経済研究No14）』水産庁漁政部企画課, 1970年
- 13, 岩崎重野『漁家の生活及び生活環境の現状（総括編）（水産経済研究No17）』水産庁漁政部企画課, 1972年
- 14, 岩崎重野「日本の海女の生態について」谷川健一編『日本文化資料集成第4巻 海女と海士』三一書房, 1990年

- 15, 煎本孝「房総海士、海女の潜水採集活動」『人類学講座12生態』雄山閣書房, 1977年
- 16, 女性に関するビジョン研究会『2001年に向けて 新しい農山漁村の女性（農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書）』創造書房, 1992年
- 17, 加瀬和俊『沿岸漁業の担い手と後継者』成山堂書店, 1988年
- 18, 加瀬和俊「家族自営業における技術革新と女子労働」『技術革新と女子労働』国際連合大学, 1985年12月
- 19, 加瀬和俊「宮城県階上漁協」『沿岸漁業就業構造改善調査報告書（Ⅱ）』全国漁業協同組合連合会, 1988年
- 20, 加瀬和俊「海面漁業の就業構造と労働市場」長谷川彰編『第8次漁業センサス 日本漁業の構造分析』農林統計協会, 1991年
- 21, 加瀬和俊『沿岸漁村における就業構造に関する研究』水産経済研究 No. 49, 水産庁漁政部企画課, 1992年
- 22, 加瀬和俊「自営漁業者の存在形態 — 階層格差の根拠をめぐって —」漁業経済研究第38巻第2号, 1993年9月
- 23, 加藤久子『糸満アンマー 海人の妻たちの労働と生活』ひるぎ社, 1990年
- 24, 勝本町『勝本町史』, 1985年
- 25, 勝本町漁業協同組合・勝本町漁業施策委員会『勝本町漁業史』, 1980年
- 26, 川口祐二『女たちの海』ドメス出版, 1990年
- 27, 川口祐二『島に吹く風』ドメス出版, 1993年
- 28, 川口祐二『波の音、人の声』ドメス出版, 1995年
- 29, 川口祐二『潮風の道』ドメス出版, 1997年
- 30, 金柄徹「船世帯民再考 家船民の陸地との交渉の分析を中心に」民族学研究第61巻第1号, 1996年
- 31, 熊谷苑子「東西南北「女性の役割の明確化」と農業経営」『農業と経済』第58巻第13号12月号 富民協会・毎日新聞社, 1992年
- 32, 経済企画庁編『平成9年版 国民生活白書』大蔵省印刷局,

1997年

- 33, 松谷市五郎『老岐島水産史』老岐郡漁協協同組合長会, 1989年
- 34, 光岡浩二著『農村家族の結婚難と高齢者問題』ミネルヴァ書房, 1996年
- 35, 宮崎隆志「漁家世帯再生産の構造」『日本漁業の経済分析』農林統計協会, 1992年
- 36, 宮沢晴彦「主業的漁業の経営実態と漁村構造の展望－佐香漁協・小伊津地区のアマダイ延縄漁業経営を中心として」全国沿岸漁業振興開発協会『平成7年度沿岸優良漁業経営条件調査委託事業地域調査報告書（島根半島西部地域）』1995年
- 37, 中村周作「水産物行商人の空間行動様式－山陰地方の事例を中心として」水産振興第228号, 1986年
- 38, 中村丈夫「沿岸漁村の現状と取り組んで」『農村と都市を結ぶ』農村と都市を結ぶ編集部, 1994年, p19-26
- 39, 中村ひろ子「販女」『講座 日本の民俗5 生業』有精堂, 1980年
- 40, 中安定子『現代の兼業』農山漁村文化協会, 1988年
- 41, 中安定子『労働力流出と農業構造』農林統計協会, 1995年
- 42, Nadel-Klein, J., Davis, D. L., ed To Work and To Weep : Women in Fishing Economies, I. S. E. R. Memorial University of Newfoundland, 1988年
- 43, 日本村落研究学会編『家族農業経営における女性の自立（年報村落研究31）』農山漁村文化協会, 1995年
- 44, 農政ジャーナリストの会編『変わるか、農業・農村と女性』農林統計協会, 1993年
- 45, 農村生活総合研究センター『生活研究レポート25 農家若妻の多様な生活観』, 1987年
- 46, 農村生活総合研究センター『生活研究レポート28 農家婦人のパート就労と生活展開』, 1988年
- 47, 農林水産省統計情報部『漁業に従事している漁村女性に関する

意向調査結果概要』、1996年

48, 農林水産省統計情報部『平成4年度農業婦人に関する意向調査結果の概要』、1993年

49, 農林水産省統計情報部『高齢者漁業に関するアンケート結果の概要』、1997年

50, 大沢真知子『経済変化と女子労働 日米の比較研究』日本経済評論社、1993年

51, 大多喜甫文『潜水漁業と資源管理』古今書院、1989年

52, 連合女性局編『女性の労働・生活時間』労働科学研究所出版部、1995年

53, 坂岡庸子「糸満漁民定住家族の生活史と婦人の役割」中楯興編『日本における海洋民の総合研究 糸満系漁民を中心として 上巻』第3章2 B-6, 九州大学出版会、1989年

54, 坂野百合勝『JA女性部活動のすすめ』日本経済評論社、1996年

55, 嶋崎尚子「女性の職業経歴」『ライフコース論』放送大学教育振興会、1995年

56, 佐久間美明「沿岸漁船漁業の労働過程に関する一考察」漁業経済研究 第36巻第2号、1991年

57, 瀬川清子「漁村婦人のはたらき」『十六島紀行・海女記断片』未来社、1976年

58, 瀬川清子「『海女』1955年（新版 未来社、1970年）

59, 瀬川清子『販女』1943年（新版 未来社、1971年）

60, 瀬川清子「海辺の住民の忌と女性禁忌」『女の民俗史』東京書籍、1980年

61, 静岡県教育委員会『静岡県文化財調査報告書第30集 浜名湖の漁労習俗Ⅰ』静岡県文化保存協会、1984年

62, 荘野敏子「漁村に働く婦人達」『漁村研究第4号』、1985年

63, 水産庁漁港部・財団法人 漁港漁村建設技術研究所『女性からみた漁港漁村整備のあり方検討調査報告書』、1994年

64, 田畑久夫「壱岐島におけるアマ集落の変貌－小浦崎、八幡浦を

事例として－」歴史地理学125, 1984年

- 65, 高桑史子「「稼ぐ妻」と「稼げぬ夫」－スリランカ漁村の女性－」ふいいるど第4号, ふいいるど社会人類学研究会, 1989年
- 66, 高桑守史『日本漁民社会論考』未来社, 1994年
- 67, 田中雅一「スリランカ漁民社会のジェンダー」『コモンスの海』学陽書房, 1995年
- 68, 田仲のよ『海女たちの四季』新宿書房, 1983年
- 69, 田辺悟『日本人伝統の研究』法政大学出版会, 1990年
- 70, 田和正孝『漁場利用の生態』九州大学出版会, 1997年
- 71, 東京水産振興会「松江市における水産物流通・消費の地域特性」『水産物流通消費の地域特性に関する総合的研究 PART1』東京水産振興会, 1987年
- 72, 富永静枝「変貌する農家女性労働」『賃金と社会保障 No. 1060』, 1991年
- 73, 米田一二三「水産加工の基本的性格と構造変化」『漁業経済論集』第27巻, 1986年
- 74, 米水津村誌編さん委員会『米水津村誌』, 1990年
- 75, 吉田禎吾編著『漁村の社会人類学的研究－壱岐勝本浦の変容－』東京大学出版会, 1979年
- 76, 吉田義明『日本型低賃金の基礎構造』日本経済評論社, 1995年
- 77, 全国漁業協同組合連合会「主人と船に乗って1年」『第2回全国青年・女性漁業者交流大会資料』, 1997年
- 78, 全国漁業協同組合連合会『沿岸漁業就業構造改善調査報告書』, 1988年
- 79, 全国漁業協同組合連合会『漁業就労活性化地域実態調査報告書』, 1991年
- 80, 全国漁協婦人部連合会「漁村を支える漁協婦人部の実態－'89漁協婦人部実態調査報告書－」, 1993年
- 81, 全国漁協婦人部協議会『夢と希望のある漁村へ（漁協婦人部読本（Ⅱ））』全国漁協婦人部連絡協議会, 1994年

- 82, 全国共済水産業協同組合連合会『「漁協の共済」の加入に関する組合員世帯調査報告書』, 1995年
- 83, 全国共済水産業協同組合連合会『漁業者のための年金マニュアル 1 漁業者の年金制度』, 1993年
- 84, 全国商工団体連合会婦人協議会『全国業者婦人の実態調査 仕事・くらし・健康』, 1994年

